

第4期 羽曳野市
地域福祉計画

第4期 羽曳野市
地域福祉活動計画



令和3年(2021年)3月
羽曳野市
社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、血縁や地縁、社縁といった今までは自然と存在していた共同体機能の脆弱化や少子高齢化、単身世帯の増加等により、個人や世帯が抱える課題は、より複雑・多様化しております。

また、本計画の策定年度でありました令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、今までの生活様式が大きく様変わりし、市の事業や地域福祉活動においても、様々な制約を余儀なくされ、主だった行事はほとんどが中止となりました。そのような中、外出自粛等によるフレイルや虐待、休業や離職等による生活困窮へのリスクの増大などさまざまな課題が浮き彫りとなると同時に、改めて人と人との繋がり大切さを実感し、「公助」「共助」「近助」「自助」での取り組みの重要性を再認識いたしました。

本市では、平成23年度の第2期において基本理念「誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる支えあいのまち 羽曳野」を掲げ、市と地域住民、専門機関等が協働した取り組みである「ふれあいネット雅び」を市内14小学校区において実施し、見守り対象を属性や世代を超えた全世帯として広げてまいりました。また、平成28年度の第3期においては第2期の基本理念を踏襲し、「ふれあいネット雅び」の取り組みも包含しています市内の課題を抱えた人や世帯を支援するネットワーク「ささえあいネットはびきの」において、市内の専門機関が分野を超え、多職種で協働・連携ができるように専門職ネットワークの構築を進めてまいりました。

この度の第4期におきましては、これまでの成果や課題、様々な社会問題を踏まえ第2期からの基本理念を踏襲し、「ささえあいネットはびきの」の取り組みをさらに充実させ「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築・整備に取り組んでまいります。また、これまでより充実した羽曳野市の地域福祉を目指すため、本計画と羽曳野市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」をあわせて策定いたしました。

結びに、本計画の策定にあたりまして、羽曳野市地域福祉計画推進委員会及び羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会の皆様をはじめ、関係団体・機関、市民の皆様等におかれましては、貴重なご意見やご提言をいただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3年 3月



羽曳野市長 山入端 創

ごあいさつ

第4期羽曳野市地域福祉活動計画は、平成28年度策定の第3期羽曳野市地域福祉活動計画の後続計画として、さらなる地域福祉を推進するため、市が策定する第4期羽曳野市地域福祉計画と一体的に策定いたしました。

我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域社会での支え合いが希薄化してきています。また、地域住民が抱える課題が複雑化・多様化するなか、地域で暮らすさまざまな人が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」が実現できる「地域共生社会」を目指しており、本会でも実現に向けた取り組みを行います。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により社会生活が大きく変わり、地域福祉活動やサロン活動など地域が創意工夫を行い実施してきた活動を断念せざるを得ない状況となりました。これからは「新しい生活様式」に対応しながら、これまでの地域福祉活動の経験を活かし、「公助」「共助」「近助」「自助」の協働による新しい地域福祉活動を実践します。

第4期計画は、第4期羽曳野市地域福祉計画の理念である「誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる支え合いのまち羽曳野 ～「ささえあいネットはびきの」の実現に向けて～」を基本としながら、第3期羽曳野市地域福祉活動計画の理念である「一人ひとりの想いをつなぎ結びあう地域づくり」を継承し、地域福祉活動実践のための計画目標とするとともに、基本理念の達成に向けて、3つの基本目標を掲げました。基本目標1は「地域活動を支える担い手づくり（人づくり）」。基本目標2は「ともに支えあい助けあう地域づくり（仕組みづくり）」。基本目標3は「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり（環境づくり）」。これらの目標を達成するために、市民の皆様、校区福祉委員会をはじめとする各種団体の皆様とともに地域福祉活動を進めてまいります。国においては、「地域共生社会」の実現に向けた「包括的支援体制」の取り組みを推進しており、羽曳野市では、第2期計画から取り組んできた「ささえあいネットはびきの」と合致し、支援を必要とする人が必要な支援につながり、制度の狭間を無くすこととなるため重点施策とします。

今後も羽曳野市の地域福祉活動の核である「ふれあいネット雅び」の活動を推進し、各種団体や専門職とのネットワークを強化し、これまで以上に地域福祉活動を実践できるよう取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定にあたりコロナ禍での制約があった状況でしたが、市民アンケート調査、校区福祉委員会をはじめ各種団体からも貴重なご意見やご提言をいただきました。羽曳野市地域福祉計画推進委員会及び羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会の皆様をはじめとする各種団体、市民の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、多くの皆様の参画により、この計画が目標達成に向けて推進できますよう、あらためてご支援・ご協力をお願い申し上げます。

令和 3年 3月

社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会 会長 鎌田 孝司



□ 目 次 □

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 地域福祉とは 1
- 2 計画策定の趣旨 1
- 3 地域福祉に関わる国の動向 4
- 4 計画の位置づけ 7
- 5 計画の期間 9

第2章 羽曳野市の地域福祉を取り巻く現状 10

- 1 統計データ等からみる市の現状 10
- 2 各種アンケート調査等からみる市の現状 20
- 3 第3期計画の進捗評価 43
- 4 アンケート・懇談会等からみえてきた課題 48

第3章 計画の基本的な考え方 50

- 1 基本理念 50
- 2 基本目標 51
- 3 重点施策 52
- 4 計画の体系 60

第4章 施策の展開 62

- 基本目標1 地域活動を支える担い手づくり（人づくり） 62
- 基本目標2 とともに支えあい、助けあう地域づくり（仕組みづくり） 81
- 基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり（環境づくり） 100

第5章 計画の推進 110

- 1 計画の普及啓発 110
- 2 地域住民、関係団体、事業者、市の協働による計画の推進 110
- 3 地域福祉推進委員会による進行管理 110

資料編 111

- 1 羽曳野市地域福祉推進委員会規則 111
- 2 羽曳野市地域福祉推進委員会名簿 113
- 3 第4期羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱 114
- 4 第4期羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会 115
- 5 用語解説 116
- 6 相談・支援機関一覧 124

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障害などの有無にとらわれず、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをつくり、それを持続させていくこととされています。

従来の福祉サービスは、高齢者・障害者・子ども等といった対象別に行ってきました。しかし、現在ではこうしたサービス提供だけでは解決できない複合的かつ深刻な問題が、私達のまわりで顕在化しています。また、コミュニティや住民の地域福祉に対する意識を高めることの難しさや社会的孤立の深刻化等も大きな課題となっています。

これらの課題を解決していくためには、さまざまな日常生活上発生する諸問題（地域生活課題）に対して、①個人（市民一人ひとり）や家族が自ら解決すること（自助）、②近隣住民の支えあい（近助）やボランティア・NPO 等による支えあい活動（共助）、③市等による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

2 計画策定の趣旨

2016年（平成28年）6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部構想が打ち出されて4年が経過しました。この構想は、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「地域コミュニティ（ケアリング・コミュニティ）の構築」を目指すことと同時に、今まで市や社会福祉施設・機関等の専門機関が、障害者・高齢者・児童等・公的扶助等の縦割り・対象別で対応してきたものを改め、多職種連携によるワンストップ型・連携強化型サービスへの転換を目指すものです。

言い換えれば、“我が事”とは、地域住民がさまざまな地域福祉課題を他人事と考えず、今我々にできることは何かを考え、着実に行動に移していく「住民の主体形成づくり」であり、“丸ごと”とは、従来の市や専門職の縦割り体制の弊害である「制度の狭間」をつくらないための「行政や社会福祉協議会・社会福祉施設・機関等専門機関の真摯な覚悟」であると言えます。加えて、2017年（平成29年）4月1日に施行された「改正社会福祉法」の第6条の2項には「地域住民の地域福祉活動への参加促進のための環境整備」と「住民に身近な圏域における、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり」といった地方公共団体の責務として包括的な支援体制づくりに努めることが明記されました。

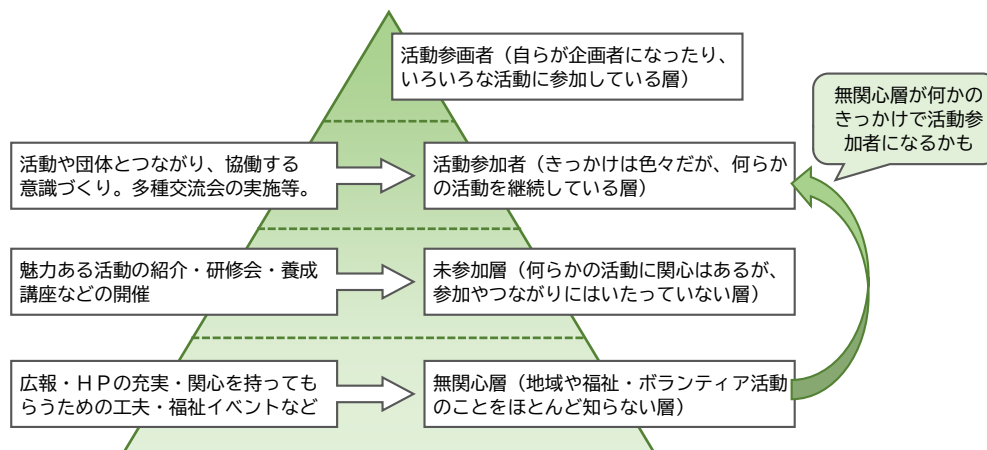
しかし、少子高齢化・人口減少の進行に加え、従来の分野別の施策・サービス提供では解決できない複合的かつ深刻な問題が顕在化してきている中、2020年（令和2年）は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、今までの対面での地域福祉活動やサロン活動等が大きく制約を受けている状況です。「コロナ禍において、外出自粛に始まり、地域活動の中止・縮小等の続く状況の中、『人と話さない、イライラが増える、外出が減り閉じこもりがち、困りごとの相談ができない、体力の低下、社会的孤立、生活実態の把握がしにくい、活動者（ボランティア）の士気の低下』など地域住民への影響は大きい。」といった校区懇談会での指摘にもあり「ウィズコロナ社会」における新しい生活様式における地域福祉活動を模索していくことが必要不可欠です。

「ウィズコロナ社会」における新しい地域福祉活動は、「温故知新」がキーワードになると考えます。「温故知新」とは、これまでの地域福祉活動実践から我々が学んできたこと、大切にしていたことを再確認し、公助・共助・近助・自助の協働により時代に即応した新しい地域福祉活動実践において「今できること、今しかできないこと」を探究し、試行錯誤を繰り返しながら共に創りあげていく努力が大切です。リスクを恐れるあまり、地域福祉活動のすべてが停滞してしまえば明るい未来は実現できません。例えば、SNS や ICT を活用した情報発信・情報共有を推進し、「離れていても心のつながりを維持していく」取り組みも積極的に検討していくことが必要です。

また、近年では全国のさまざまな地域で未曾有の自然災害が発生しており、今後もいつ、どこで起きてもおかしくない災害にいかに備えるか、災害時の避難支援や支援態勢をどう創りあげるかは、今後の重要課題であり、平常時から災害時へと一貫性のある支援が必要です。このためにも、市がリーダーシップを発揮して、さまざまな専門機関と地域住民との日頃からの連携協働による「公助・共助・近助・自助の相互信頼による顔の見える関係づくり」を構築していくことが必要不可欠です。

今後さまざまな福祉教育実践を通じて、これまで地域福祉活動に無関心だった人々を新たな福祉の担い手に育成し、福祉に関する無関心層・未認識層を参加層・参画層へ移行することによって、地域福祉の担い手の後継者不足の解消に努めます。

《市民参加・参画のプロセス》



市や社会福祉協議会と住民・福祉団体・福祉施設関係者・企業等が、羽曳野市の地域福祉推進にむけて心を一つにして取り組んでいくことで、5年後の未来を大きく明るく変えることができると思います。

このような趣旨のもと、本計画は「羽曳野市地域福祉計画」と「羽曳野市地域福祉活動計画」の計画期間がともに最終年度を迎えることから、地域福祉に関わる取り組みの実施状況や社会経済情勢、市民のニーズなどの変化を踏まえ、羽曳野市地域福祉計画と羽曳野市社会福祉協議会地域福祉活動計画とを一体的に策定し、さらなる地域福祉の推進を目指します。

「羽曳野市地域福祉計画」では、地域福祉の推進に向けて今後5年間に取り組んでいくべき課題を整理し、3つの基本目標を設定しました。また、「羽曳野市地域福祉活動計画」では、14か所で開催した校区懇談会での意見を集約して、「ふれあいネット雅び」で取り組んできた各小学校区の特性を活かした、より身近で具体的な地域福祉実践を一層充実・発展するための創意工夫を中心に整理しました。



3 地域福祉に関わる国の動向

（１）地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年（令和 7 年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

（２）生活困窮者自立支援制度の創設

失業や疾病の罹患など突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、長期的な景気低迷等の影響を受け経済的に困窮する人が増加し、深刻な生活困窮状態に陥ってしまったりする人たちの増加が見受けられます。

このような状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第 2 のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、2013 年（平成 25 年）12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき創設された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じできる限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支えあう」地域づくりを目指すこととしています。

（３）「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

国においては、2015 年（平成 27 年）9 月に、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢・障害・児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を目指す内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンでは、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、地域生活を包括的に支援することを目指す「地域包括ケアシステム」の構築や、本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な相談・支援を提供することを目指す「生活困窮者自立支援制度」の取り組みを進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

（４）社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

2016年（平成28年）6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

2017年（平成29年）2月には、社会福祉法の改正を含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されるとともに、今後の実現に向けた工程が示されました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域におけるすべての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。この社会においては、福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠であり、これまでの地域福祉推進の目的と共通することから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。

その後、2020年（令和2年）6月には、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。改正法では、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「断らない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を目的とする「重層的支援体制整備事業」のほか、社会福祉法人を中心とする「社会福祉連携推進法人」を新たに創設することとしています。

（５）さまざまな差別の解消に向けた取り組み

さまざまな差別の解消に向けて、国において、2016年（平成28年）にいわゆる「人権三法」と言われる、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」を施行し、個別の人権問題の解決に向けた法律が整備されました。

これらの法律には、差別的な言動に対する相談・教育・啓発活動の実施、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、事業者や行政機関・地方公共団体への「合理的配慮」の義務などが明記されており、障害の有無や民族・国籍などの違いを豊かさとして、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

（６）成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、2016年（平成28年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、2017年（平成29年）3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定されました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることが求められています。



4 計画の位置づけ

（１）法的位置づけ

地域福祉を推進するための計画には、市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の2つの計画があります。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づいて市町村が策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づく地域福祉を推進する上での実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。

なお、本計画は、地域を基盤とした支援体制等を必要とするため、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」及び「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含しています。

（２）地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民組織、ボランティア、NPOなどの関係団体、事業所などとともに取り組んでいく福祉活動の自主的・自発的な行動計画であり、小学校区ごとに取り組んでいる地域住民の主体的な地域福祉活動の目標をかかげる小学校区の福祉活動計画の指針となります。

社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられています。

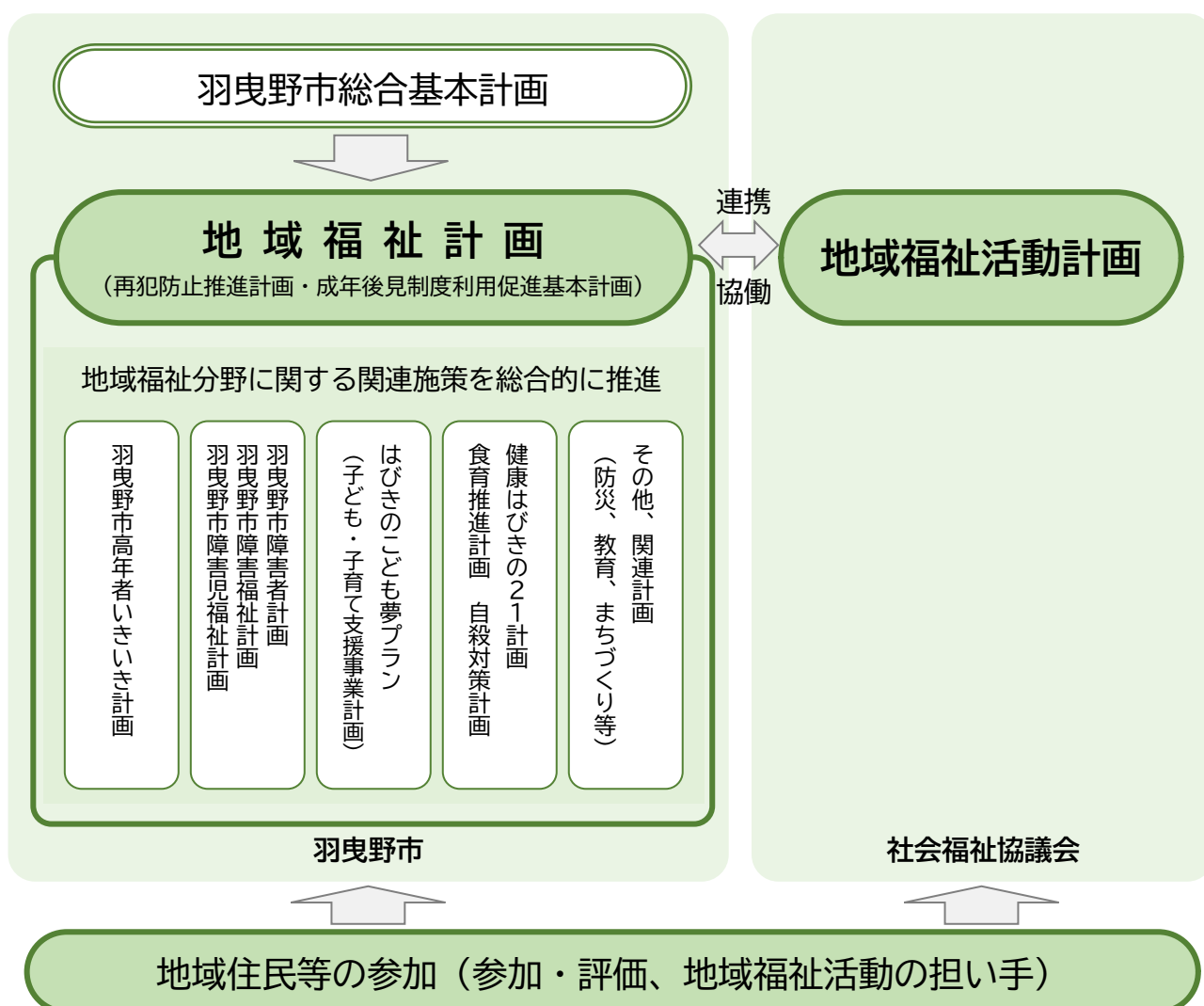
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、市と社会福祉協議会の協働により両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性をもって地域福祉を推進していくものとします。

なお、本計画においては、地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」を『**■市の取り組み■**』として、またそれを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を『**■地域住民・関係団体と社会福祉協議会の取り組み■**』として掲載しています。

(3) 市の他計画との関係

地域福祉計画は、羽曳野市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるべく策定した「総合基本計画」を上位計画とし、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、羽曳野市の地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、市と社会福祉協議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性をもって羽曳野市の地域福祉を推進していくものとし



5 計画の期間

本計画の計画期間は、2021 年度（令和3年度）を初年度として、2025 年度（令和7年度）までの5年間を計画期間とします。

	平成 28年度 2016	平成 29年度 2017	平成 30年度 2018	令和 元年度 2019	令和 2年度 2020	令和 3年度 2021	令和 4年度 2022	令和 5年度 2023	令和 6年度 2024	令和 7年度 2025
総合基本計画	第6次総合基本計画									
	前期基本計画					後期基本計画				
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3期地域福祉計画					本計画				
	第3期地域福祉活動計画									
高年者いきいき計画	第6期計画		第7期計画			第8期計画			第9期計画	
障害者計画	第3期計画					第4期計画				
障害福祉計画	第4期計画		第5期計画			第6期計画			第7期計画	
障害児福祉計画			第1期計画			第2期計画			第3期計画	
はびきのこども夢プラン	第1期計画				第2期計画					
健康はびきの21計画	第2期前期計画			第2期後期計画						



第2章 羽曳野市の地域福祉を取り巻く現状

1 統計データ等からみる市の現状

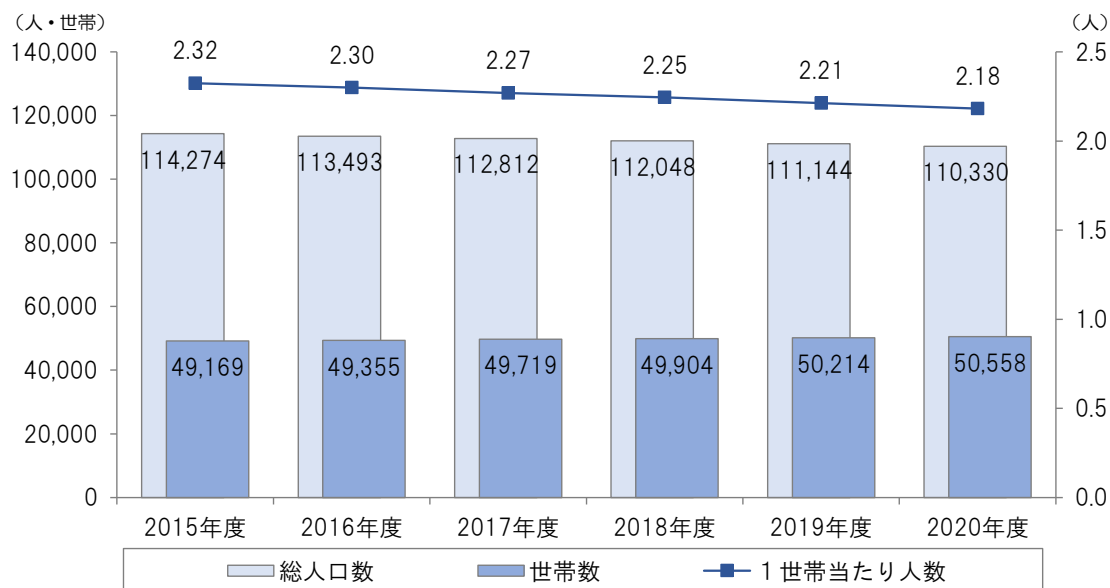
(1) 人口と世帯の状況

① 総人口と世帯数の推移

総人口の推移をみると、2020年度（令和2年度）は110,330人となっており、2016年度（平成28年度）以降、減少傾向が続いています。

また、世帯数の推移をみると、2020年度（令和2年度）は50,558世帯となっており、2016年度（平成28年度）以降、微増傾向にあり、1世帯当たり人員は減少傾向となっています。

総人口と世帯数の推移



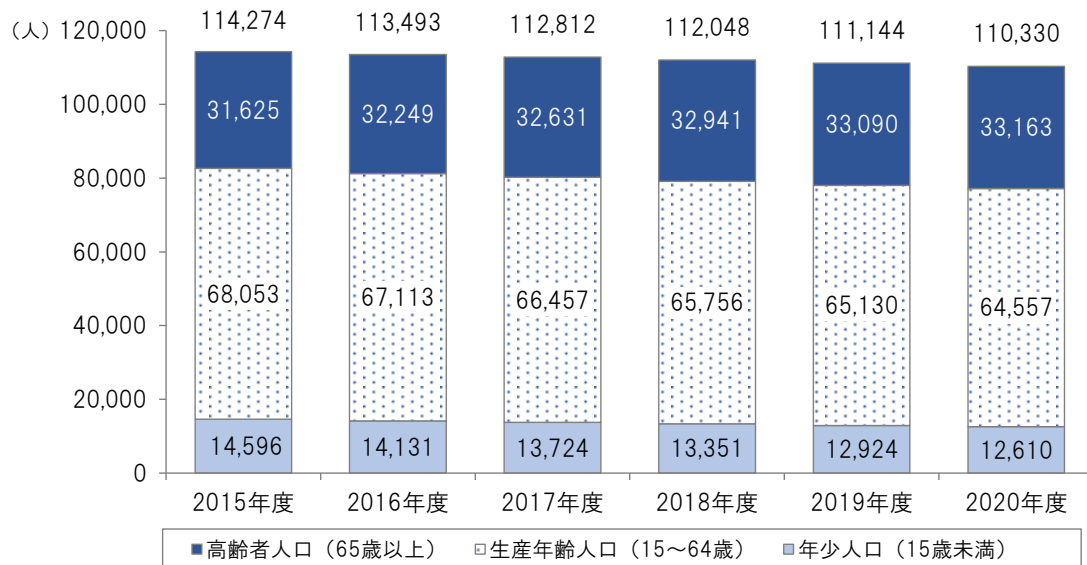
【資料】住民基本台帳人口（各年9月末現在）

② 年齢別人口の推移

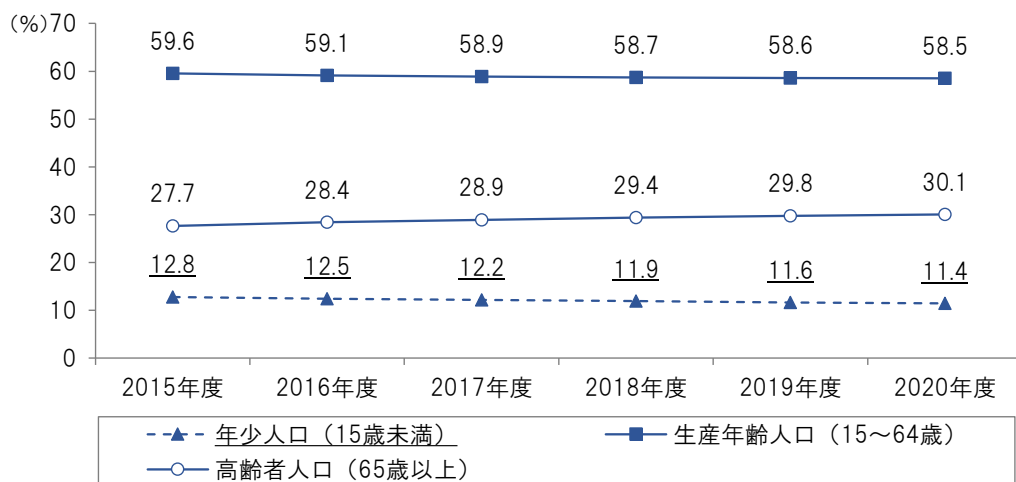
年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向となっているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

また、総人口に占める割合でみると、高齢者人口（65歳以上）割合は上昇しており、2020年（令和2年）9月末時点で30.1%と、人口の約3割が高齢者となっています。

年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口割合の推移



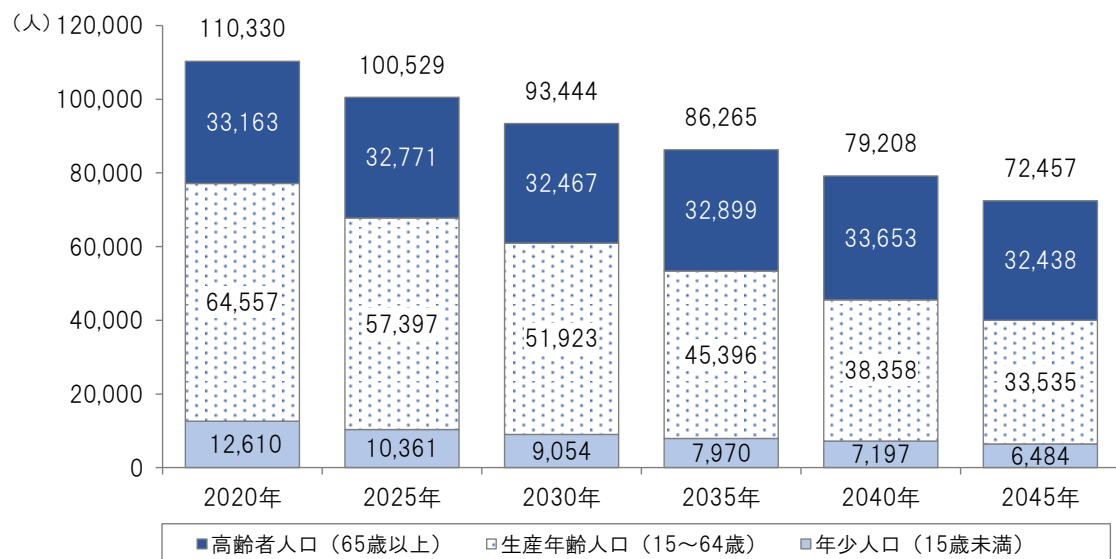
【資料】住民基本台帳人口（各年9月末現在）

③ 人口推計

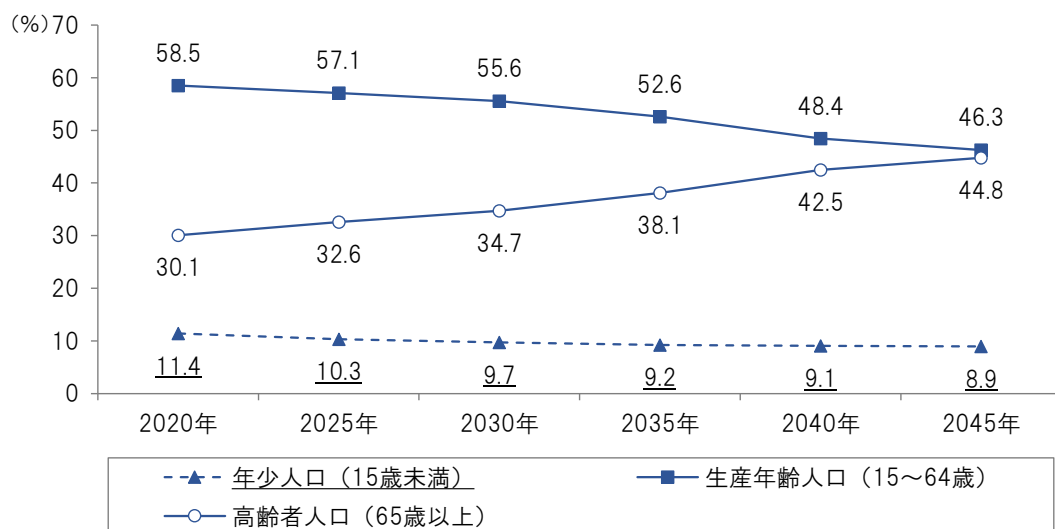
今後の推計をみると、羽曳野市の人口は今後も減少を続け、10年後の2030年（令和12年）には93,444人と10万人を下回り、20年後の2040年（令和22年）には79,208人と8万人を下回るなど、急速な人口減少が予測されています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、20年後の2040年（令和22年）には42.5%と、人口の4割以上が高齢者になると予測されています。

年齢3区分別人口の推計



年齢3区分別人口割合の推計



【資料】2020年は、住民基本台帳人口（9月末現在）、
2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

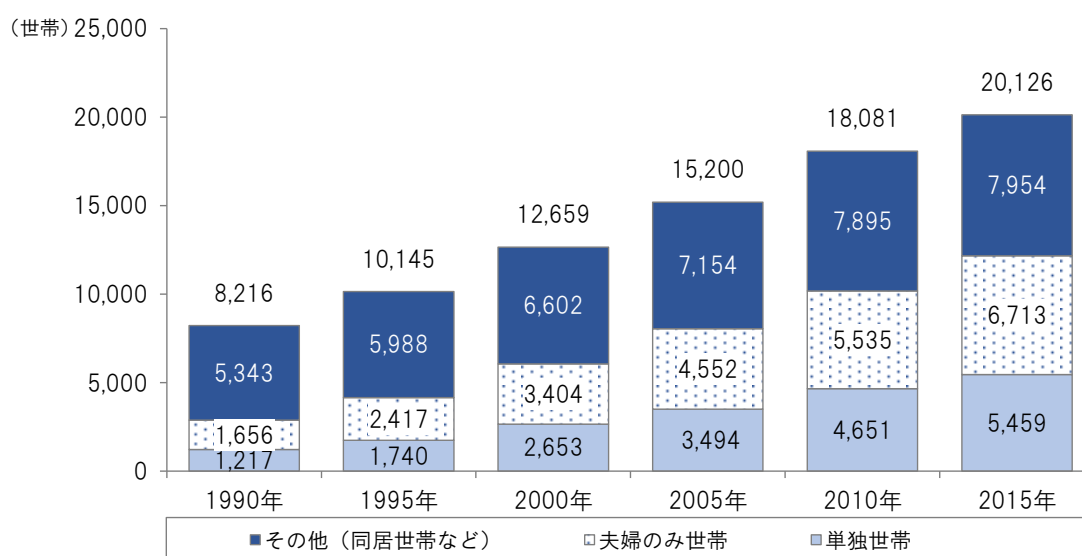
(2) 高齢者、障害者等の状況

① 高齢者のいる世帯の状況

65 歳以上の高齢者がいる世帯は年々増加し、2015 年（平成 27 年）には 20,126 世帯となっています。

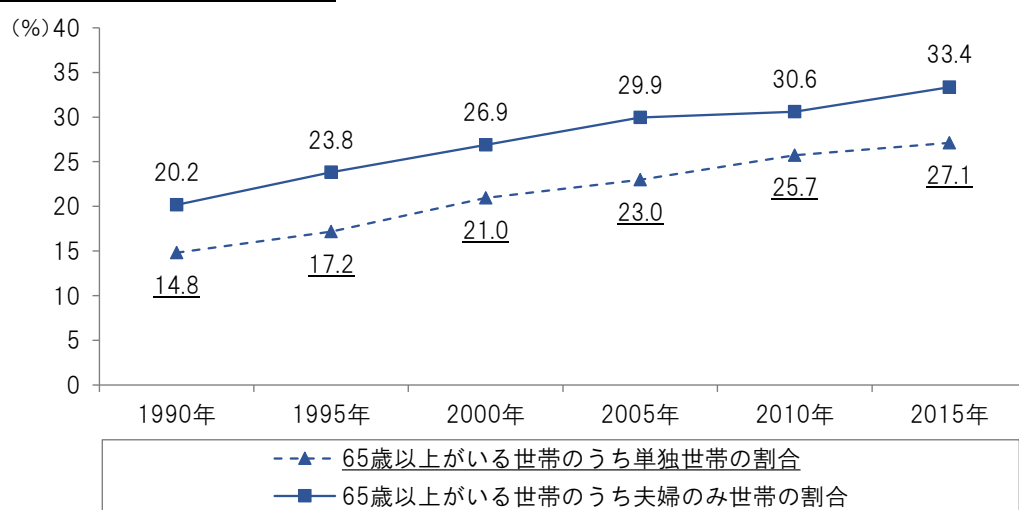
また、65 歳以上の高齢者がいる世帯のうち単独世帯（ひとり暮らし）や夫婦のみ世帯も一貫して増加しており、2015 年（平成 27 年）には、高齢者がいる世帯のうち、単独世帯（ひとり暮らし）及び夫婦のみ世帯が約 6 割を占めています。

高齢者のいる世帯の推移



※高齢者の夫婦のみ世帯における「夫婦」とは、夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦をさします。

高齢者のいる世帯割合の推移



【資料】国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

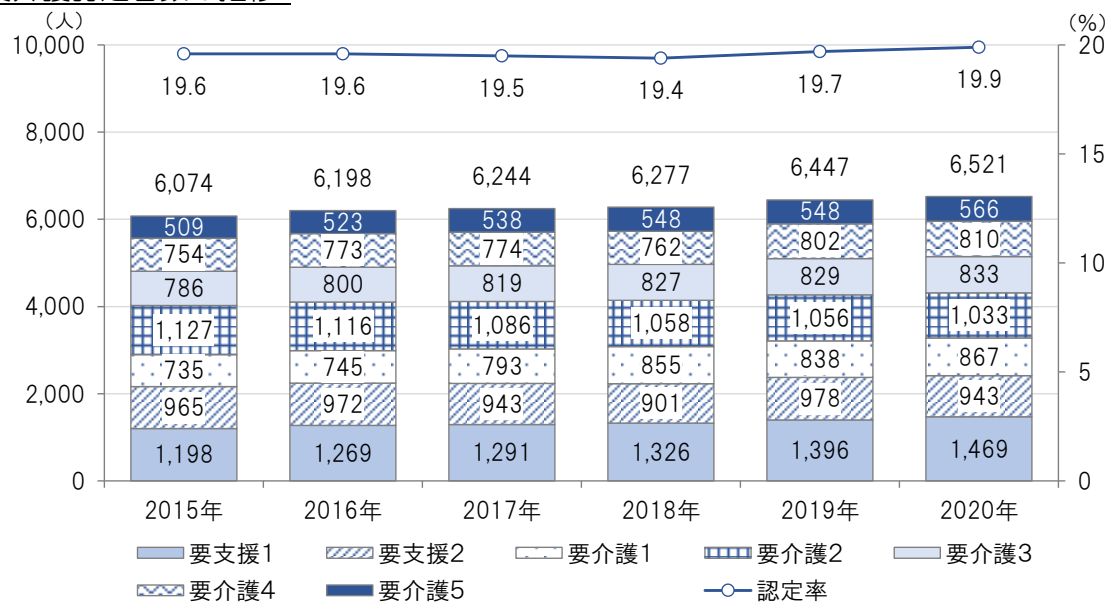
② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、2015年（平成27年）以降、増加傾向となっており、2020年（令和2年）3月末時点で6,521人となっています。

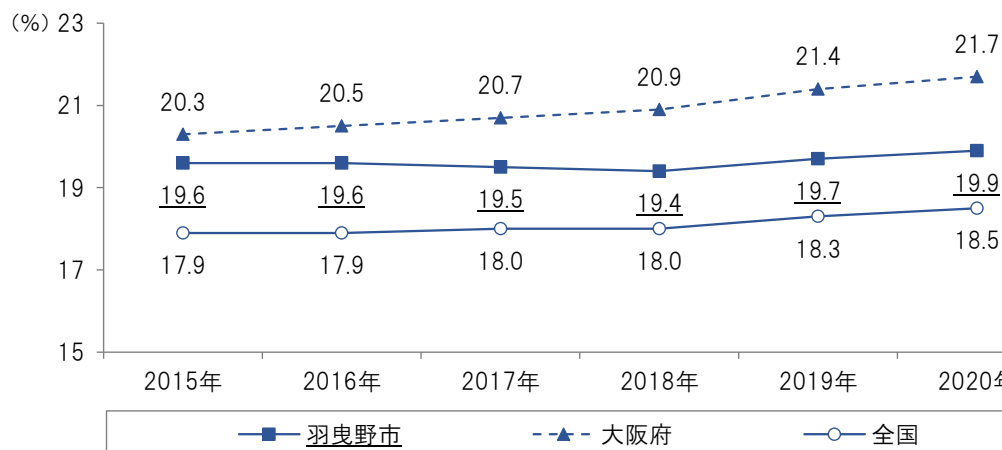
認定率でみると、2015年（平成27年）以降、19%台で横ばい傾向となっており、2020年（令和2年）3月末時点で19.9%となっています。今後の高齢化に伴い、さらに要介護認定者数の増加が見込まれます。

また、認定率を全国・大阪府と比較すると、大阪府に比べると低い数値で推移しています。

要介護認定者数の推移



認定率の推移（全国・大阪府との比較）

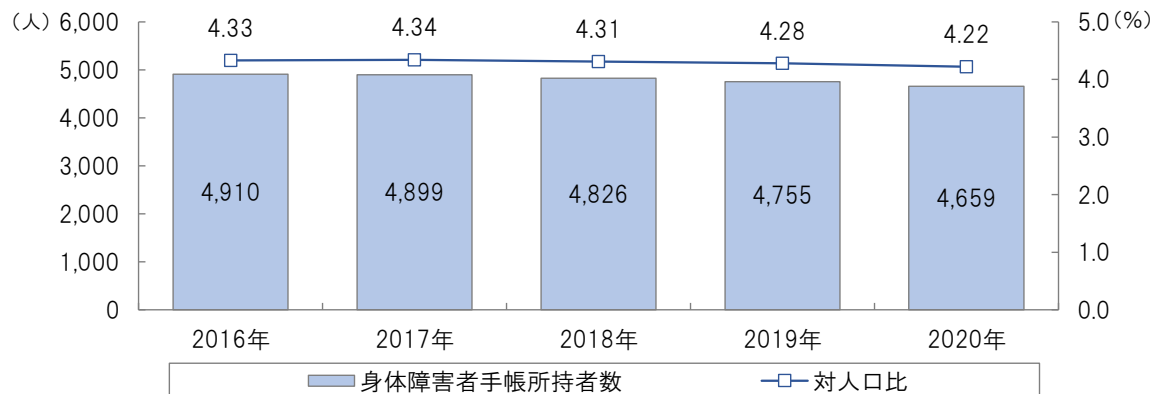


【資料】2015年～2019年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（各年3月末現在）
2020年：「介護保険事業状況報告（3月月報）」（3月末現在）

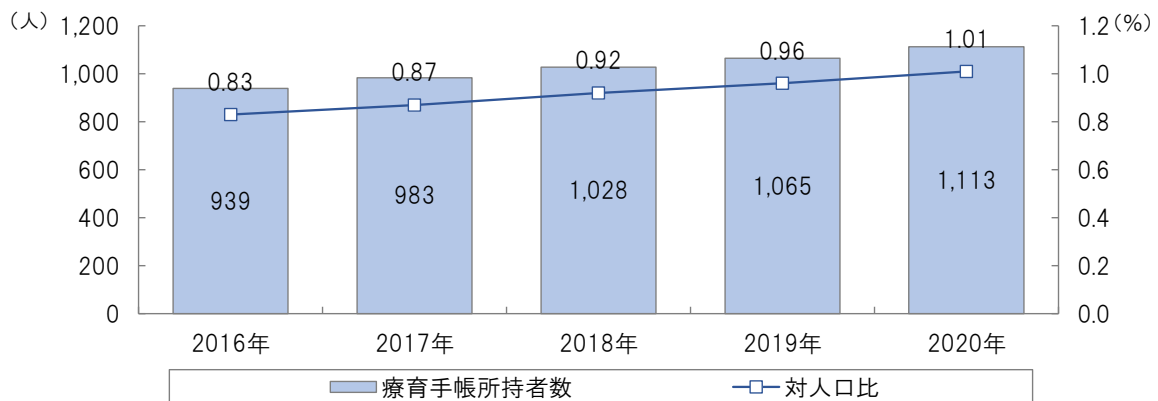
③ 障害者手帳所持者数の推移

障害者の状況は、身体障害者手帳所持者数は横ばい傾向となっているのに対し、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

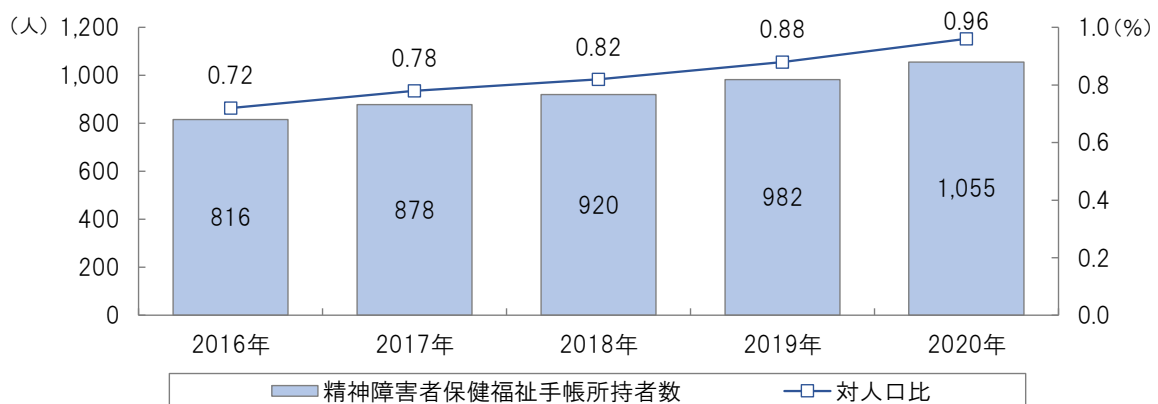
身体障害者手帳所持者数の推移



療育手帳所持者数の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



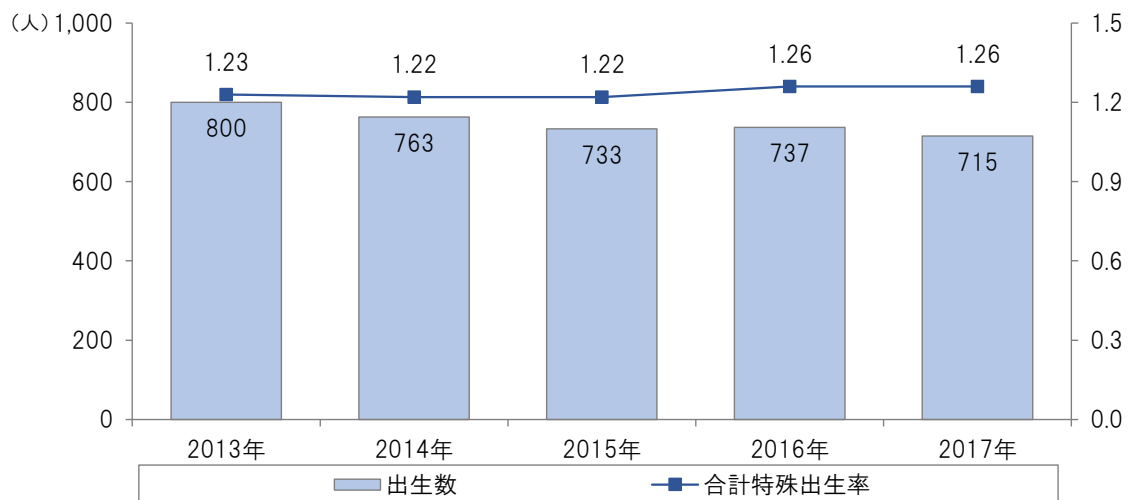
【資料】障害福祉課（各年3月末現在）

④ 出生数・合計特殊出生率の推移

出生数は2013年（平成25年）の800人から減少傾向が続いており、2017年（平成29年）で715人となっています。

合計特殊出生率は、2013年（平成25年）の1.23から若干の増減はあるものの微増傾向となっており、2016年（平成28年）、2017年（平成29年）には1.26となっています。

出生数と合計特殊出生率の推移

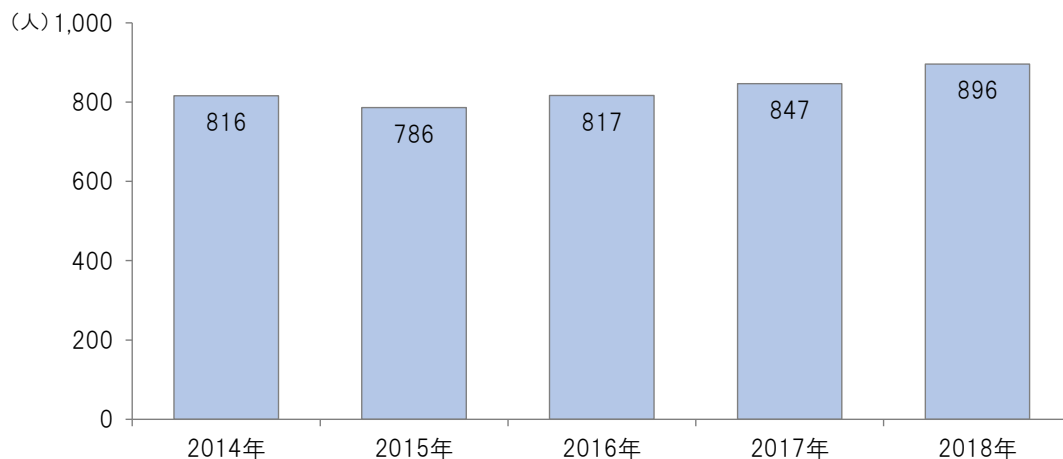


【資料】はびきのこども夢プラン（出生数は各年12月末時点）

⑤ 外国人住民の状況

外国人住民の人数は2014年（平成26年）の816人から増減はあるものの、微増傾向となっており、2018年（平成30年）で896人となっています。

外国人住民の人数の推移



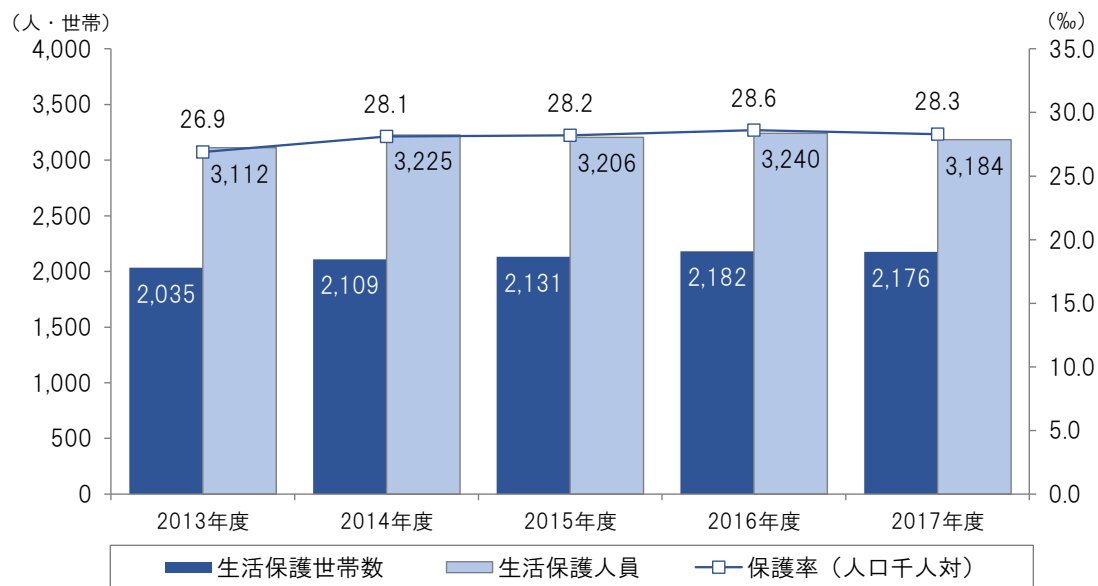
【資料】羽曳野市統計書（各年12月末時点）

⑥ 生活保護世帯等の状況

生活保護世帯等の状況は、2017 年度（平成 29 年度）の生活保護世帯数は 2,176 世帯、被保護世帯人員は 3,184 人、保護率は 28.3‰（パーミル）となっています。

2013 年度（平成 25 年度）以降の推移をみると、生活保護世帯数・被保護世帯人員は微増傾向となっており、人口千人対の保護率は横ばい傾向となっています。

生活保護世帯数等の推移



【資料】羽曳野市統計書（各年度末日時点）



(3) 地域福祉活動に関する組織及び個人の状況

① ボランティア登録団体数と登録人数（羽曳野市ボランティアセンター登録）の推移

羽曳野市ボランティアセンターへ登録しているボランティア登録団体数は横ばい傾向となっているのに対し、ボランティア登録者数は年々減少傾向となっています。一方で、個人ボランティア登録数は年々増加傾向となっており、2019年度（令和元年度）には58人となっています。

ボランティア登録団体数と登録人数の推移

	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
ボランティア団体数 (団体)	60	59	63	63
ボランティア登録者数 (人)	717	682	665	645
個人ボランティア登録数 (人)	51	46	43	58

【資料】羽曳野市社会福祉協議会

② 民生委員の活動

民生委員の人数は、2015年度（平成27年度）以降、減少傾向となっており、定員188人に対して、2019年度（令和元年度）には178人となっています。また、活動件数は近年では2,400件前後で推移しています。

民生委員の人数と活動件数の推移

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
民生委員人数 (人)	182	180	181	179	178
民生委員活動件数 (件)	3,187	2,968	2,332	2,446	2,407

【資料】福祉総務課

③ 町会加入率の推移

市全体世帯数は、2016年（平成28年）以降、年々増加しているのに対し、町会加入世帯数は減少しています。2020年（令和2年）には町会加入世帯は35,054世帯、加入率は69.58%となっています。

町会加入率の推移

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
町会加入世帯数 (世帯)	36,939	36,740	36,322	35,920	35,054
市全体世帯数 (世帯)	49,253	49,524	49,771	50,071	50,376
町会加入率 (%)	75.00	74.19	72.98	71.74	69.58

【資料】市民協働ふれあい課

④ その他の団体の推移

○ 自主防災組織

自主防災組織内世帯数は、2015年度（平成27年度）以降、減少しており、2019年度（令和元年度）には自主防災組織内世帯は15,441世帯、組織率は30.06%となっています。

自主防災組織の組織率の推移

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
組織内世帯数（世帯）	16,121	16,184	15,607	15,607	15,441
組織率（%）	32.73	31.21	31.37	30.84	30.06

【資料】危機管理室

○ こども会

こども会の登録単位数は、2016年（平成28年）以降、減少しており、2020年（令和2年）は28団体、468人となっています。

こども会と会員数の推移

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
登録単位数（団体）	35	35	35	29	28
会員数（人）	974	839	715	616	468

【資料】社会教育課

○ 老人クラブ

老人クラブのクラブ数、会員数ともに年々減少しており、2020年（令和2年）は126クラブ、6,555人となっています。

老人クラブ数と会員数の推移

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
老人クラブ数（クラブ）	143	139	137	132	126
会員数（人）	8,140	7,859	7,368	7,026	6,555

【資料】福祉総務課

○ NPO法人

主たる事業所が羽曳野市だけにあるNPO法人は、2020年（令和2年）は24団体となっています。

NPO法人数の推移

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
NPO法人数（団体）	19	21	24	25	24

【資料】市民協働ふれあい課

2 各種アンケート調査等からみる市の現状

(1) 市民アンケート調査の概要

【調査の概要】

日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見を聞き、住民の主体的な活動による福祉のまちづくりを目指すことを目的としてアンケート調査を実施しました。

＜調査対象＞ 市内にお住まいの18歳以上の方から無作為抽出

＜実施時期＞ 2020年（令和2年）8月13日（木）～ 8月28日（金）

＜調査方法＞ 郵送配布－郵送回収

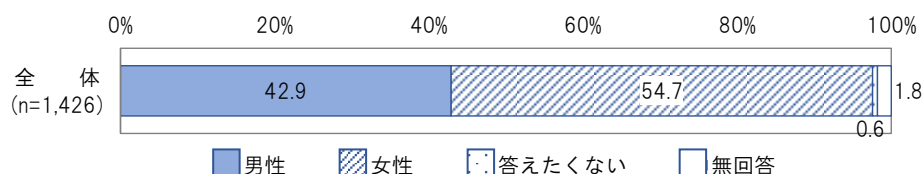
＜回答者数＞

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	2,800 人	1,426 人	50.9%

【回答者の属性】

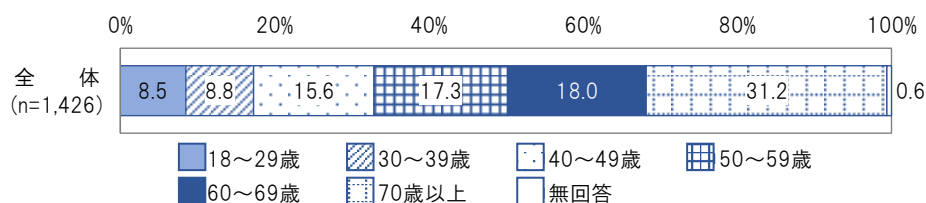
① 性別

回答者の性別は、「男性」が4割程度、「女性」が半数程度となっています。



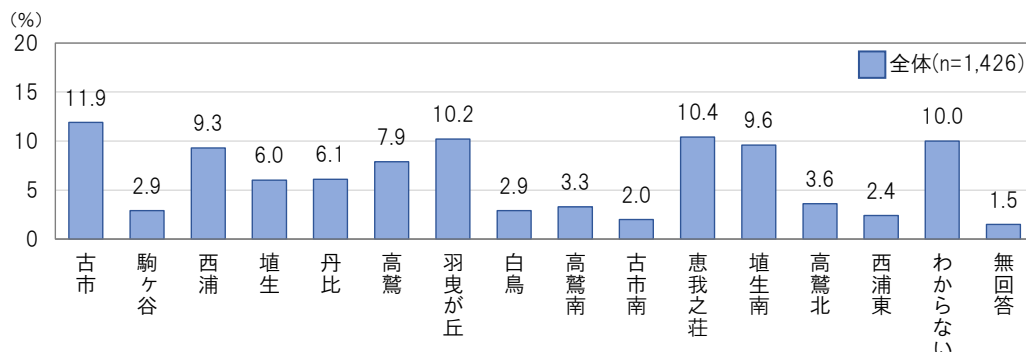
② 年代

回答者の年代は、「70歳以上」が3割を超えて最も多く、次いで「60～69歳」、「50～59歳」の順となっており、60歳以上が約半数を占めています。



③ 居住地域

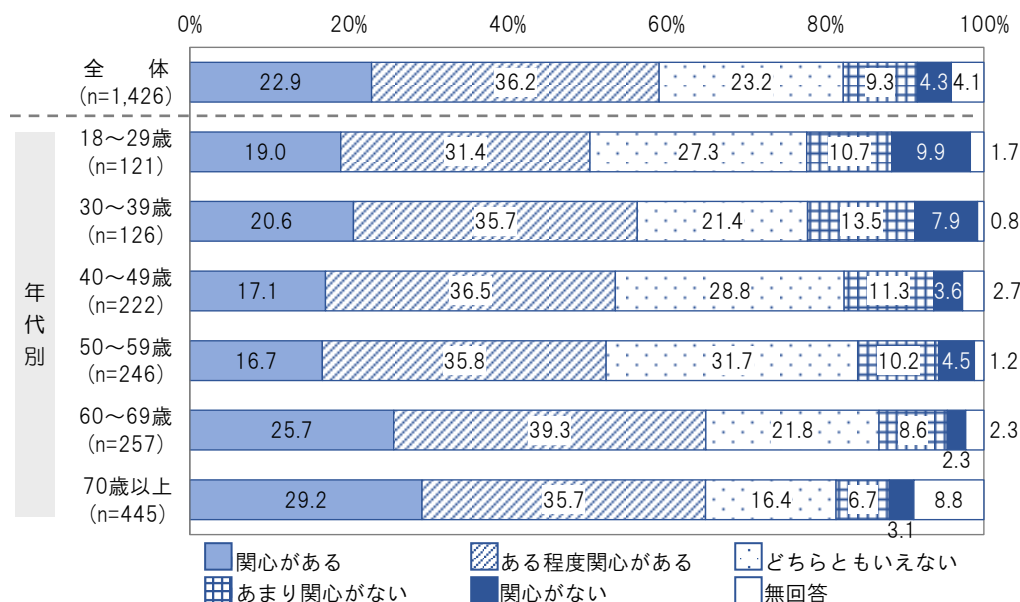
回答者の居住地域は、「古市」、「羽曳が丘」、「恵我之荘」が1割を超えて多く、次いで「埴生南」、「西浦」の順となっています。



【「福祉」への関心度】

福祉への関心度については、「ある程度関心がある」が3割以上を占めて最も多く、「関心がある」と合わせると、福祉に関心がある人が6割近くを占めています。

年代別にみると、関心がある人が60歳以上では6割を超えているのに対し、18～59歳では半数程度となっています。また、18～39歳では、『関心がない』（「あまり関心がない」＋「関心がない」）が2割程度と、その他の年代に比べてやや高くなっています。

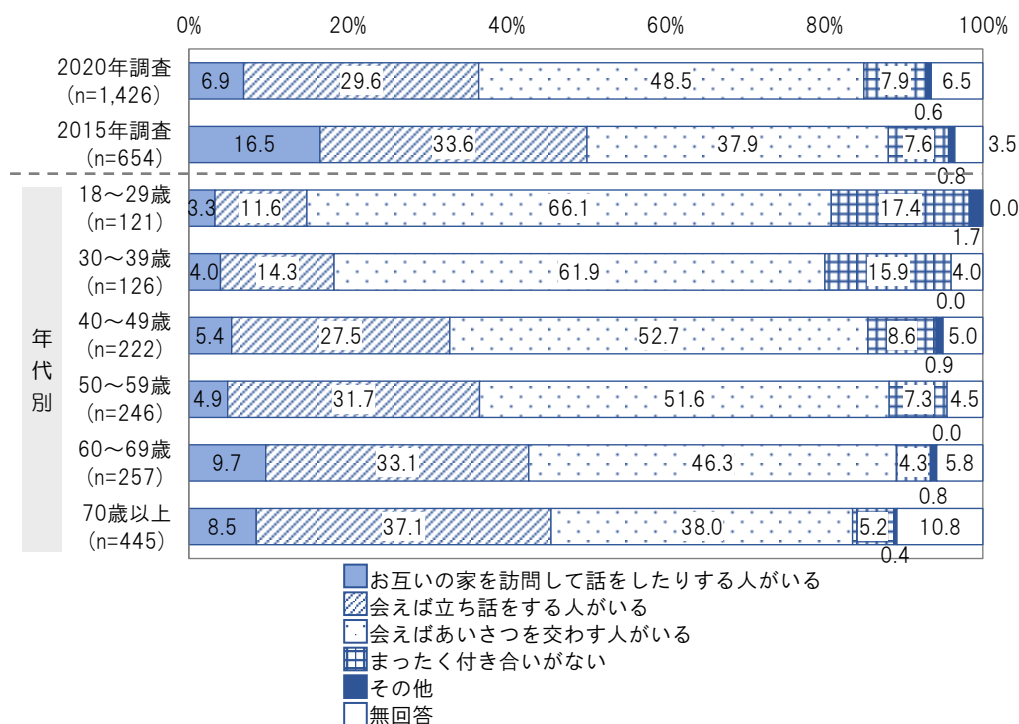


【近所との関係】

近所との関係については、「会えばあいさつを交わす人がいる」が半数近くを占めて最も多く、次いで「会えば立ち話をする人がいる」の順となっています。

年代別にみると、年代が下がるにつれて近所との関係が少ない傾向がみられます。特に、18～39歳では「まったく付き合いがない」が1割以上となっており、その他の年代に比べてやや高くなっています。

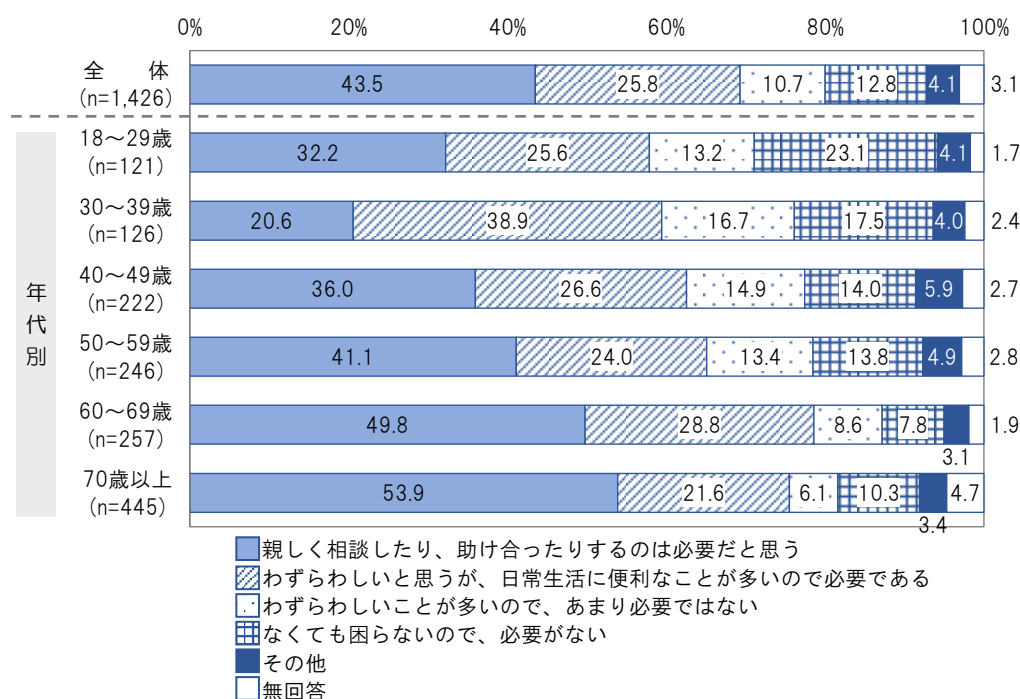
前回調査と比較すると、「お互いの家を訪問して話をしたりする人がいる」や「会えば立ち話をする人がいる」が減少しており、近所との関係性がやや希薄化している状況がみられます。



【近所づきあいの考え方】

近所づきあいの考え方では、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」が4割を超えて最も多く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なが多いので必要である」となっており、近所づきあいの必要性を感じている人が7割近くを占めています。

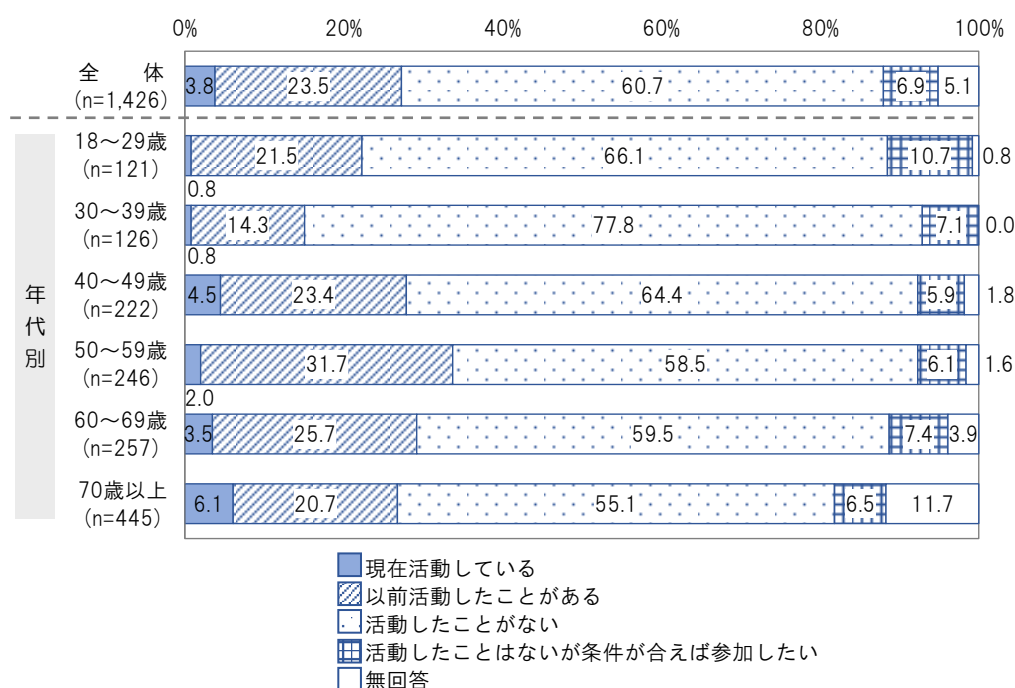
年代別にみると、概ね年代が下がるにつれて、近所づきあいの必要性を感じていない人が多くなる傾向がみられます。特に、18～39歳では『必要ない』（「わずらわしいことが多いので、あまり必要ではない」＋「なくても困らないので、必要がない」）が3割を超えて、その他の年代に比べてやや高くなっています。一方で、18～29歳の一番若い層においては、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」が3割を超えており、助け合っていくべきだと考えている人の割合も多くなっています。



【小学校区での地域活動・ボランティア活動への参加状況】

小学校区での地域活動・ボランティア活動への参加状況については、「活動したことがない」が約6割を占めて最も多く、「現在活動している」と「以前活動したことがある」を合わせると、参加したことがある人は3割未満となっています。

年代別にみると、すべての年代で「現在活動している」が1割未満となっており、特に18～39歳で低い割合となっています。一方で、「活動したことはないが条件が合えば参加したい」が1割程度となっており、特に18～29歳では約1割と、その他の年代に比べてやや高くなっています。

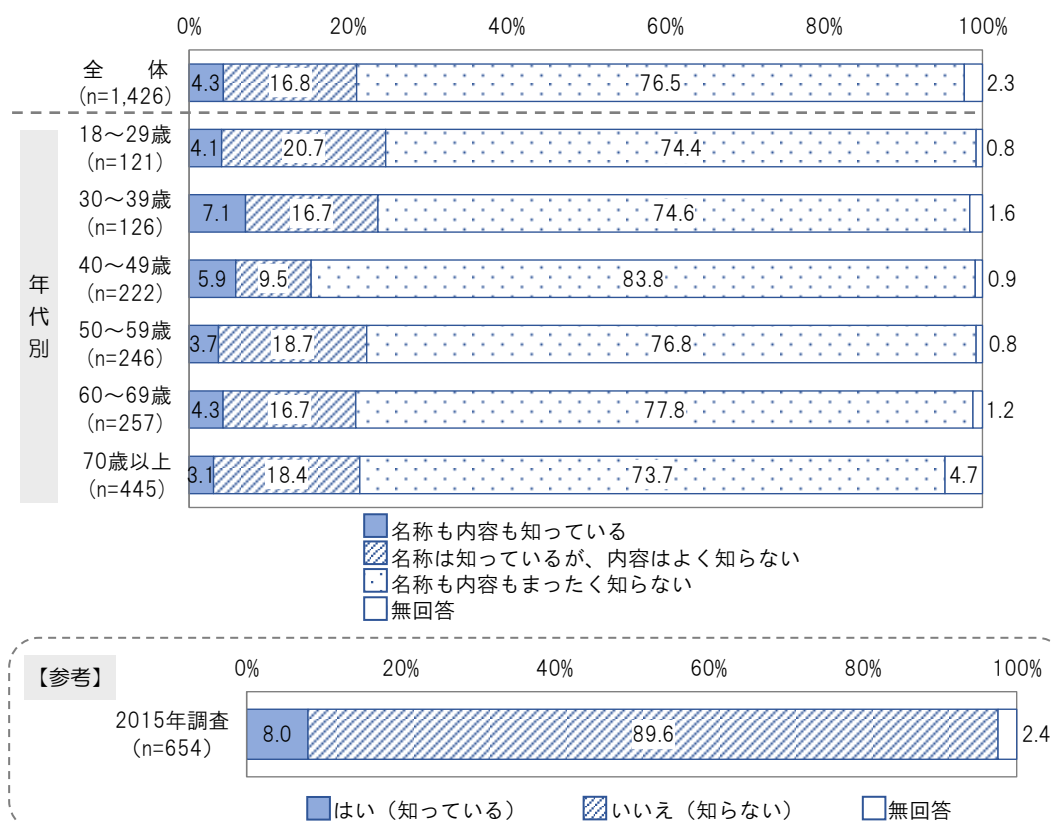


【CSWの認知度と相談意向】

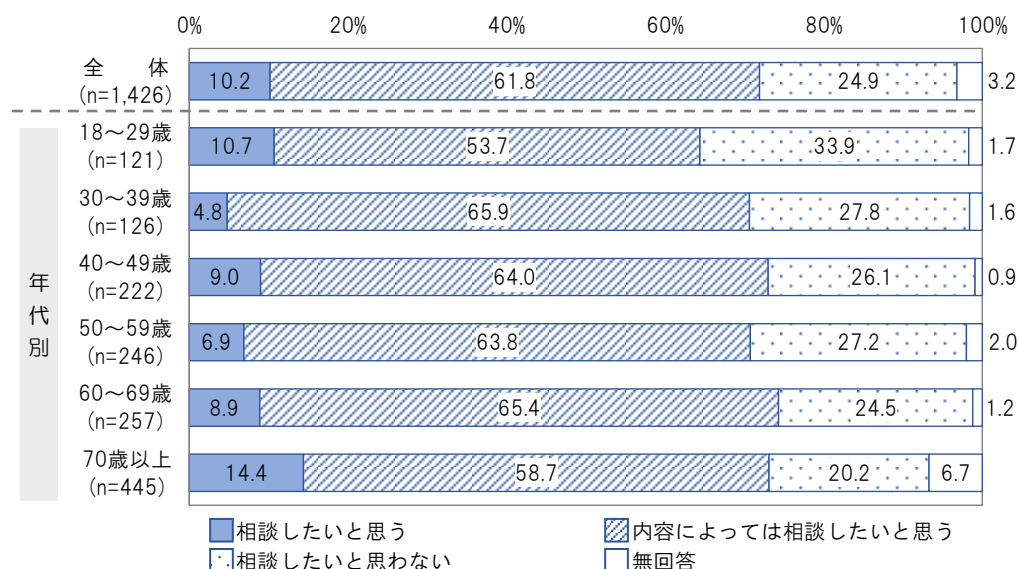
CSWの認知度については、「名称も内容もまったく知らない」が7割以上を占めており、「名称も内容も知っている」と「名称は知っているが、内容はよく知らない」を合わせると、CSWを知っている人は約2割となっています。

年代別にみると、すべての年代で認知度は2割程度となっています。

前回調査と比較すると、認知度は1割未満であったことから、やや増加していると言えます。



CSWへの相談の意向については、「内容によっては相談したいと思う」が6割以上を占めており、「相談したいと思う」と合わせると、相談意向のある人が7割以上を占めています。

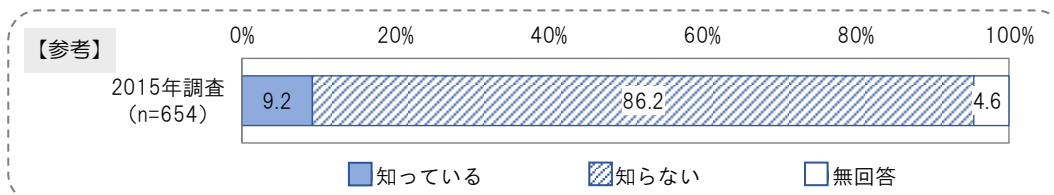
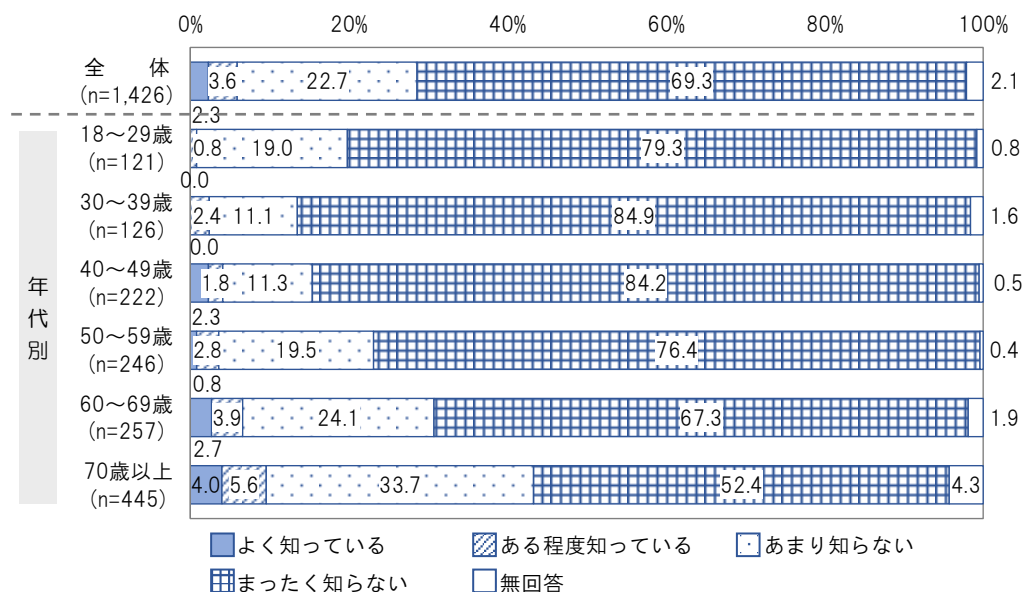


【「ふれあいネット雅び」の認知度】

ふれあいネット雅びの認知度については、「まったく知らない」が約7割を占めており、「あまり知らない」と合わせると、ふれあいネット雅びを知らない人が9割以上となっています。

年代別にみると、年代が上がるにつれて認知度がやや上がっており、70歳以上では約1割となっています。

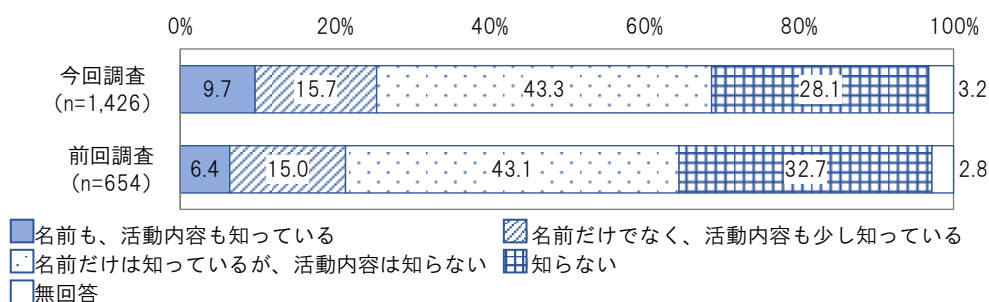
前回調査と比較すると、やや認知度は下がっています。



【羽曳野市社会福祉協議会の認知度】

羽曳野市社会福祉協議会の認知度については、「名前だけは知っているが、活動内容は知らない」が4割以上を占めて最も多く、「知らない」と合わせると、羽曳野市社会福祉協議会を知らない人が7割以上となっています。

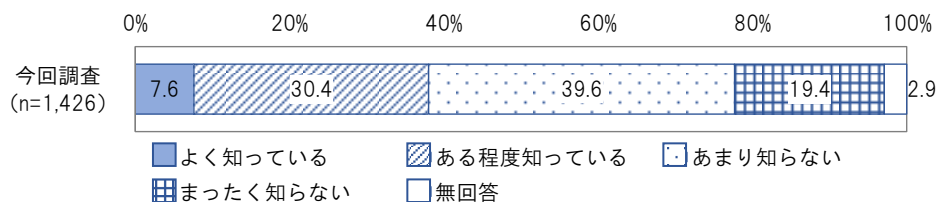
一方で、「名前も、活動内容も知っている」(9.7%)と「名前だけでなく、活動内容も少し知っている」(15.7%)を合わせると2割を超えており、前回調査と比較すると、やや認知度は上がっています。



【民生委員・児童委員の役割の認知度】

民生委員・児童委員の役割の認知度については、「あまり知らない」が約4割を占めており、「まったく知らない」と合わせると、民生委員・児童委員の役割を知らない人が約6割となっています。

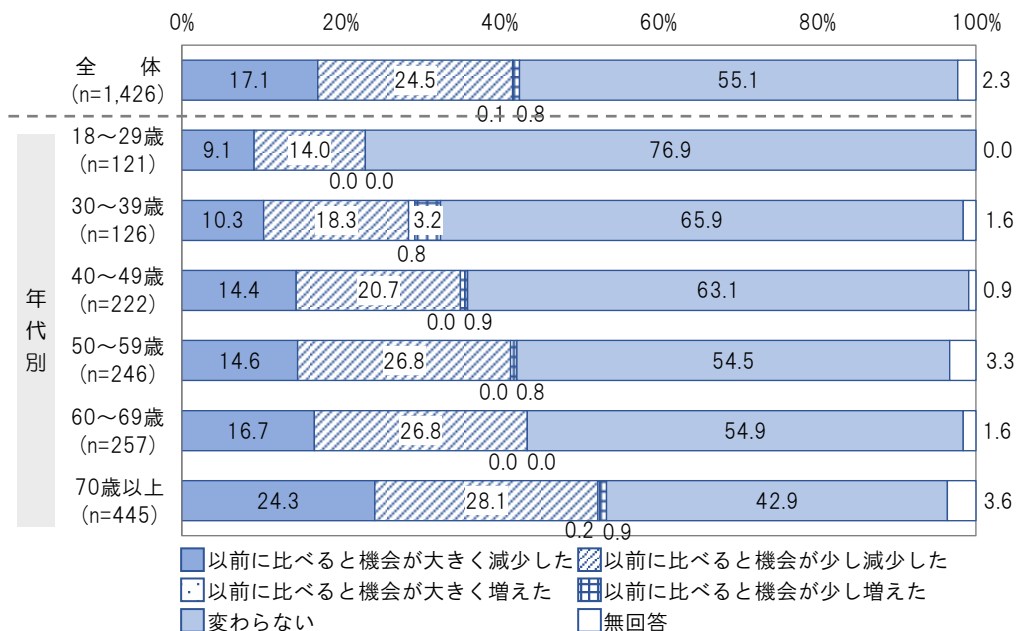
一方で、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると、4割近くの人は知っていると回答しています。



【新型コロナウイルス感染拡大による地域組織に関わる機会の変化】

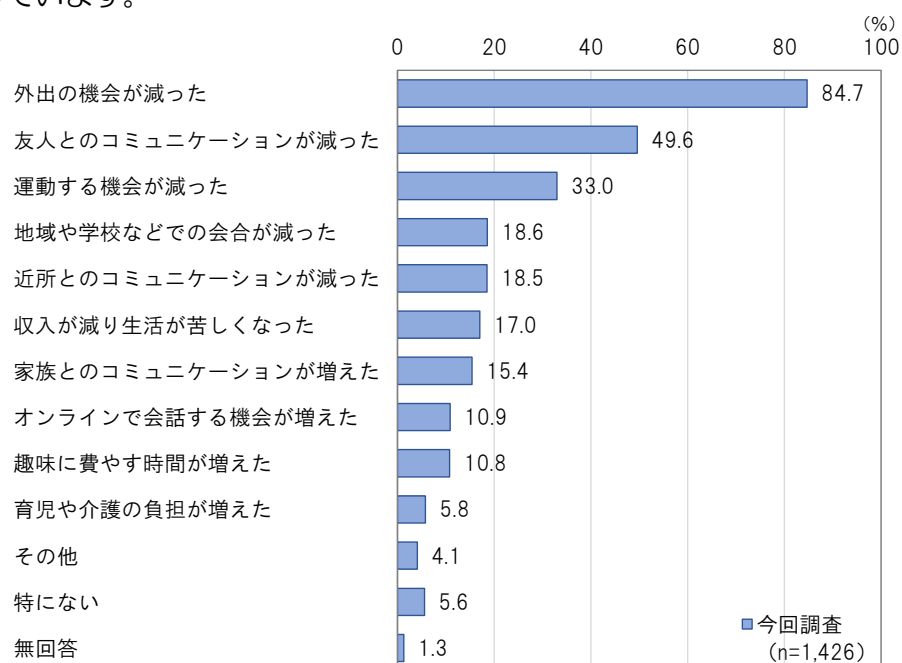
新型コロナウイルス感染拡大による地域組織に関わる機会の変化については、「変わらない」が半数以上を占めているものの、「以前に比べると機会が大きく減少した」と「以前に比べると機会が少し減少した」を合わせると、減少した人が4割以上となっています。

年代別にみると、年代が上がるにつれて地域組織に関わる機会が減少した人の割合が多い傾向がみられ、特に70歳以上では半数以上を占めています。これは、70歳以上では地域組織との日頃からの関わりが多いことから、コロナの影響を実感している割合も高くなっていることが推測されます。

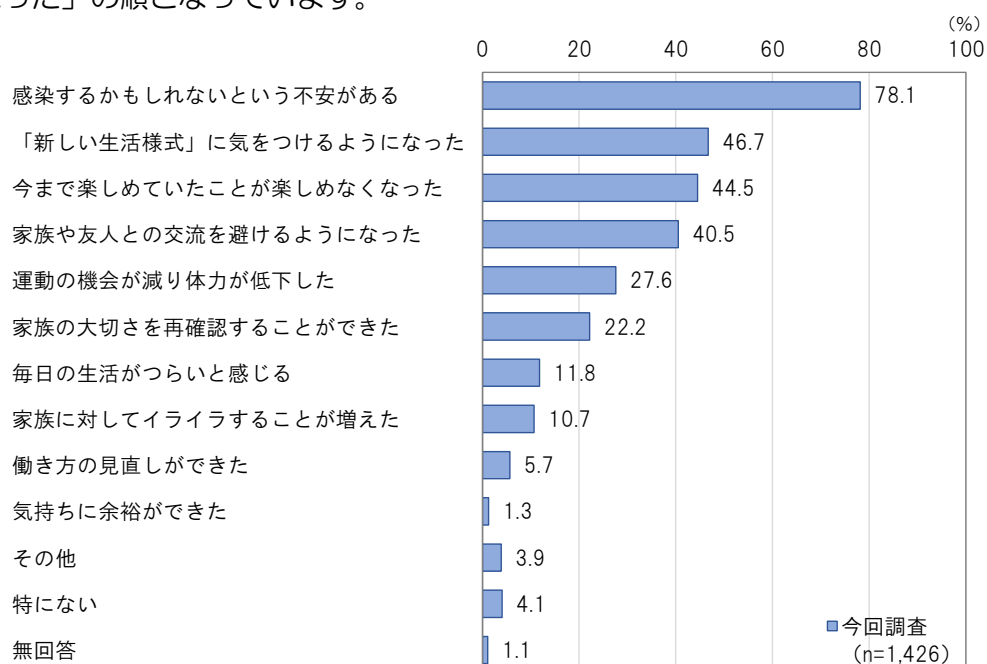


【新型コロナウイルス感染拡大による生活や気持ちの変化】

新型コロナウイルス感染拡大による生活の変化については、「外出の機会が減った」が8割以上を占めて最も多く、次いで「友人とのコミュニケーションが減った」、「運動する機会が減った」の順となっています。

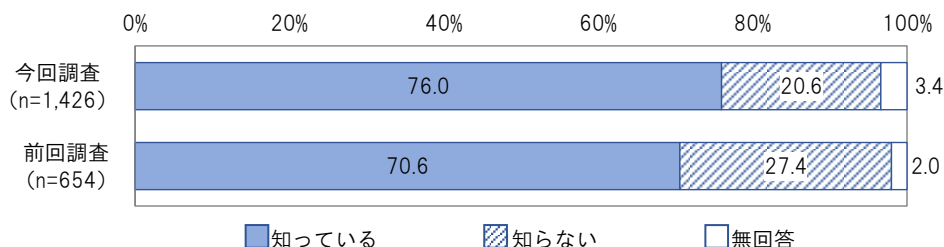


新型コロナウイルス感染拡大による気持ちや身体の変化については、「感染するかもしれないという不安がある」が8割近くを占めて最も多く、次いで「新しい生活様式」に気をつけるようになった」、「今まで楽しめていたことが楽しめなくなった」、「家族や友人との交流を避けるようになった」の順となっています。

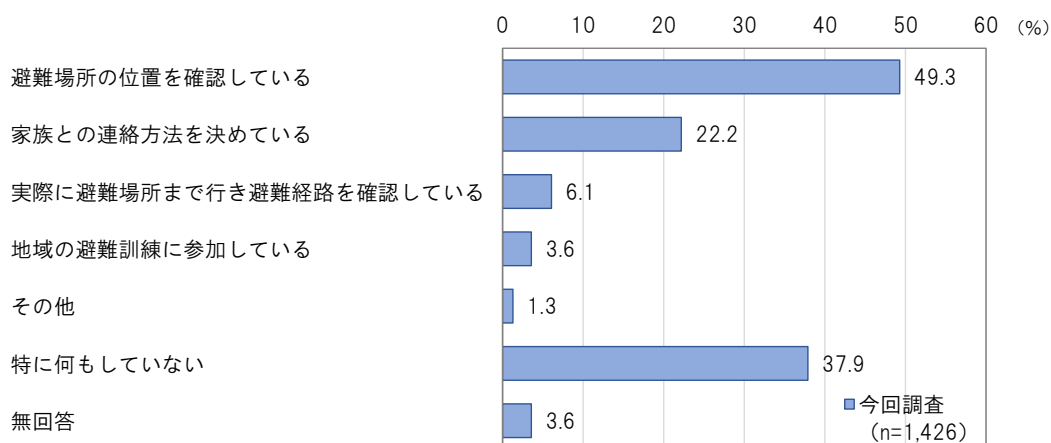


【災害時の対策について】

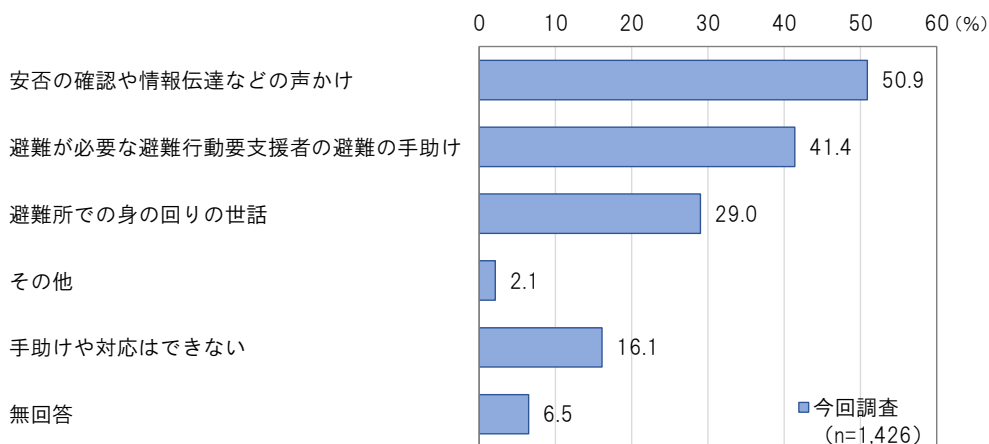
避難場所の認知度については、「知っている」が76.0%、「知らない」が20.6%となっており、前回調査と比較すると「知っている」がやや増加しています。



自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えた対策については、「避難場所の位置を確認している」が約半数を占めて最も多く、次いで「家族との連絡方法を決めている」となっています。一方で、「特に何もしていない」が4割近くを占めており、災害に対する関心が高まっている一方で、備えをしていない人が多いことが分かります。



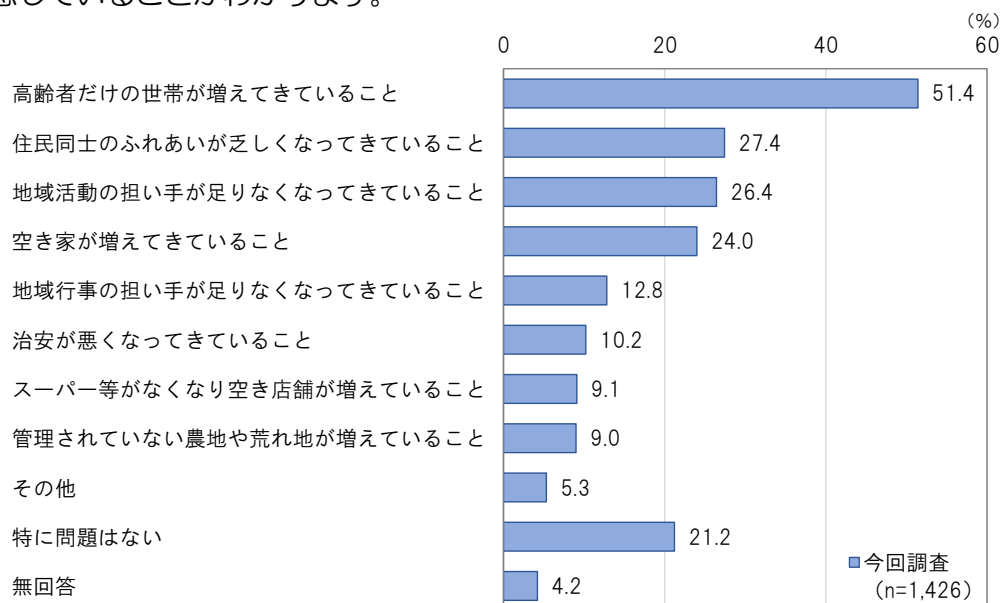
災害時における避難行動要支援者に手助けできることについては、「安否の確認や情報伝達などの声かけ」が約半数を占めて最も多く、次いで「避難が必要な避難行動要支援者の避難の手助け」、「避難所での身の回りの世話」の順となっています。



【地域で不安に感じること】

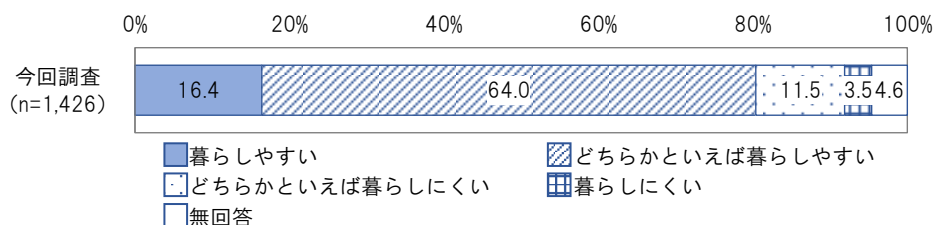
地域で不安に感じることについては、「高齢者だけの世帯が増えてきていること」が半数以上を占めて最も多く、次いで「住民同士のふれあいが乏しくなってきていること」、「地域活動の担い手が足りなくなっていること」、「空き家が増えてきていること」の順となっています。

また、「特に問題はない」が2割程度となっていることから、8割近くの人は何かしら地域で不安等を感じていることがわかります。



【暮らしやすさの評価】

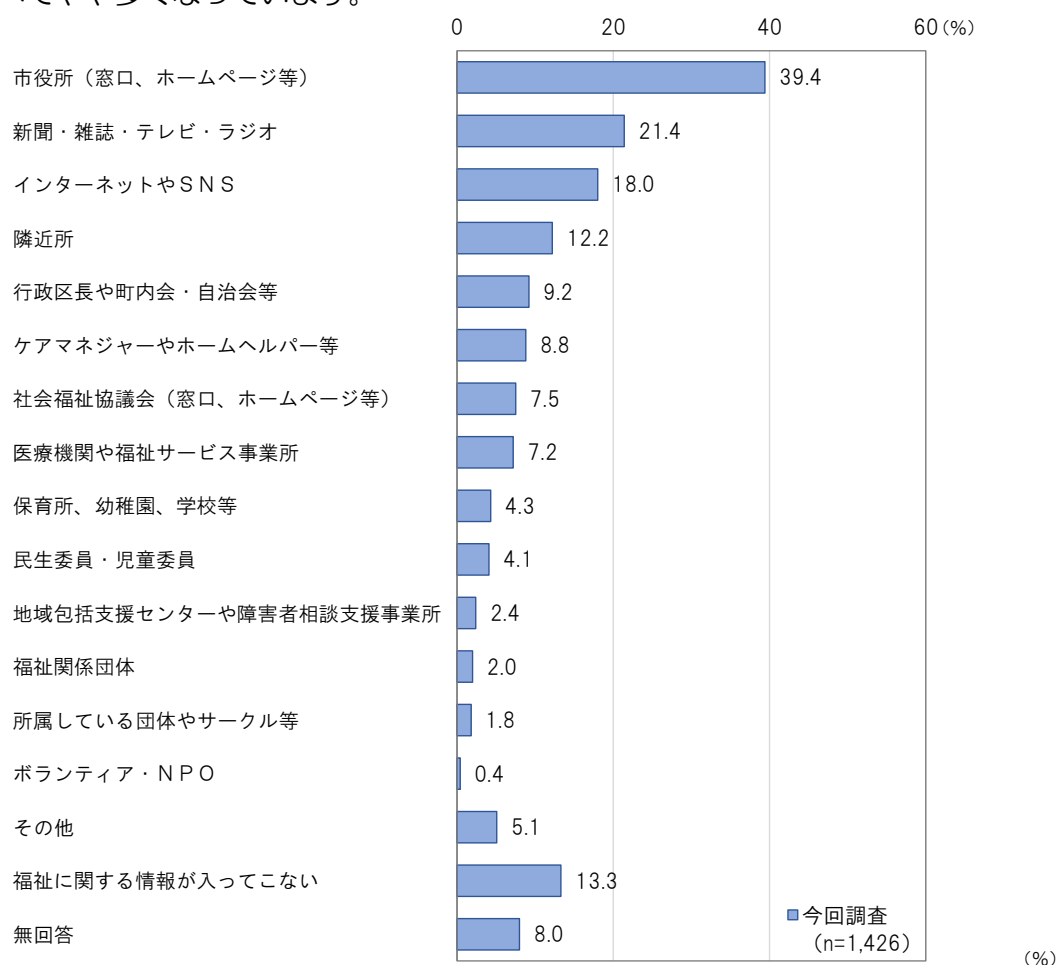
暮らしやすさの評価については、「どちらかといえば暮らしやすい」が6割以上を占めて最も多く、「暮らしやすい」と合わせると、羽曳野市を暮らしやすいと感じている人が8割以上となっています。



【福祉サービスに関する情報の入手先】

福祉サービスに関する情報の入手先については、「市役所（窓口、ホームページ等）」が約4割を占めて最も多く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」、「インターネットやSNS」の順となっています。また、「福祉に関する情報が入ってこない」が1割以上となっています。

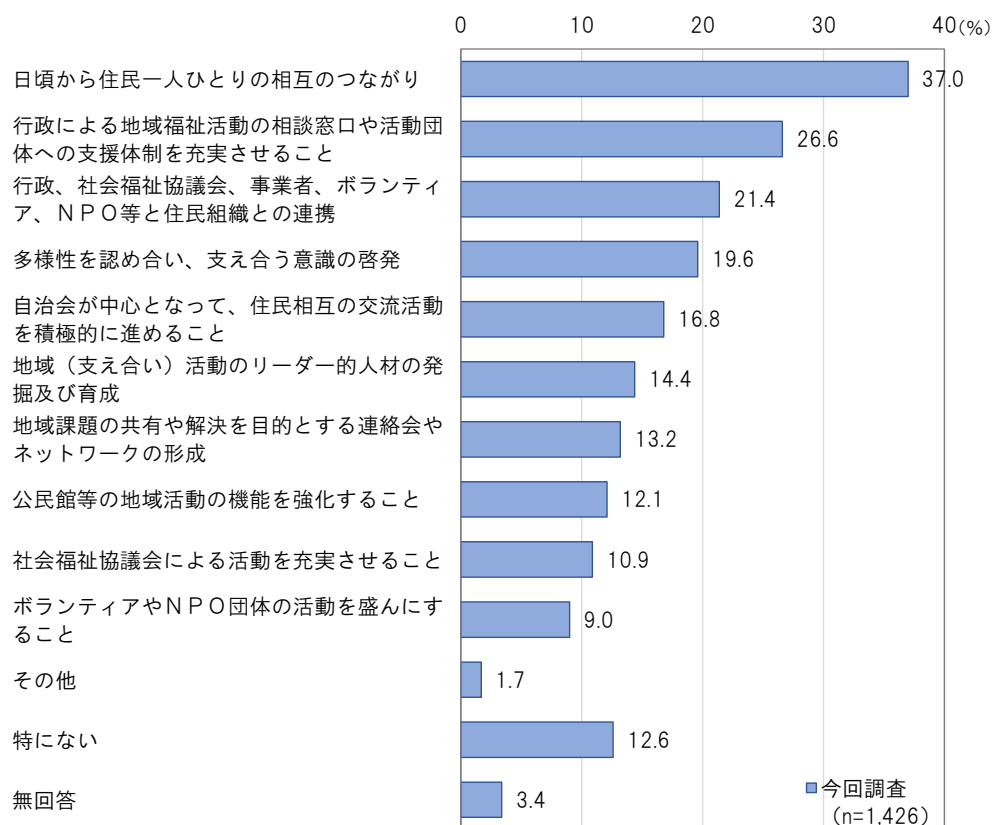
年代別にみると、18～59歳では「インターネットやSNS」、60歳以上では「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」で情報入手をしている人が多くなっています。また、30～40歳代では「保育所、幼稚園、学校等」、50歳代では「ケアマネジャーやホームヘルパー等」などが、その他の年代に比べてやや多くなっています。



	市役所（窓口、ホームページ等）	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	インターネットやSNS	隣近所	行政区長や町内会・自治会等	ケアマネジャーやホームヘルパー等	社会福祉協議会（窓口、ホームページ等）	医療機関や福祉サービス事業所	保育所、幼稚園、学校等	民生委員・児童委員	地域包括支援センターや障害者相談支援事業所	福祉関係団体	所属している団体やサークル等	ボランティア・NPO	福祉（サービス）に関する情報が入ってこない
18～29歳	26.4	19.0	32.2	7.4	4.1	0.8	4.1	4.1	7.4	-	1.7	1.7	-	0.8	28.9
30～39歳	39.7	12.7	37.3	4.8	4.0	2.4	2.4	7.9	14.3	-	-	1.6	0.8	-	20.6
40～49歳	47.3	12.6	31.1	9.0	4.5	5.4	5.4	8.1	10.8	1.4	2.3	0.9	0.9	-	16.7
50～59歳	46.7	19.1	23.2	12.6	7.3	14.2	9.8	6.1	2.4	1.2	3.3	2.0	1.6	0.8	13.0
60～69歳	49.4	28.8	10.9	12.8	8.6	9.3	8.2	5.8	0.8	1.9	2.7	2.3	2.3	0.4	10.9
70歳以上	29.2	25.6	3.4	16.6	15.5	11.5	9.2	8.8	0.7	10.3	2.7	2.7	2.7	0.4	7.0

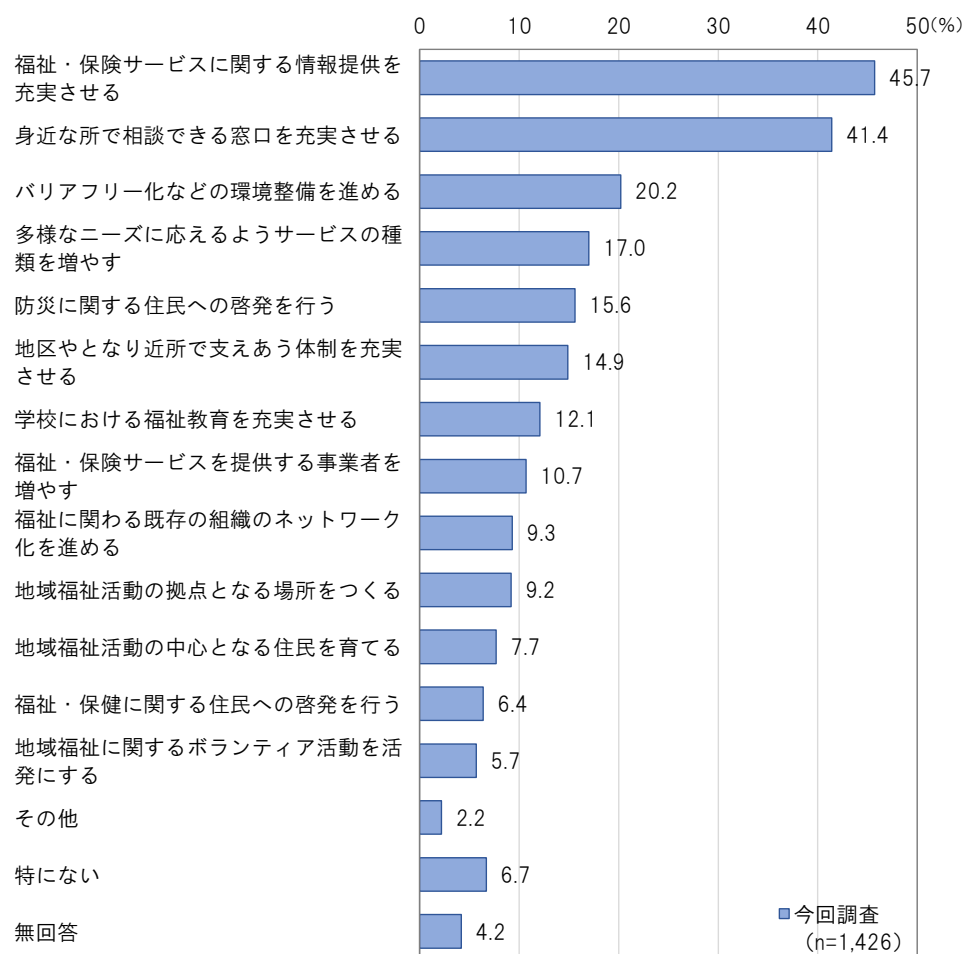
【地域での支えあい活動を進めていくために必要な取り組み】

地域での支えあい活動を進めていくために必要な取り組みについては、「日頃から住民一人ひとりの相互のつながり」が4割近くを占めて最も多く、次いで「行政による地域福祉活動の相談窓口や活動団体への支援体制を充実させること」、「行政、社会福祉協議会、事業者、ボランティア、NPO等と住民組織との連携」、「多様性を認め合い、支えあう意識の啓発」の順となっており、行政や関係機関による地域福祉活動への支援体制の充実とともに、日頃からの関係づくりや多様性を認め合う意識づくりが必要とされています。



【福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと】

福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことについては、「福祉・保険サービスに関する情報提供を充実させる」が4割以上を占めて最も多く、次いで「身近な所で相談できる窓口を充実させる」、「バリアフリー化などの環境整備を進める」、「多様なニーズに応えるようサービスの種類を増やす」の順となっており、情報提供や相談窓口の充実を望む人が多い結果となっています。



（２）関係団体アンケート調査の概要

【調査の概要】

市内で活動している福祉関係団体を対象に活動状況や他団体との連携等について意見を聞き、住民の主体的な活動を進めていくことを目的としてアンケート調査を実施しました。

＜調査対象＞ 市内の福祉関係団体 7団体

- | | | |
|---------------|----------|------------|
| ・民生委員児童委員協議会 | ・連合区長会 | ・ボランティア連絡会 |
| ・介護保険事業者連絡協議会 | ・福祉施設連絡会 | ・介護者家族の会 |
| ・障害相談支援事業所 | | |

＜実施時期＞ 2020年（令和2年）9月10日（木）～ 10月9日（金）

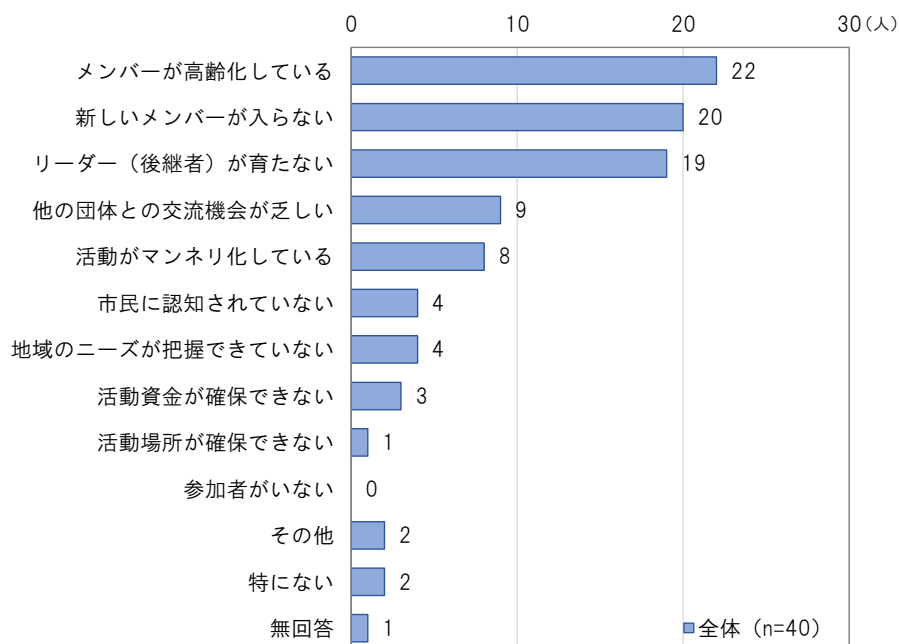
＜調査方法＞ 郵送配布－郵送回収

＜回答者数＞

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
関係団体アンケート調査	48 人（7団体）	40 人	83.3%

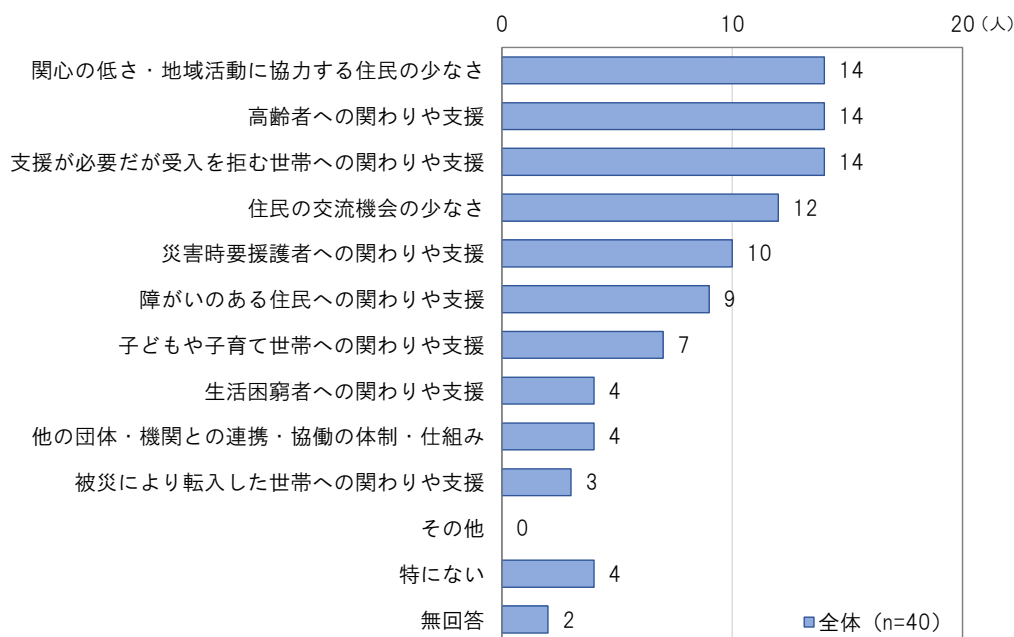
【活動上の団体の課題】

活動上の団体の課題については、「メンバーが高齢化している」が 22 人と最も多く、次いで「新しいメンバーが入らない」（20 人）、「リーダー（後継者）が育たない」（19 人）となっており、人材（担い手）の確保を課題に感じている人が多くなっています。



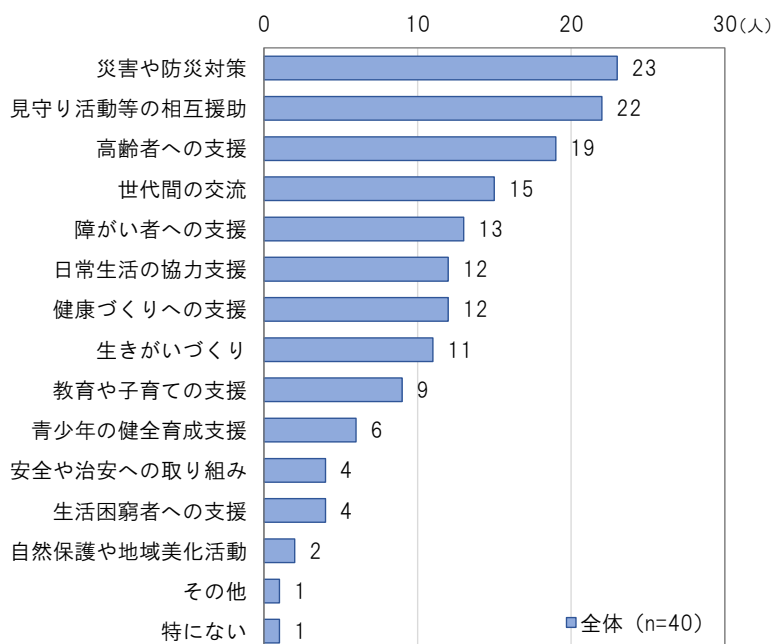
【活動を通じて感じている（または住民から聞こえてくる）地域の課題】

活動を通じて感じている（または住民から聞こえてくる）地域の課題については、「関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」、「高齢者への関わりや支援」、「支援が必要だが受入を拒む世帯への関わりや支援」で多い回答となっており、住民の関心の低さと、高齢者や困難事例などへの関わりや支援で課題を感じている人が多くなっています。



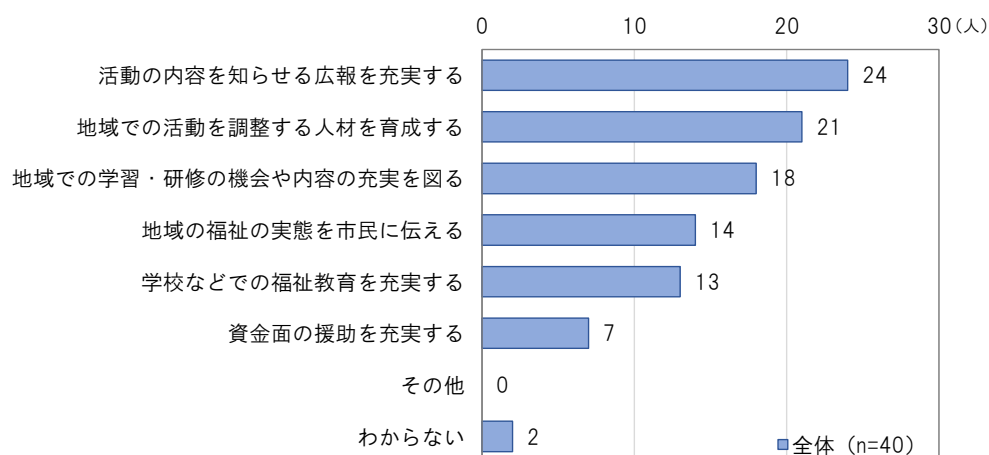
【地域としての役割や地域の人々が協力して取り組むことについて必要なこと】

地域としての役割や地域の人々が協力して取り組むことについて必要なことについては、「災害や防災対策」が23人と最も多く、次いで「見守り活動等の相互援助」（22人）、「高齢者への支援」（19人）となっており、日頃の見守りを含めた防災対策が求められています。



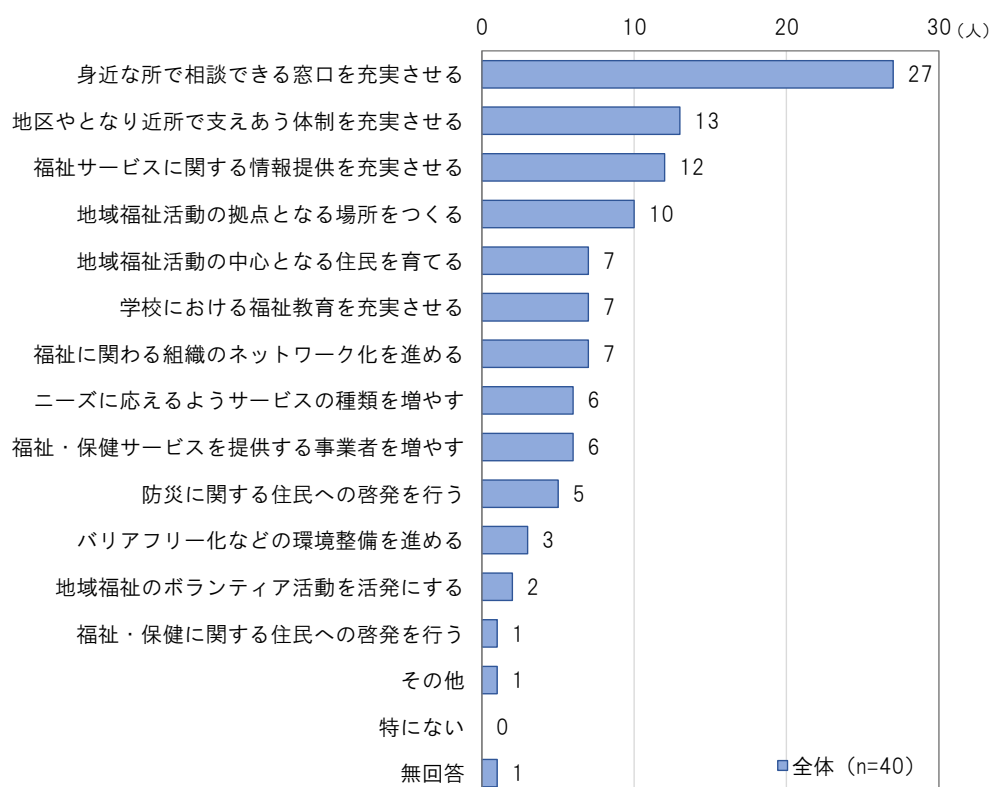
【ボランティア活動の輪を広げるために特に重要だと考えること】

ボランティア活動の輪を広げるために特に重要だと考えることについては、「活動の内容を知らせる広報を充実する」が24人と最も多く、次いで「地域での活動を調整する人材を育成する」(21人)、「地域での学習・研修の機会や内容の充実を図る」(18人)となっており、活動内容の広報や人材育成が求められています。



【羽曳野市における福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと】

羽曳野市における福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことについては、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が27人と最も多く、次いで「地区やとなり近所で支えあう体制を充実させる」(13人)、「福祉サービスに関する情報提供を充実させる」(12人)、「地域福祉活動の拠点となる場所をつくる」(10人)となっています。



(3) 専門職ネットワーク調査の概要

【調査の概要】

中間エリアにおける「羽曳野市地域福祉専門職ネットワーク交流会・研修会」に参加した専門職を対象に、多職種間でのネットワークの構築状況や効果・課題を把握し、ネットワークの一層の強化を図ることを目的に実施しました。

＜実施時期＞ 2020年（令和2年）9月18日（金）～ 10月7日（水）

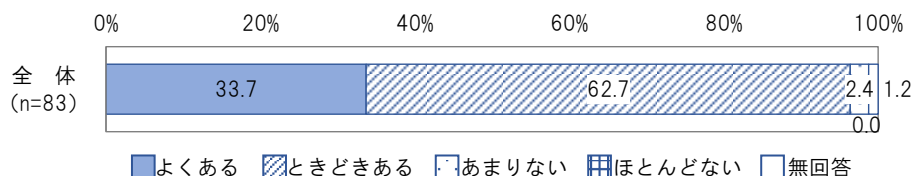
＜調査方法＞ 郵送配布－郵送回収

＜回答者数＞

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
専門職ネットワーク調査	122 人	83 人	68.0%

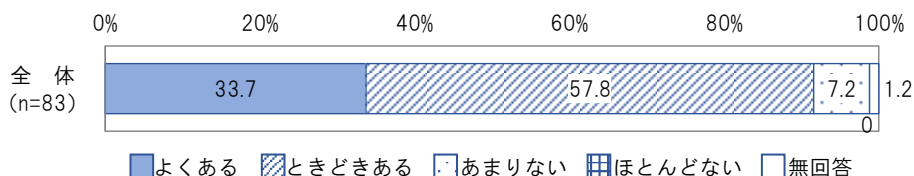
【対象者が複合的な課題を抱えていることの有無】

対象者が複合的な課題を抱えていることの有無については、「ときどきある」が62.7%と6割以上を占めて最も多く、「よくある」(33.7%)と合わせると、ほぼ全員が、対象者に複合的な課題を抱えている人がいるとの回答となっています。



【対象者が専門領域以外の複合的な課題を抱えていることの有無】

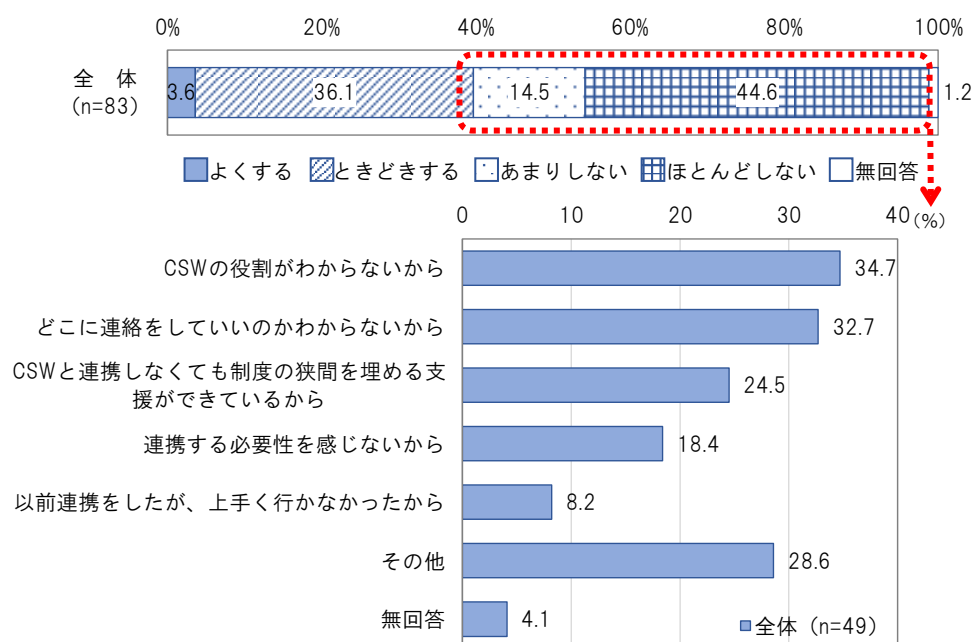
複合的な課題の中の専門領域以外の課題の場合についても、「ときどきある」が57.8%と6割近くを占めて最も多く、「よくある」(33.7%)と合わせると、複合的な課題の中の専門領域以外の課題がある場合が約9割を占めています。



【CSWとの連携】

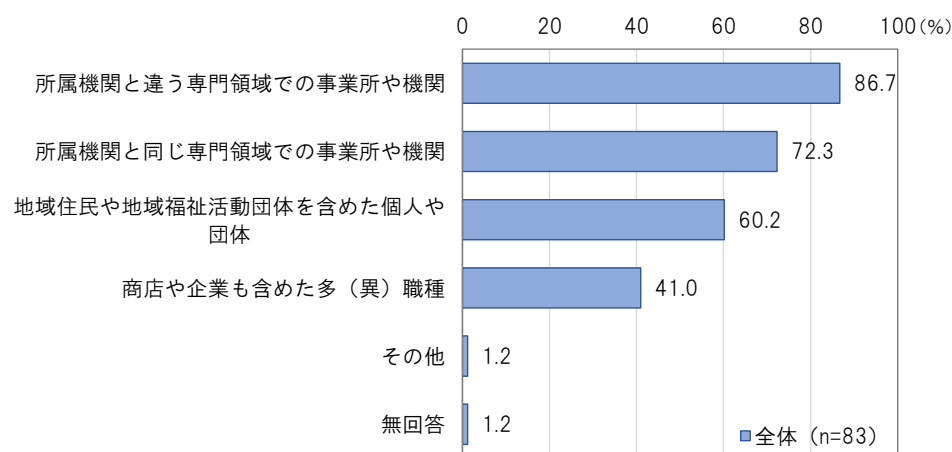
CSWとの連携については、「ほとんどしない」が4割以上を占めて最も多く、「あまりしない」と合わせると、約6割の人がCSWとの連携をしていないとの結果となっています。

連携していない理由では、「CSWの役割がわからないから」が3割以上を占めて最も多く、次いで「どこに連絡をしていいのかわからないから」、「CSWと連携しなくても制度の狭間を埋める支援ができているから」の順となっており、CSWの役割や機能等についての整理と周知を行うとともに、CSWの配置についても見直していく必要があります。



【連携をとる必要があると考える多職種・他機関の範囲】

連携をとる必要があると考える多職種・他機関の範囲については、「所属機関と違う専門領域での事業所や機関」が8割以上を占めて最も多く、次いで「所属機関と同じ専門領域での事業所や機関」、「地域住民や地域福祉活動団体を含めた個人や団体」の順となっており、専門外の領域との連携が求められています。



(4) 校区懇談会の概要

【実施の概要】

地域にあるたくさんの「地域の課題」について、市民同士で解決できること、市（行政）や社会福祉協議会などが支援することで解決できることなど、課題によって、市民と市（行政）、社会福祉協議会の関わり方はさまざまであることから、地域の課題に対する解決方法や取り組みについての意見等を計画に反映させるため、市内 14 小学校区に設置されている校区福祉委員会を対象に校区懇談会を開催しました。

《開催日程》

日時	対象地区	参加人数	日時	対象地区	参加人数
9月25日(金)	高鷺北校区	4人	10月6日(火)	白鳥校区	3人
9月25日(金)	高鷺校区	5人	10月8日(木)	高鷺南校区	5人
9月29日(火)	駒ヶ谷校区	4人	10月8日(木)	恵我之荘校区	4人
9月29日(火)	古市南校区	4人	10月12日(月)	埴生校区	5人
10月5日(月)	埴生南校区	5人	10月12日(月)	西浦東校区	2人
10月5日(月)	丹比校区	4人	10月13日(火)	羽曳が丘校区	7人
10月6日(火)	古市校区	4人	10月13日(火)	西浦校区	3人

《テーマ》

- 新型コロナウイルス感染症により、地域福祉活動にどのような影響があったか。
- つながりの再構築としてどのような活動の工夫をされているか。
- 地域の中で課題と感ずることは何か。
- 校区福祉委員会の組織としての課題と感ずることは何か。
- 小学校区や地域において、今後取り組んでいきたいと考えていることは何か。
- ふれあいネット雅びを今後どのように発展させたいか。
- 羽曳野市と社会福祉協議会へ期待することは何か。

【テーマ１】新型コロナウイルス感染症により、地域福祉活動にどのような影響があったか。

【テーマ２】つながりの再構築としてどのような活動の工夫をされているか。

活動の状況	・ 大人数の集まるイベントや会食会（子ども食堂や喫茶を含む）などの地域活動は中止している。感染のリスクを考えると、活動者の判断だけでは実施は難しい。 ・ サロンや体操などの活動は最近になって再開している地区も多いが、人数を少なくし、マスクの着用・消毒・検温など、対策を行って実施している。 ・ 交流会は実施できないが、電話や手紙での見守り、お饅頭の配布など、別の形で活動をされている地区もみられる。また、「あいあい見守り運動事業」は久々に訪問でき、訪問対象となる方はもちろん、活動者にとっても良い機会となった。 ・ <u>活動が思うようにできないというマイナスな面もあるが、逆に活動の必要性を再認識できた。</u>
地域の変化	・ 定期的に集まる場がない（顔を合わせる機会がない）ことで、コロナ禍の間での体力の低下がみられる高齢者もあり、地区によっては、転倒による骨折やうつ症状、死亡などのケースがあった。

【テーマ３】地域の中で課題と感ずることは何か。

地域活動	・ 地域活動への参加者が固定化している。 ・ 地域活動（サロン等）への女性の参加はあるが、男性は少ない。男性に集まってもらえるように内容を検討していく必要がある。 ・ 少子化の影響により幼保一体化などで施設数が減少し、子どもの見守り活動（登園見守りなど）が難しくなってしまった。
地域の実態	・ 「福祉」や「民生委員」に偏ったイメージを持っている人も少なくなく、支援や介入を受け付けられない人もいる。（福祉＝高齢者・助けてもらうこと、民生委員＝生活保護） ・ 避難行動要支援者台帳による情報と実態がずれているケースがある。精査が必要だと思う。支援台帳に載ってなくても支援が必要そうな人がおり、その人へのアプローチをどうすればいいか。 ・ 管理ができていない空き家が増加してきている。火事の心配がある。 ・ 個人情報保護の壁があり、ひとり暮らしの人を把握することなどが難しい。

【テーマ4】校区福祉委員会の組織としての課題と感ずることは何か。

人材確保・育成	・人材の育成。役を担ってくれる人がいない。若い人の参加が少ない。 ・高齢化が進行している。 ・イベントの参加はしてもらえても、運営側には入ってもらえない。 ・リーダーとしての教育を受けていないので、リーダー研修が必要だと思う。
活動内容等	・福祉委員会を知らない人が多いが、最近は行事もできていないのでPRすることもできない。 ・活動の実態が知られていない。活動の「見える化」を進めることで、活動者のモチベーションの向上が図れるのではないか。 ・専門機関等につないでいるが、その後の対応などのフィードバックがないので、どう対応されたのかがわからない。 ・組織同士の情報交換の場を設けてもらいたい。 ・校区福祉委員会の組織図を明確化し、分担していければと思う。各組織の概要がわかるものがほしい。

【テーマ5】小学校区や地域において、今後取り組んでいきたいと考えていることは何か。

活動内容等	・福祉委員会や民生委員など、各団体を知ってもらう機会が必要だと思う。 ・これまでも実施していたが、運動会やお祭りなど、子どもや若い世代が参加してくれる機会を設けることが重要だと思う。 ・元気な高齢者と、そうでない方とで活動内容などを変えるなど、ニーズや高齢者の状況に沿った、「求められる支援」を行っていく必要がある。
-------	--

【テーマ6】ふれあいネット雅びを今後どのように発展させたいか。

活動内容等	・地域に根ざした活動、何かあった時に助けてもらえると思ってもらえるような活動ができれば良いと思う。 ・講演会を開催しても関係者の参加が多いので、いろいろな人に参加してもらえるような実施方法や内容の工夫が必要だと思う。
連携等	・市や社協との連携が密にできることが必要だと思う。また、警察や消防なども含め、いろいろな機関との関係（ネットワーク）を構築していく必要がある。

【テーマ7】羽曳野市と社会福祉協議会へ期待することは何か。

地域活動	・子どもから高齢者までが触れ合う機会があれば良いと思う。 ・身近な場所に、<u>コミュニティの場を作ってもらい、意見交換の場を設定してもらいたい。</u>
情報提供	・社協だよりで各校区活動を掲載しているが、具体的に掲載してもらいたい。 ・<u>他地区での活動や良い事例などを紹介してもらいたい。</u> ・区長は定期的に交代するため、活動に無関心な人もいる。民生委員の活動内容のパンフレットを作成するなど、長い目でみたシステム作りをしていく必要があると思う。 ・いろいろな情報が行き届いていないと思う。さまざまな活動や事業・サービスなどはあるが、一部の人しか情報を知らない。広く情報を提供する方法を検討してもらいたい。
市・社協	・行政内での連携をとってもらいたい。 ・<u>地域の実情を知ってもらいたい。地区懇談会のような場を定期的に設けてもらいたい。</u> ・各中学校区に1名のCSWをお願いしたい。 ・活動の事業報告が複雑な部分が多く、簡素化してもらいたい。
防災対策	・避難行動要支援者台帳を作って終わりではなく、うまく活用の仕方を教えてもらいたい（訓練などもしているが、台帳を使用することがない）。 ・防災対策として、避難所の備蓄の状況や避難所への収容人数など、情報を開示してもらいたい。
その他	・交通の問題もあり、買い物に不便を感じている高齢者も多いので、買い物周遊バスや乗り合いバスなど、買い物に特化した支援を検討してもらいたい。



3 第3期計画の進捗評価

第3期計画について、基本目標ごとに進捗の評価を行いました。

【基本目標1】地域における支えあい・助けあいの仕組みづくり

《 成 果 》

「福祉を共に育む地域づくり」

- ・小学校区での世代間交流イベントを通じて、子どもたちが福祉に接する機会を設定しました。また、地域の施設や団体等が連携する機会が増え、地域住民と専門機関の顔の見える関係を構築しました。
- ・ふれあいネット雅びを通じて、認知症や障害者理解、子どもの支援、防災などをテーマにした学習会を開催し、住民の福祉意識の醸成に取り組みました。
- ・教職員向けの支援教育ハンドブックを大幅に改定し、教職員の福祉教育をはじめとする人権教育について、重点的に取り組みました。

「住民一人一人のニーズ発見の仕組みづくり」

- ・避難行動要支援者台帳の平常時からの活用を重視し、民生委員をはじめとする地域における見守り体制の構築に取り組みました。
- ・ふれあいネット雅びのネットワークで見えてきた地域のニーズを、新しい社会資源へつなげました。（移動買い物支援、こども食堂、お買い物フェスタ、認知症高齢者声掛け訓練）
- ・サロンなど、より住民の生活の場に近いところにCSWやCOW（コミュニティワーカー）、保健師等が出向くことで、民生委員や福祉委員などが気づいた地域生活課題を抱えた世帯の情報を共有し、支援を行いました。
- ・制度の狭間に対応できるCSWや生活困窮者自立相談窓口の周知啓発に取り組みました。

「住民参加による助け合いの仕組みづくり」

- ・「ささえあいネットはびきの」の包括的な支援体制を中心に、支援が必要な人を発見し、支援につながりやすい環境を構築しました。
- ・民生委員をはじめ、住民や地域の専門職が個別の支援を抱え込まないよう、第1層のふれあいネット雅びの取り組みや第2層の専門職のネットワークの構築を進めました。

《 課 題 》

- ・単身世帯や核家族の増加、地域からの孤立や近所づきあいの希薄化などがみられる中、地域において見守り活動や訪問活動を行っている民生委員・児童委員や校区福祉委員会、各種団体等の活動は、人と人との新たなつながりを作っていく上で大変重要です。これらの活動がより充実するとともに、継続していくための支援が必要です。
- ・地域住民が、自分たちの地域のことについて検討し合う場に、市や専門職が参加して地域づくりに向けて取り組むよう、「ふれあいネット雅び」の充実を進めることが必要です。

【基本目標２】地域における支えあい・助けあいの仕組みづくり

《 成 果 》

「地域における担い手づくり」

- ・学校支援地域本部を中学校区単位で設置し、校区内の小中学校の学校運営や教育活動への地域住民による支援活動の促進と調整を行いました。
- ・高齢者の社会参加と介護予防を目的としたボランティアポイント制度（きらきらシニアプロジェクト）の推進を図り、高齢者が主体的に地域活動に参加できる仕組みを構築しました。また、はじめてボランティアをする方が安心して取り組めるよう、はじめて講座やスキルアップ研修を開催しました。
- ・家族間で福祉教育に興味を持ってもらう機会となるよう、小学生ボランティアスクールを開催しました。また、ボランティア連絡会等が関わることにより、世代間交流が生まれました。
- ・年４回発行する「はびきのボランティアだより」により、各グループの活動を周知・啓発し、参加者を増やす取り組みを行いました。
- ・はびきの市民活動ネットワークやはびきの市民活動交流会などで、SDGsについて勉強会をするなど、地域を活性化するための活動を実施しました。
- ・助成金の情報を紹介したり申請の支援をすることで、ボランティアやNPO法人の活動の幅を広げました。

「多様な交流の推進」

- ・校区福祉委員会や青少年健全育成連絡協議会を中心に、校区単位や町会単位で子どもから高齢者までが参加できる、ふれあいまつりなどのイベントを開催し、世代間の交流が生まれました。
- ・全小学校で放課後子ども教室・広場を地域ボランティアにより開催し、事業を通して世代間交流が活発になり、子どもたちに安心な活動場所を提供しました。
- ・地域福祉活動の拠点として、地域の公共施設（コミュニティセンターや高年生きがいサロン等）を優先的に利用できるようになり、サロン活動や交流事業などを行いました。

《 課 題 》

- ・地域においては、世代間交流を含めたふれあい祭りなどのイベントや研修会など、さまざまな取り組みが行われています。成果として参加者は増えている一方で、運営側の高齢化や担い手の不足、次代の後継者がいない状況などがみられ、新たな担い手の取り込みなど継続に向けた支援が必要です。
- ・各種団体が行っているボランティア活動においても担い手の高齢化がみられることから、幅広い世代に対して活動内容の広報や活動へのきっかけとなる啓発が必要です。
- ・多くの人が集まるイベント等に参加できない人にも活動内容を知ってもらえるような取り組みが必要です。

【基本目標3】誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

《 成 果 》

「誰もが地域とつながれるまちづくり」

- 市民の人権意識の向上を図るため、継続した取り組みを実施しました。
- 「認知症高齢者見守りネットワーク事業」への参画を進めていく中で、銀行や生命保険会社等との協定を結びました。
- 消費生活センターの開設日を週4日から週5日に拡充しました。
- 居場所づくりや身近な相談場所としての認知症カフェが3か所、立ち上がりました。

「地域におけるセーフティネットづくり」

- 民生委員をはじめ、地域住民が活動しやすい仕組みづくりを進めてきました。「ささえあいネットはびきの」の取り組みを進め、地域が課題を抱え込まないように、CSW や COW をはじめ、市や地域専門職との連携をスムーズに行える体制構築を進めました。
- CSW が中心となり、地域の専門職がそれぞれの分野を超えたつながりが持てるよう、専門職ネットワーク交流会や研修会を開催しました。
- 保健師や助産師などの専門職が家庭訪問を実施し、養育状況の確認や育児負担の軽減など虐待の早期発見に取り組んでいます。
- 校区福祉委員会・民生児童委員協議会が定期的に子育てサロンを開催し、子育ての不安解消や居場所づくりの役割を担い、虐待の早期発見につなげています。
- 障害福祉課に障害者虐待防止センターを開設して緊急通報体制をとり、近隣4市で緊急一時避難場所を確保し、要支援者への支援を行っています。
- 生活困窮者自立相談支援に関して、庁内において早期発見に向けて、税や健康保険料、公共料金を扱う担当課と個人情報の扱いに注意しながら連携しています。また、CSW と連携しつつ、多岐にわたる庁外の関係機関との連携を広げています。

「誰もが住みよい安全なまちづくり」

- 何歳になっても元気に生活できるよう、高年生きがいサロンを拠点とし、運動機能や口腔機能の向上、認知症・フレイル予防を目的に専門職による講座を開催しています。
- いきいき百歳体操を進めることで、介護予防だけでなく、居場所づくりにつながっています。
- 避難行動要支援者支援制度についての周知が地域の中で進んでいます。また、平常時から台帳を活用した地域の見守り体制の取り組みが進んでいます。
- ひとり暮らしの高齢者の会食会や町会、サロンなどに羽曳野警察から講師を招き、振り込め詐欺や悪徳な訪問販売等から身を守るための啓発を行い、地域での防犯意識を醸成しています。
- スクールガードリーダーや見守り隊、青色防犯パトロール、地域のボランティアにより、子どもたちの安全を守る取り組みを行っています。

《 課 題 》

- 地域や専門職が困った人を発見した際に適切な支援へとつないでいくことができるよう、CSW を中心に地域の専門職同士の「顔の見える関係」作りを研修会や交流会で進めています。今後も、専門職個人だけではなく、社会福祉法人や各福祉事業所においてもこの取り組みの必要性について理解してもらい、専門職が連携・協働しやすい仕組みづくりを構築し、取り組みを広げていくことが重要です。
- 避難行動要支援者支援については、市の地域防災計画に正式に位置付けられるとともに、避難行動要支援者支援システムを新たに導入し、市の基本データと突合できるようになっています。そのような中においても、声かけや訪問することでしか確認することができない対象の方については、引き続き地域での取り組みを継続していく必要があります。見守りや訪問への活用は進んできましたが、避難行動要支援者等の参加や支援方法を想定した防災訓練や個人支援プランの作成が進んでいないことから、今後は重点的に取り組んでいくことが重要です。



【基本目標4】安心して利用できる福祉サービスの仕組みづくり

《 成 果 》

「必要とする人が、福祉サービスを気兼ねなく利用できるしくみづくり」

- 市広報やホームページ、窓口や電話での対応だけでなくインターネットが使えない人に対しても、必要な情報を印刷して渡すなど、多くの住民に必要な情報が行き渡るように対応しています。
- 市の窓口に来所できない方にも、アウトリーチによる訪問などで相談を受けています。
- 介護認定を受けた方に事業所の連絡先を同封したり、WAM NET（ワムネット）の障害福祉サービス等情報検索を案内するなど、情報提供を行っています。
- 地域住民が地域の事業所を知る機会として、ふれあいネット雅びや校区福祉委員会では福祉事業所の視察研修や障害等についての勉強会を開催しています。
- 地域住民の生活に近いサロンや集いの場に CSW や COW が参加し、アウトリーチを行い地域で把握している地域生活課題を持った人を支援につながりやすくしました。
- 利用者が事業所に不満・要望がある場合、指導監査室が担当窓口であるということが少しずつ周知されてきています。

《 課 題 》

- 高齢化や認知症、障害、家族関係の希薄化等のさまざまな要因により権利擁護の必要性が高まってきています。引き続き、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度についての広報、利用促進を行うとともに、関係機関との連携を図ることが重要です。
- 利用者が、市内の事業所や施設でのサービスを適正に受けることができるように、利用者の権利擁護、苦情対応などの取り組みを継続させていくことが必要です。
- 高齢や障害等の理由で、適切な情報やサービスを受ける機会が減少してしまうのではなくさまざまな方法により情報提供を行いすべての人が適切な支援へとつながれるように取り組むことが重要です。

4 アンケート・懇談会等からみえてきた課題

（１）住民同士の支えあいの仕組みづくり

校区懇談会では、地域の高齢化、行事や活動への参加者の減少に伴い、地域のつながりの希薄化が進んでいるとの意見が多くありました。一方で、市民アンケート調査では、地域での支えあい活動を進めていくためには、日頃からの関係づくりや多様性を認め合う意識づくりが必要であるとの意見が多くあがりました。

多様性を尊重し合い、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、地域と関わり合いを持ちたいと思っている方に情報が届くように、ボランティアや地域で活動されている団体等の情報をさまざまな方法で発信していくことが必要です。また、小学校での福祉教育、地域のイベントや活動による世代間交流などにより、子どものころからの福祉意識の醸成に取り組むことが必要です。

（２）多様な機関による連携・協働の仕組みづくりの充実

市民アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手先として市役所が多く、その他の団体や機関からの情報入手は少ない状況がみられました。また、社会福祉協議会やCSWの認知度は5年前に比べると高くなっているものの、2割程度となっており、住民のニーズを把握し、相談対応を行う各種機関の周知はまだまだ行き届いていない状況がみられます。

介護や福祉相談に関する内容が複雑化・複合化しており、分野ごとの相談から「包括的に受け止める」相談への移行が必要となっています。羽曳野市では民生委員・児童委員や自治協議会、町会などの見守り活動などとも連携を取りながら、地域の専門職、市が協働して全世代・全対象に、漏れ落ちのない相談体制を進めてきました。これからも、取り組みについて評価、検討を繰り返しながら継続していくことが重要です。

（３）地域ぐるみの安全・安心なまちづくりの推進

全国的な傾向として各地で多発する風水害や地震といった自然災害の発生が増えてきています。羽曳野市では避難行動要支援者台帳を作成していますが、その活用においては地域住民から多くの課題が指摘されています。防災・減災対策の推進にあたっては、総合的な取り組みが重要であり、特に避難行動要支援者の避難支援対策は大きな課題となっています。

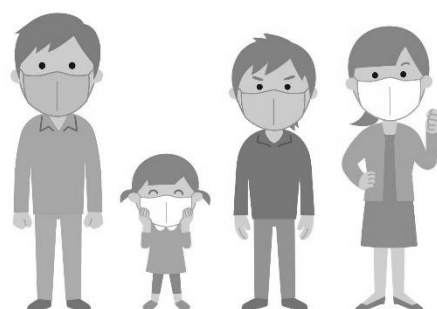
平常時より地域での見守り等を行うことで地域のつながりを構築していくと同時に、避難行動要支援者台帳を活用した防災訓練を行うなどの効果的な活用が行えるよう、災害発生時を予想した支援体制づくりをさらに進めていくことが求められます。

（４）ウィズコロナ社会における新しい生活様式を取り入れた地域福祉活動の展開

市民アンケート調査では、新型コロナウイルス感染拡大による地域組織に関わる機会に変化がなかった人が多かったものの、日頃から活動を活発にしていた高齢者層では、コロナ以前に比べて機会が減少したと回答しています。

また、校区懇談会においても、集いの場などの交流活動などを自粛せざるを得なかったとの意見が多くありました。一方で、活動が思うように実施できなかったからこそ、集いの場や交流などのこれまでの活動の重要性を再認識したとの意見もみられました。

新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけとして、人と人との関わり方は多様化してきています。行動範囲を狭めた分、それぞれの家族や住まい、居住する地域など、身近な範囲への関心やつながりを深める機会となるよう、「新しい生活様式」を取り入れた活動の展開を模索しながら推進していく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

高齢化や核家族化、人口の減少が進み、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、生活のさまざまな場面において存在していた支えあいの基盤が弱まってきています。そのような中で、地域の福祉力（自助・近助・共助・公助）を向上させていくためには、住民一人ひとりが個人として尊重され、生きがいや役割を持ち豊かで安心して暮らせる地域社会の形成を目指すとともに、住民、地域団体、事業者、市、社会福祉協議会などが「協働」のもとに地域福祉を推進していく必要があります。

市民アンケート調査や関係団体アンケート調査、校区懇談会においても、地域づくりに向けて、人と人のつながり、人と地域とのつながり、地域の関係団体同士のつながりなどの支えあいの強化が必要であるといった意見が多くみられました。

良質な福祉サービスの拡充・提供、それらが利用しやすい体制づくり、そして、住民が住み慣れた地域で、お互いに関係を築きながら、地域における見守りや助けあいが行われ安心して暮らし続けられるよう、ネットワーク「ささえあいネットはびきの」の実現を目指すため、第3期地域福祉計画の基本理念を引き継ぎ、次のように掲げます。

基本理念

誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる

支えあいのまち 羽曳野

～ 「ささえあいネットはびきの」の実現に向けて ～

また、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画（アクションプラン）であり、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みであることから、一人ひとりがふだんのくらしのしあわせを感じられる地域を作っていくため、第3期地域福祉活動計画の理念である「一人ひとりの想いをつなぎ 結びあう地域づくり」を継承し、地域福祉の実践を進めていきます。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標 1

地域活動を支える担い手づくり（人づくり）

地域福祉活動を進めるにあたり、一人ひとりの住民が、地域福祉を我が事として考えることで、地域に関心を持ち、お互いに支えあいつながり合うコミュニティを作ることが必要です。地域住民として、地域の福祉活動にも積極的に参加することが求められます。人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、幅広い世代が地域を知り、福祉活動に参加しやすいように働きかけます。

また、地域にはさまざまな人が多様性を持ちながら暮らしています。心のバリアフリーなどを意識してその多様性について理解を深め、認めあいながら、お互いが支えあう地域にするため、福祉の意識を高めていく取り組みを進めます。

基本目標 2

ともに支えあい、助けあう地域づくり（仕組みづくり）

地域の中で安定した暮らしができるように、お互いに支えあい、助けあっていくためには、身近な地域で相談できる場や機会が必要です。そのため、窓口の充実や相談員の資質向上などに努めながら誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

一方で、個人やその世帯が抱える課題は一つの分野に収まることなく、介護や子育て、教育、障害、就労、経済的困窮など、さまざまな課題が重なり合い複合的なものになってきています。そのような中で、相談窓口自体が制度の狭間を生み出すことがないように、高齢、障害、子ども等の分野別の縦割りではない、どのような課題でもまずは受け止めて対応できる相談支援体制が必要です。また、相談窓口に支援を必要としている人が来るのを待っているだけではなく、CSWをはじめ、専門職が日頃から積極的に地域に出向きアウトリーチすることで、支援を必要としている方や地域の中でどのような課題があるかをキャッチしていくことがさらに必要となってきました。一番身近なところから支援を必要としている方を発見することができる、民生委員・児童委員や、町会などとも連携をとり、地域住民、専門職、市が協働して全世代・全対象にこぼれ落ちのない相談体制づくりに取り組みます。

また、市では多様な福祉サービスを提供していますが、その情報を得ることができなければ、サービスを利用することはできません。そのため、情報提供の方法などにも工夫しながら、必要な人に必要な情報が届くような環境づくりを進めます。

基本目標3

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり（環境づくり）

障害や高齢、貧困などの理由で地域から排除される状態（社会的排除）にならず、住み慣れたまちで、地域社会の一員として自分らしい生活ができるよう、自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及しながら、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような、人にやさしいまちの実現に努めます。

また、誰もがどんな時でも安全・安心に暮らすことができるよう、個人や家庭で日頃から防災や防犯に対する意識を高めるための支援を行うとともに、地域住民がそれぞれの地域の課題について検討できるなど、自助・近助・共助・公助の取り組みを通して、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

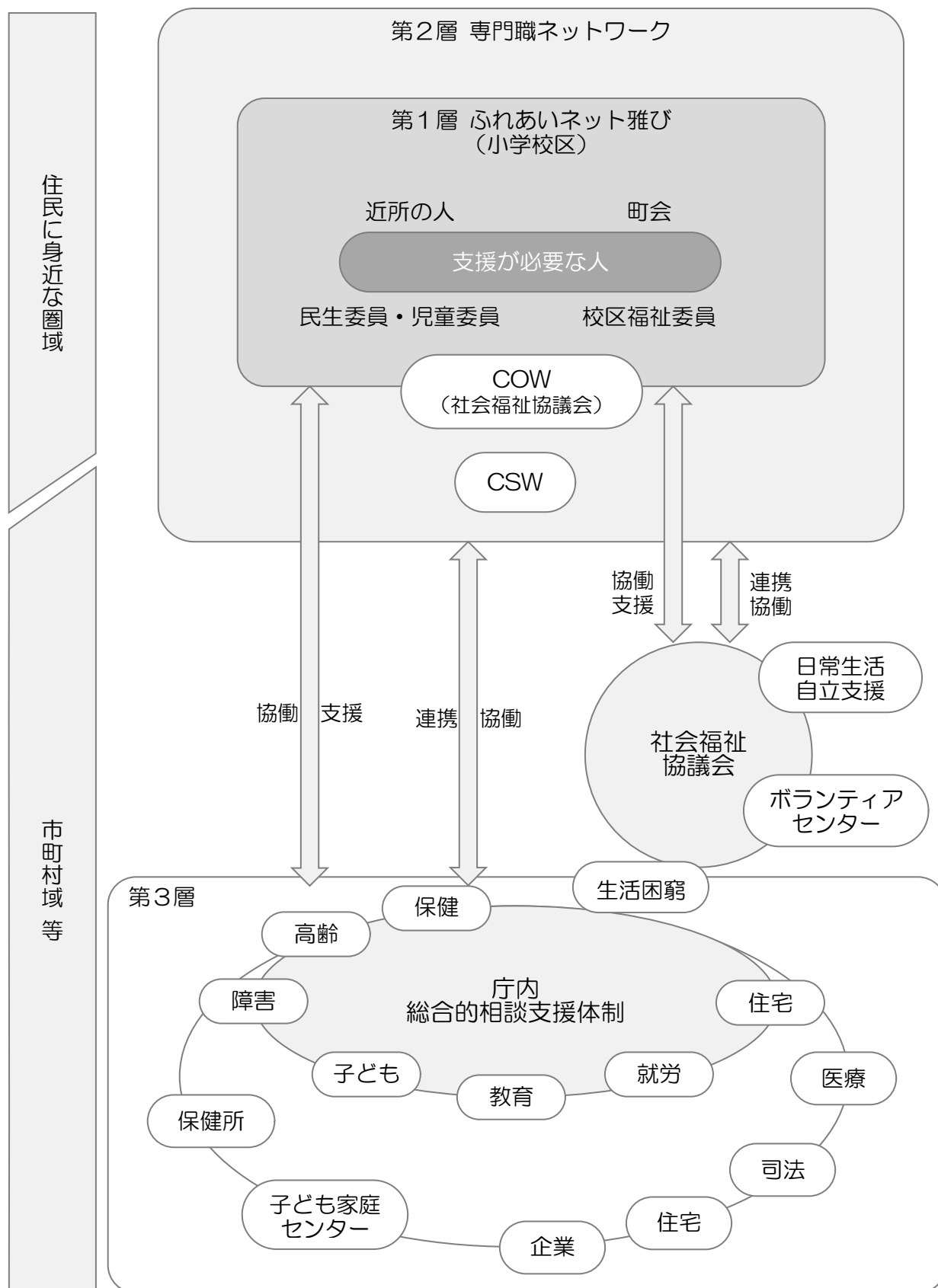
3 重点施策

羽曳野市では、第2期計画で位置づけられた生活に困りごとを抱えた人を支援するためのネットワーク「ささえあいネットはびきの」を、第3期計画では3つの層に分けてそれぞれの特性を活かし、重層的な支援体制の構築に取り組んできました。

国においては、「地域共生社会」の実現に向けた「包括的支援体制」の取り組みを推進しているところであり、「ささえあいネットはびきの」の取り組みはそれとまさしく合致するものです。地域住民、福祉に関する事業を行う者（専門機関）、市、社会福祉協議会が協働して取り組むことで、支援を必要としている人が必要な支援につながりやすくなり、また制度の狭間をより少なくしていくことにつながります。

本計画においても、羽曳野市の包括的な支援体制をより強化していくため、重点的施策としてこの「ささえあいネットはびきの」の取り組みを拡充させていきます。

■「ささえあいネットはびきの」イメージ



第1層

ふれあいネット雅びを中心とした相談援助・地域づくりのエリア (小学校区)

第1層は、小学校 14 校区を単位としたエリアです。羽曳野市の地域福祉の最大の特徴は、この「ふれあいネット雅び」による小学校区の相談援助体制が充実しているところにあります。

校区福祉委員を中心とした小地域ネットワーク活動に、行政機関と市社会福祉協議会、そして社会福祉法人をはじめ、地域の福祉関係の事業所などが加わり、協働して支援を行う仕組みが「ふれあいネット雅び」です。

この取り組みは、2002 年度（平成 14 年度）に高齢者の見守りのネットワークとして市内の5つの小学校区でスタートしました。第2期計画からは対象者を高齢者だけに絞るのではなく、障害者や子どもなど、世代や属性等にかかわらず、地域内の支援を必要としているすべての方たちへと広げてきました。また、2014 年度（平成 26 年度）からは、地域包括ケアシステムの協議体としても位置付けられました。

このエリアは、民生委員・児童委員や校区福祉委員、町会など、最も身近な場所で困りごとを抱えた方を発見し、専門的な支援につなぎ、地域での見守りを行っています。同時に、小地域ネットワーク活動に参画されている方々がお互いに思いを確認し合い、地域住民自らが地域福祉を推進する原動力を創発していくエリアでもあります。

「ふれあいネット雅び」の主な役割は、①地域の見守りからの発見や困りごとを抱えた方からの相談をいったん受け止め、専門職につなぎ、早期に支援を行う機能、②地域の福祉ニーズに合った社会資源を地域住民、市、専門機関が協働し開発する機能、③福祉意識の醸成など学び合いの機能、④事業推進機能、の4つであり、地域のさまざまな相談を受け止め、地域づくりを行うエリアとなります。

この、「ふれあいネット雅び」は羽曳野市の地域福祉推進の核となる仕組みであり、今後もこの活動を継続・推進していきます。

（小学校区エリアでの具体的な取り組み）

- 高齢者食事会や子育てサロンをはじめ、誰でも気軽に参加、相談できる各サロンや地域カフェの開催。
- 見守り支援台帳や避難行動要支援者台帳を基にした地域での見守り訪問活動。
- さまざまな世代が交流できるふれあい祭りや運動会などの小学校区イベントの開催。
- 認知症や障害理解などについての研修会。
- 地域福祉推進や防災意識向上のための視察研修。

小学校区まで 相談援助のエリア
【ふれあいネット雅び】

地域包括支援課

CSW

福祉総務課

更生保護女性会

健康増進課

青少年健全育成連絡協議会

在宅介護支援センター(ブランチ)

障害相談支援事業所

社会福祉協議会
地域福祉コーディネーター(COW)

サービス事業所

その他校区団体

障害福祉課

学校

老人クラブ

婦人会

町会

民生委員
児童委員

区長

隣組

家族

支援の必要な人

近所の人

校区福祉委員会

第2層

専門職と地域をつなぐ包括的ケアネットワークエリア

第2層は、第1層では解決困難な課題も含め多様な地域福祉課題について、より広い範囲で検討できるよう、専門機関がそれぞれの専門領域を超えた多職種で連携を行い、課題解決に向けて取り組んでいくことのできるエリアです。市内のさまざまな専門機関の連携・協働により包括的な支援ができるエリアとなります。

複合的で多様な課題を抱えた方への断らない支援を行い、その過程でさまざまな領域の専門職と連携しているCSWが中心となり、市内の専門機関をCSW圏域の3地区に分け（東地区・中地区・西地区）地域の特性を大切にした専門機関の包括的なネットワークを構築しています。

第3期では複合的な課題を抱えた方や世帯がセーフティネットの網の目からこぼれ落ちることを少なくするために、地域のさまざまな専門機関（例えば在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所、障害相談支援事業所、地域活動支援センター、保育園、子育て支援センター、人権文化センター、NPO法人等）が専門領域を超えた連携ができるよう、以下の4つの視点を中心に取り組んできました。

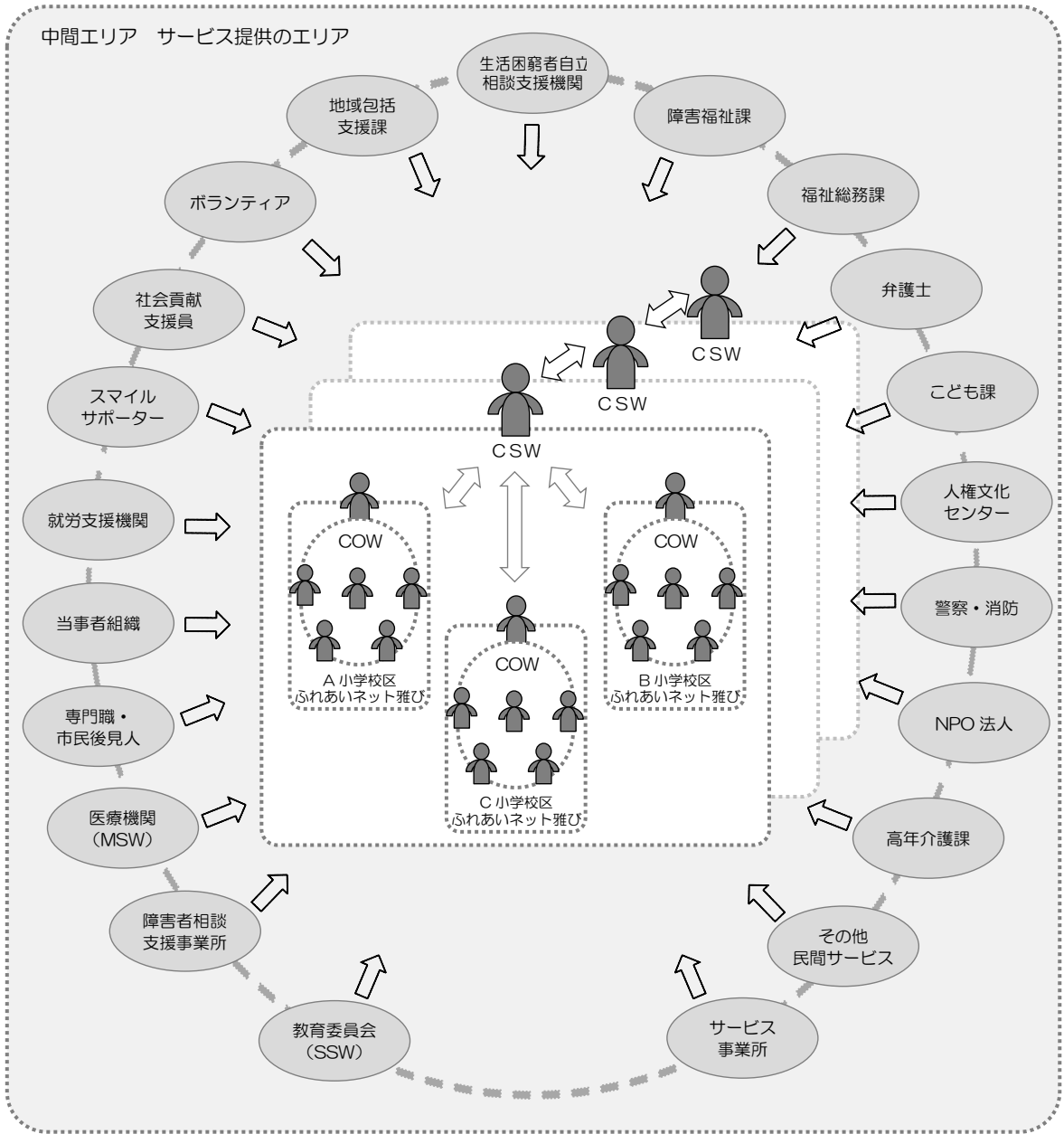
- ①相談受付の包括化（それぞれの専門領域を超えてワンストップで困りごとを抱えた方の相談を受けとめます）
- ②複合的な課題に対する適切なアセスメントとコーディネート（複合的な課題はまず課題の整理が必要であり、その後支援の道筋をたてていきます。その過程において複数の専門機関との連携が必要となってきた時にコーディネートすることが大切です。）
- ③ネットワークの強化（専門機関同士がそれぞれの役割を理解し合い、お互いが「顔の見える関係」になることが必要です。それぞれの専門領域を超えて包括的な相談支援を提供し、さらに他領域の機関と連携することにより重層的な相談支援体制を構築します。）
- ④新たな社会資源の開発（個別の支援から明らかになった地域課題について、地域住民と共に新たな資源の開発を行っていきます。また、地域とのつながりを求めている専門機関と地域住民が協働できる場をコーディネートしていきます。）

これらの視点において、専門機関同士の顔の見える関係作りを進め、研修等を通じて多職種についての理解を深めるとともに、地域と専門機関との新たなつながりも始まりました。

本計画では、これらの視点を継続し、顔の見える関係からさらに個別支援の実践を通じてより課題解決に向けた連携と協働を行っていきます。各専門機関が必要な時に必要な専門機関やネットワーク等につなぐことができる場となるようにコーディネートしていきます。また、複合的な課題を発見した人が抱え込まずに安心して適切な支援機関と連携することができるよう、多職種で検討できる場を充実させていきます。

さらに、新たな視点として、⑤「専門職の学びの場としての機能」を追加し、多職種連携等の研修を通じて市及び地域の専門職が包括的支援体制や相談支援等について学び合える場として位置づけ、継続させていきます。

■第2層イメージ



第3層

政策立案及び広域連携のエリア（市全域）

第3層は、市全域の相談支援体制であり、第1層や第2層での個別支援や地域福祉活動への支援や取り組みから浮かび上がってきた地域の課題について、新たなサービスや施策の研究や開発、実施を進めていくエリアです。また、虐待や措置が必要な場合など、市が主体となって支援するべきものに関しては、市レベルで対応を行います。

これまでは、第1層や第2層で発見された個別課題や地域課題に対して地域住民や専門職が主体となり、地域レベルで課題解決ができるように進めてきました。しかし、それだけでは十分に対応できない課題もあります。そのような課題が、第1層や第2層の地域に積み重なっていくことがないように、それらの課題については市が課題を共有し、解決に向けた共通目標や施策、効果的な連携のあり方について協議していくことが必要です。

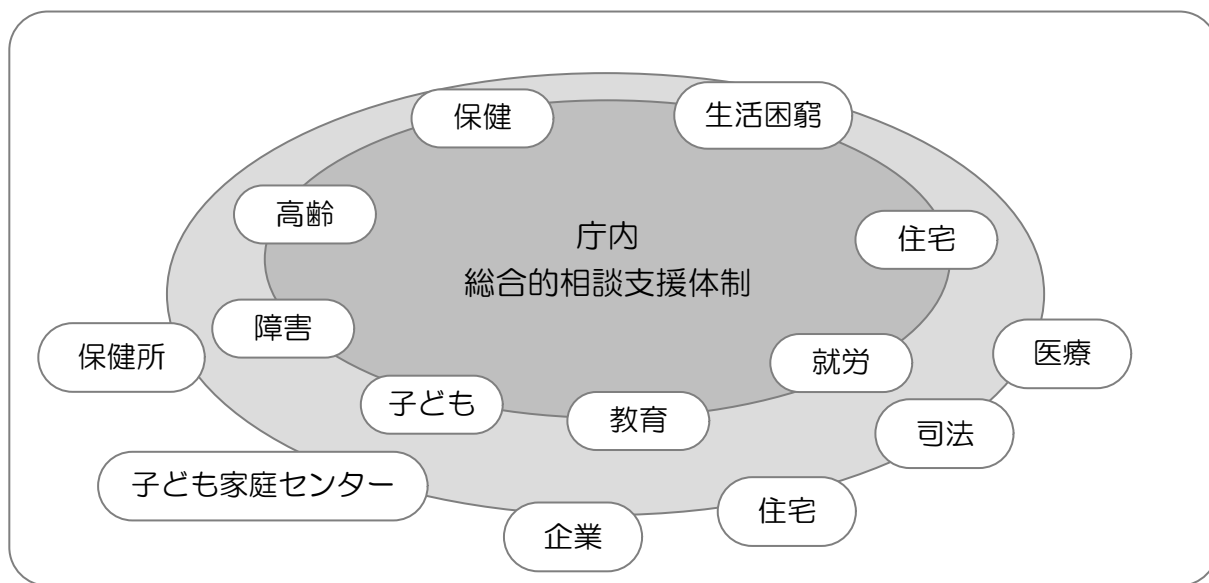
また、相談支援体制について、これまでは庁内の相談窓口を各分野ごとに、それぞれの専門性を発揮して支援を行ってきました。しかし、どの分野においても相談内容の多様化、複合化がみられ、対象者ではない世帯員が課題を抱えていたりなど、世帯全体の課題把握を必要とする支援が増えてきています。それらの支援についてもそれぞれ各分野で対応を行ってきましたが、そのことにより逆に「制度の狭間」をつくってしまう恐れがありました。

これらのことから、本計画では、地域住民や専門職機関では十分に対応できない課題について、市が課題を共有し、そのことに対して協議していくことができる場の創出に向けて取り組んでいきます。また、庁内の相談窓口についてそれぞれの専門性の活用と複合的な課題についてより効果的に対応ができるような体制について検討、見直しを進めていきます。

その上で、福祉の専門分野だけでなく、教育、住宅、労働、司法、医療など生活に関連した部署や機関が連携した包括的な支援体制を構築していきます。

制度の狭間を生まないよう、各分野を横断しながら個別支援をしているCSWは、そこから見てきた課題を地域の課題として問題提起し、支援対策を検討していくという役割も担っています。この第3層においても、CSWは政策提言を行っていき、第3層と第1層や第2層のコーディネートを行っていきます。

■第3層イメージ



4 計画の体系

基本理念	地域福祉活動計画理念	基本目標	基本方針
誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる 支えあいのまち 「ささえあいネットはびきの」の実現に向けて 羽曳野	一人ひとりの想いをつなぎ 結びあう地域づくり	基本目標 1 地域活動を支える 担い手づくり (人づくり)	(1) ともに支えあい・助けあう意識づくり
		基本目標 2 ともに支えあい、 助けあう地域づくり (仕組みづくり)	(2) 地域における担い手づくり
			(3) 多様な交流の推進 (住民の結びつきを広げる支援)
		基本目標 3 誰もが安全・安心に 暮らせるまちづくり (環境づくり)	(1) 住民一人ひとりのニーズ発見の仕組み づくり
			(2) 地域におけるセーフティネットづくり
			(3) 必要な人が福祉サービスを利用できる 仕組みづくり
			(1) 誰もが地域社会とつながれるまち づくり
			(2) 誰もが住みよい防災・防犯に強い まちづくり

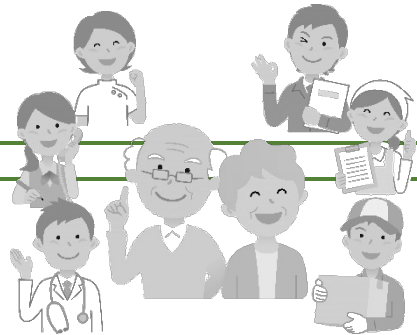
施策の方向性

- ①福祉意識の醸成
- ②福祉教育の推進



- ①支える人の数を増やす取り組み
- ②支える人の幅を広げる取り組み
- ③地域住民同士で支えあう仕組みづくり

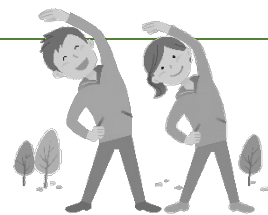
- ①住民のニーズに合った取り組みの支援
- ②地域の取り組みを支援する仕組みづくり



- ①必要とする人が支援につながる仕組みづくり
- ②住民が地域のニーズを発見できる仕組みづくり

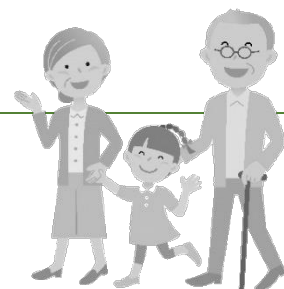
- ①包括的・重層的な支援体制の充実
- ②生活困窮者への支援
- ③貧困状態である子どもへの支援
- ④虐待防止の仕組みづくり

- ①市民の健康づくり
- ②必要な人が必要な福祉サービスを利用できる仕組みづくり
- ③サービス利用者を守る仕組みづくり
- ④サービスの質の向上



- ①社会的排除を生まない、開かれた地域をつくる取り組み
- ②認知症や障害者の生活を支える仕組みづくり

- ①災害に強いまちづくり
- ②防犯のまちづくり
- ③バリアフリー環境の整備



第4章 施策の展開

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり（人づくり）

（1）ともに支えあい・助けあう意識づくり

《 現 状 》

- 市民アンケート調査では、親しく相談したり、助けあったりするのは必要だと思おうと考えている人が4割以上を占めているものの、実際の近所や地域との付き合いの程度としては「会えばあいさつを交わす人がいる」が半数近くを占めて最も高くなっています。
- 年齢別にみると40歳未満の人では「ほとんど付き合いはない」の回答も多くなっており、また、近隣の人との関わり方に対する考えにおいても、年齢が低いほど形式的な付き合い（義理）など、なくても困らないので必要がないと考える人も多い傾向にあります。
- 一方で、地域での支えあい活動を進めていくためには、「日頃から住民一人ひとりの相互のつながり」が必要と回答した人が最も多くなっています。身近なところからコミュニケーションを図ることにより、助けあいの精神を醸成し、住民のきずなを深めていく必要があります。
- 校区懇談会等では、地域のどこにどんな人が住んでいるか把握できていない等の意見もありました。自分たちの住んでいる地域がどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのか、地域のことにもっと関心を持ち、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていくことが必要です。
- 近年では児童や高齢者、障害者に対する虐待等も社会問題となっており、虐待の報告件数は氷山の一角であって、実際にはかなりの件数があるのではないかという危機感も指摘されています。同じ地域に住む者として、偏見や差別のない地域をつくるためには、住民同士で支えあう意識を高めることが必要です。

《 課 題 》

- ★ 地域住民の助けあい・支えあい意識の高揚
- ★ 子どもの頃からの福祉教育による福祉意識の醸成

《 方向性 》

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域の一員であることを認識し、いざというときのためにも、日頃からの見守りや声かけなどで顔の見える関係を築いておくことが必要です。

そのため、家庭、地域、学校等が連携して、子どもたちの思いやりの心を育むとともに、大人になってからは、その心にさらに磨きをかけ、実践活動につなげていくことができるよう、きっかけづくりを中心に、福祉のことをもっと知ってもらう手助けをしていきます。

■ 市の取り組み ■

①福祉意識の醸成

(地域福祉を推進するための福祉教育)

- 地域のつながりを強めるため、隣近所で、または通学時間等において「あいさつ運動」を推進するとともに、地域住民と地域のさまざまな団体との連携を進め、誰もが参加できるイベントや行事の開催など、地域での交流機会を増やします。
- 障害や認知症、児童虐待など、地域で知りたいことや学びたいことについて、専門職や関係団体と連携し、ふれあいネット雅びや小学校区などの研修会、交流会等を通して学び合える場を支援します。
- 障害者や高齢者などが、地域でともに暮らしていくための理解を進めるため、障害者週間において障害や障害者理解に向けた「パネル展」の実施や介護の仕事の魅力を発信します。

主な事業

- ・市民生涯学習講座開催事業（社会教育課）
- ・はびきの市民大学運営事務事業（市民協働ふれあい課）
- ・ふれあいネット雅び推進事業（福祉総務課）

②福祉教育の推進

(学校教育における福祉教育)

- 教育課題が多様化・複雑化し、児童・生徒への教育的対応も多面的な能力を求められている中、地域住民や社会福祉協議会、社会福祉関係者との協働による福祉教育実践のチームアプローチ化やネットワーク化に取り組みます。
- 市内小中学校では「障害者理解」や「高齢者理解」を目的に福祉教育を行っています。引き続きボランティアグループや事業所連絡協議会などの専門職と連携し、福祉教育のプログラム策定に取り組みます。
- 障害のある児童・生徒に対しては、障害の状況や一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を進めていくため、教職員の専門的指導力をより一層向上させます。
- 福祉教育をはじめとする人権教育について、重点的・積極的な取り組みを継続します。
- 一人ひとりが、それぞれ違っていても誰もが尊重されなければならない人間であるという多様性をきちんと理解することができるよう、学校と家庭、地域が連携して取り組みます。

主な事業

- ・人権教育推進事業（学校教育課）
- ・特別支援教育推進事業（学校教育課）

①福祉意識の醸成

(地域福祉を推進するための福祉教育)

- 校区福祉委員会が実施している小地域ネットワーク活動において、住民の参加と協力によりさまざまなボランティア活動が行われています。今後も住民同士の見守り活動や近所での集う場づくりなどにより、支えあいの意識や困りごとをキャッチする意識の向上を図ります。
- ふれあいネット雅びや校区福祉委員会、関係団体、福祉事業所等の集まる場において、「防災のまちづくり」や「子どもの支援」、「認知症高齢者の地域での見守り」「障害についての理解」、「ひきこもりなど社会的孤立」、「LGBTQ」、「災害時に配慮の必要な方へのサポート」、「子育ての不安や虐待」等をテーマとした学習の場を作ります。
- 各小学校区でのイベントや市のイベント等において啓発を図るとともに、高齢者会食会や喫茶・サロン活動など、地域住民が集まる場においても啓発活動を行います。
- ボランティアグループとの協働による傾聴ボランティア養成講座や精神保健ボランティア養成講座など、福祉ボランティアの育成を通じて高齢者や障害者への理解を深めます。

コ ラ ム

～ ふれあいネット雅びのさまざまな福祉意識の醸成にむけた取り組み ～

ふれあいネット雅びの取り組みでは、地域住民が福祉について学ぶ機会を設けています。

「高齢者・安心声かけ訓練」は、認知症についての正しい知識を持ち、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域を目指して、市内5小学校区（白鳥・高鷲・高鷲南・高鷲北・恵我之荘）で実施されました。

認知症の人が行方不明になった場合を想定し、地域ぐるみで認知症行方不明者の安全確保と事故防止を図るのが「安心声かけ訓練」です。行方不明の原因になるのが「一人歩き」ですが、皆さんの「あれ？おかしいな」という気付きが困っている方を助けることにつながります。

認知症高齢者が行方不明になったと想定し、実際に各地元の町を歩きながら、高齢者役の地域の専門職員へ声をかけます。「認知症サポーター養成講座」で事前に学んだ、認知症高齢者への声かけの3つの心得「驚かせない・急がせない・自尊心を傷つけない」を意識して声をかけます。参加者からは、「声のかけ方が難しい」「1度だけではなく、何度もやってみることが必要」という声が聞かれました。



◀ 認知症サポーター養成講座
高齢者・安心声かけ訓練 ▶



②福祉教育の推進

（学校教育における福祉教育）

- 福祉は特別なものという認識を持たせないためには、学びの場が必要であることから、市内の小中学校・高校での福祉授業を推進するなど、子どものときから学校教育や身近な地域の中で福祉について学ぶ機会を増やし、福祉の裾野を広げる取り組みを進めます。
- 教育委員会との協働により、市内小中学校の教職員への研修を行うとともに、福祉教育プログラムを作成し、配布します。
- 学校と福祉専門機関、地域組織、企業等との連携を深め、住んでいる地域の特徴（風土・文化）を活かした福祉教育の推進を図ります。



(2) 地域における担い手づくり

《 現 状 》

- 市民アンケート調査では、小学校区での地域活動やボランティア活動を「現在活動している」や「以前活動したことがある」と回答した、活動したことがある人の割合は3割未満と低く、地域の福祉活動への参加は少ないのが現状です。参加していない理由としては、仕事や家事が忙しくて時間が取れない、身近に活動グループや仲間がいないといった意見がみられました。
- 一方で、「活動したことはないが条件が合えば参加したい」と回答した人が1割近くあり、潜在的な参加意向者を含めると、ボランティア活動への参加意向者は3割以上を占めています。特に、参加するための条件としては「きっかけさえあれば」や「自宅の近くでできることがあれば」などの回答が多くありました。
- また、地域で不安に感じることは、「自治会などの地域活動の担い手が足りなくなってきたこと」や「祭りなどの地域行事の担い手が足りなくなってきたこと」の回答も多く、特に高齢層で不安を感じている人が多くなっています。
- ボランティア等は地域でさまざまな活動を行っており、こうした住民活動は広がりつつあることから、市民一人ひとりが自分でできる範囲の活動を探すことも大切です。今後も、ボランティア等の活動が果たす役割はますます重要となっていくことから、ボランティア団体のみならず、市や社会福祉協議会も活動情報を提供し、活動内容をPRするなど、協働・連携して取り組むことが必要です。
- また、懇談会では、「活動の実態が知られていないが、見える化を進めることで活動者のモチベーションの向上につながる」、「組織同士の情報交換の場を設けてもらいたい」といった意見が挙がっています。活動の拡充や活性化に向けて、団体の活動内容の広報やPRとともに、情報交換や意見交換の場の設置による好事例の情報共有など、効果的な活動を進めるための団体同士のつながりの強化を図っていく必要があります。

《 課 題 》

- ★ 地域福祉活動やボランティア活動へ参加しやすくするためのきっかけづくり
- ★ 地域福祉活動やボランティア活動の周知や啓発、継続的な取り組みへの支援

《 方向性 》

地域では、民生委員・児童委員や校区福祉委員会などとともに、地域住民が多様なボランティア活動に参加しています。地域での人々のつながりや支えあい、そして課題への取り組みが一人ひとりの暮らしを守り、豊かにしてくれます。しかし、近年では地域活動へ参加していない人が増えており、各種団体においても構成員の固定化や高齢化、減少による弱体化などがみられ、次代を担う人材の育成が課題として挙げられます。

地域活動の担い手不足が大きな課題となっていることから、少しの人が多くのものを背負うのではなく、多くの人が力を出し合ってお互いに支えあう地域活動を目指します。

また、市民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるよう、各種団体の活動をさらに活発にし、次代を担う人材を地域で育成していくよう努めるとともに、無関心層に対して関心を持ってもらえるように広報の工夫、地域の福祉イベントの開催及び支援等を行っていきます。

■ 市の取り組み ■

①支える人の数を増やす取り組み

（身近な場所での参加支援）

- 小地域ネットワーク活動における個別援助活動やグループ援助活動と、テーマ型のボランティア活動が連携できるような支援を行っており、参加住民も増えて担い手として活動しています。町会や小学校区など、地域住民がより身近な場所で福祉活動に参加や利用がしやすくなるよう、他市の先行事例や好事例などを参考にして支援します。
- 高齢者の社会参加と介護予防を目的としたポイント制度（きらきらシニアプロジェクト）など、高齢になっても主体的に地域福祉活動に参加できる取り組みを拡充します。
- 通学時の見守り、学校周辺の美化活動など、学校運営や教育活動に地域住民やボランティア団体等が、それぞれのできる範囲で参加できるよう、学校と各小学校区に配置されたコーディネーターが中心となって取り組みます。
- 「地域のために何かしたい」と思っている人と支援を必要としている人がつながる仕組みを作ります。

（ボランティアの育成・支援）

- 現在、総合福祉センター内のボランティアセンターと、あいあいハウスをサテライト的な機能として活用しています。市民にボランティアセンターの存在を知ってもらう機会を大切にし、活動している方以外にも幅広い年齢層の人をボランティア活動につなげることができるよう周知等に努めます。

- 現在活動しているボランティアについて、活動内容の紹介や参加を呼びかけるための情報の発信、また、「こんなことで困っているので手伝ってほしい」といった支援を呼びかけるための情報の発信を行い、参加しやすく、利用しやすいコーディネートの一環を作ります。
- 手話教室や要約筆記奉仕員養成講座などを開催することで、活動を知り、ボランティアに安心して取り組んでいけるように支援します。
- 地域において、世代を超えた誰もが参加できるイベントの開催等で、ボランティアの情報発信、人権問題の啓発等を行い、多くの人に福祉に関心を持ってもらえるように取り組みます。

(民生委員・児童委員への活動支援)

- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに向けて、他市とも情報交換等を行いながらその役割や活動内容などの広報・啓発を進めます。また、引き続き若い世代等、新たな担い手の確保に努めます。
- 支援を必要としている人の発見や見守り活動をより一層行いやすくするためにも、市やCSW、関係機関等との連携の強化を図ります。

主な事業	・きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業 (地域包括支援課) ・手話教室、点字教室、要約筆記奉仕員養成講座事業 (障害福祉課) ・民生委員関連事務事業(福祉総務課) ・学校支援地域本部事業(社会教育課)
-------------	---

②支える人の幅を広げる取り組み

- はびきの市民活動交流会などで、各団体の情報提供や団体間の情報交換の場となるよう、支援します。また、はびきの市民活動ネットワークやはびきの市民活動交流会などで、SDGs 等について勉強会を実施するなど、公益市民活動団体の活動を活性化させるための支援を行います。
- 「市民活動フェスタ」に向けた取り組みや学生が地域とともに開催するイベント、また、各近隣市と合同で行うイベントなど、学生や他市とのつながりを広げることでボランティアの社会性や先駆性を養うきっかけを作ります。
- 地域における保健福祉を積極的に推進するため、民間活動の活性化を図りつつ、地域の特性に応じて立案・実施された施策や活動を行う団体への助成金支援を行うとともに、市内で新たに取り組みをはじめようとする団体に対して助成事業の紹介、橋渡しを引き続き行います。

- 地域の担い手として、NPO 法人を含む公益市民活動団体の育成は今後も必要であることから、NPO 法人の設立認証の支援や運営の安定化に関する相談、団体同士の交流の場づくりを行うなど、市と各団体がともに地域福祉を担うための取り組みを行います。
- 「羽曳野市市民公益活動推進基本方針」に基づいて、市民協働ふれあい課及び社会福祉協議会が連携して、住民の自主活動が発展していくよう、支援を行います。

主な事業

- ・市民活動参加促進事業（市民協働ふれあい課）
- ・ファイン推進基金管理運用事務事業（福祉総務課）

③地域住民同士で支えあう仕組みづくり

- 「ちょっとした手助け」が、気軽にできる、受けられる仕組みを作ります。そのためにも、各小学校区で実施されている子育てサロンでの育児相談やひとり暮らし高齢者の会食会での健康相談など、市役所まで行かなくても地域の身近な場所で気軽に相談ができる場について、引き続き拡充を行います。
- 地域での子育て支援の輪を広げられるよう、子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人とがつながることができるネットワークを支援します。
- 「ふれあいネット雅び」の取り組みを進め、地域住民が問題を抱えたままにならないように市と専門職とが連携できる体制を構築します。また、把握した地域生活課題に対して、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送っていくことができるよう、先行事例を参考に、支援を公的サービスだけで完結させず、隣近所での見守りなどが気軽に頼める関係づくりを進めます。
- 地域に困りごとを抱えた人がいるとき、その人からの相談や近隣の人への気づきが、民生委員などに届き、そこから CSW などの関係機関へスムーズなつながり・連携が行えるよう、地域の困りごとが必要な支援に結びつく仕組みを確立します。

主な事業

- ・地域子育て支援拠点事業（こども課）
- ・ファミリーサポートセンター運営事務事業（こども課）
- ・ふれあいネット雅び推進事業（福祉総務課）

①支える人の数を増やす取り組み

- 小地域ネットワーク活動における個別援助活動としての見守り活動や訪問活動、グループ援助活動としての食事会や地域サロン、喫茶、子育てサロンなどでは、地域での取り組みにボランティアとして活動を支援する住民が増え、地域活動を担う人材を育成する機能があります。
- 羽曳野市においては、総合福祉センター2階にボランティアセンターを設置し、ボランティア活動のコーディネートを行っています。ボランティアセンターの取り組みとして、小学生ボランティア講座や市民活動いきいきわくわく講座、ボランティアはじめて講座等を開催し、活動参加のきっかけをつくります。
- きらきらシニアプロジェクト（きらプロ）事業は、市内の介護保険施設などでサポーター活動を行うことに対してポイントを付与し、貯まったポイントを還元できる介護支援ボランティアポイント制度です。介護予防を目的としていますが、高齢者の生きがいづくりや社会参加・地域貢献につながるとともに、福祉活動の担い手として新たな活動者の参画を促す取り組みでもあります。きらプロのサポーターとして、地域でいきいきと活動する元気な高齢者を増やします。

コ ラ ム

～ ボランティア講座でひろがるボランティアの輪 ～

ボランティアセンターでは傾聴ボランティア養成講座や精神保健福祉ボランティア養成講座、市民活動わくわく講座、小学生ボランティアスクールなど、ボランティアグループや市と共催し、さまざまなボランティア講座を開催しています。

傾聴ボランティア養成講座では、講師の先生からの話だけではなく、傾聴ボランティア「楽花生」の活動の紹介や体験談など、傾聴の基礎を学ぶことができます。また講座では、高齢者施設のご協力のもと、ボランティア体験を実施しています。受講生の皆さんは、ご利用者さんに寄り添って熱心に笑顔でお話を聴かれていました。

また、市民活動わくわく講座では、羽曳野市市民協働ふれあい課との共催で折り紙ボランティアやバルーンアートボランティア、歌声など、さまざまなジャンルでボランティア活動に参加できる場を設けることによって、特技や趣味を活かしたボランティア活動のきっかけを提供しています。

実際に参加された方からは、「折り紙なら私でもできると思って参加した」「歌を唄うボランティア活動があるなんて知らなかった」など、ボランティアは思ったより身近な活動であることに驚いたという声を聞きました。そして、「これなら私でもボランティアできる」と言ってボランティア活動を始められた方が多数おられ、ボランティア活動の輪が広がっています。



▲精神保健福祉ボランティア養成講座



▲市民活動わくわく講座
(バルーンアートボランティア)

②支える人の幅を広げる取り組み

- 校区福祉委員会や地域住民により各小学校区で実施されている子育てサロンでの育児相談、会食会やサロン活動などでの困りごとの相談など、地域の身近な場所で気軽に相談ができる場の拡充を行います。
- ボランティアセンターでは、ボランティアのコーディネートのみならず、ボランティア活動がスムーズに行えるよう、ボランティアグループからの相談への対応、備品の貸出、活動場所の提供、ボランティア保険の受付等も行っています。また、ボランティア活動の啓発・普及のため、「はびきのボランティアだより」を年4回発行し、ボランティア活動に関する情報収集と情報発信を行っていきます。
- ボランティアグループ、NPO 団体、ボランティア連絡会、市がともに学び、ともに活動することで、つながりや連携の輪を広げ、まちづくりや支えあいづくりの取り組みを進めます。
- 地域福祉団体やボランティア団体が活用できる助成金情報を集約・周知し、申請についてのサポートを行います。
- 災害発生時における災害ボランティアセンターの設置・運営、被災地でのボランティア活動に向け、災害ボランティアを養成・登録します。
- 災害時に災害ボランティアセンターの運営をサポートする羽曳野防災・災害ボランティアチーム「ブランバード」が誕生し、災害ボランティアについての勉強会などの活動を行っています。
- 羽曳野市内にある高校や大学との連携を図り、校区福祉委員会主催の介護フォーラムやこども食堂への参加など、地域住民と学生ボランティアの協働を進めます。

～ 災害ボランティアの取り組み ～

ボランティアセンターの重点的な取り組みとして進めているのが、災害ボランティアの養成・登録です。災害ボランティア養成講座を受講された方が集まり、2019 年度（令和元年度）に羽曳野防災・災害ボランティアチーム「プランバード」が発足しました。現在は、活動として、災害ボランティアセンターの基礎を学んでいます。いざ羽曳野市が被災して災害ボランティアセンターが立ち上がった際には、社会福祉協議会職員とともに災害ボランティアセンターの運営に協力できるよう、平常時から災害に関する知識を得る活動や勉強会を行っています。

《プランバードの活動内容》

- ①災害ボランティアセンターが設置された際に、スタッフとしてスムーズに協力活動ができるよう、ボランティアコーディネーターとしての知識や技術を学んでいきます。
- ②定期勉強会以外にも、講座や特別講習などを企画したり、開催したりします。
- ③羽曳野市以外の災害ボランティアコーディネーターグループや、災害ボランティアグループともお互いに協力しあえるよう、情報共有や交流を深めていきます。
- ④その他、実際の災害ボランティア活動（被災地での活動）や、防災に関する情報共有を行っています。



▲災害ボランティア養成講座
（災害ボランティアセンターロールプレイング訓練）

▼羽曳野防災・災害ボランティアチーム
「プランバード」



③地域住民同士で支えあう仕組みづくり

- 地域で集めた寄付金は地域に根差した福祉活動に、物品は市内の福祉施設・団体や支援を必要とする方などのために活用しています。また、家庭や企業で余った食材の寄付を募り、生活にお困りの方への支援に活用する「フードドライブ」運動では、取り組みを幅広く周知するとともに市民の集まる場などでも幅広く募っていきます。
- 14 小学校区の校区福祉委員会が集まる「校区福祉委員会連絡会」において、それぞれの校区内の問題解決や活動の発展を図るため、校区同士の情報交換や研修会を行います。また、「テーマ別交流会」や「研修会」において人権啓発や防災についての研修会等も行います。
- 校区福祉委員会の情報バンクとして活用できるよう、校区福祉委員会それぞれの情報をとりまとめた「校区福祉委員会活動のまとめ」や「視察研修先・研修会一覧」を作成して校区福祉委員会へ配布します。

コ ラ ム

～ フードドライブ 「もったいない」を「ありがとう」に ～

「ご家庭に眠っている食品はありませんか？」フードドライブとはいただきものや買いすぎてしまった食品などの「食品ロス」を削減し、食品の有効利用を図るため家庭や企業で余った食品を募る活動です。

社会福祉協議会への相談の中には「今日、明日食べるものがない」などの悩みを抱えている方がおられます。相談を受け、制度やサービスが利用できるよう支援を行うとともに、緊急一時的な支援として寄付でいただいた食料を生活支援に活用させていただいています。



（３）多様な交流の推進（住民の結びつきを広げる支援）

《 現 状 》

- 人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けては、地域住民の一員として、地域の福祉活動にも積極的に参加し、地域を知ることが必要です。また、地域に合った取り組みを進めるためには、地域住民の声を聞き、実情を知ることが不可欠です。
- 市民アンケート調査では、「日頃気軽に集まれる場所」の満足度は２割未満となっているのに対し、重要と感じている人は４割以上を占めています。また、２０歳代の若い年齢層でも重要であると回答した人が多く、地域で気軽に集まって交流できる場を望む人が多いことがわかります。
- 校区懇談会では、「子どもと高齢者が交流することで、子どもに高齢者が豊かな知識を与えることができ、生きがいにつながるのではないか」などの意見が出されました。
- 性別や年代、障害の有無に関わらず、地域に住む人への理解を深めていくためには、交流を通じて思いやりの心を育むことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域で集まる場が減少し、高齢者の心身の機能低下、子育て世帯の困窮化など、困りごとを抱えた世帯の孤立がますます深刻になりました。校区懇談会においても、「あらためて集う場の重要性を再認識できた」という意見がありました。
- 高齢者や障害者、子育て中の保護者や子ども等が気軽に集えるサロン活動や健康づくり、生きがいづくりに関する活動など、地域が自主的に実施し、集まって話す機会や場所の確保とともに、新しい生活様式に配慮した新しい集い方の工夫など、継続的な取り組みを進めていくことが必要です。

《 課 題 》

- ★ 子どもから高齢者まで、多世代が交流できる機会や場の拡充
- ★ さまざまな人や関係機関が集まり、地域の事について話し合える場の充実
- ★ 属性や年齢に関係なく、誰もが参加しやすい居場所づくり

《 方向性 》

性別や年齢に関係なく、親しく付き合うことができる地域づくりを進めるとともに、お互いに助けあって生活することができる関係を築くことが大切です。また、地域住民として、地域の福祉活動にも積極的に参加することが求められます。

住民同士がちょっとした手助けを気軽に頼んだり頼まれたりできるような関係の構築に向けて、さまざまな人や関係機関が集まり地域について話し合うことができ学び合うことにより、住民同士の結びつきを広げるための支援を行っていきます。

■ 市の取り組み ■

①住民のニーズに合った取り組みの支援

（世代を超えた交流の促進）

- 子どもから大人まで幅広い層が参加でき、交流を持つことができる取り組みを支援します。
- 校区福祉委員会を中心に、子どもから高齢者までが参加できる小学校区単位や町会単位で世代間交流イベントが実施されています。引き続き、今まで参加していない人が「参加してみよう」と思えるような工夫、声かけをするなど、多くの住民に地域ボランティアとして参加してもらいながら世代間交流を進められるよう支援します。
- 市内全小学校区で地域ボランティアの協力により「放課後子ども教室」を実施しています。事業を通じて地域ボランティアと子どもたちの世代間交流を活発に行い、子どもの安心な活動場所を提供します。
- 高年生きがいサロンや子育てサロンにおいて、高齢者と地元幼稚園児や保育園児との交流を行うなど、高齢者と子どもの交流を広げます。

（地域について話し合える場づくり）

- ふれあいネット雅びを通して、地域住民と地域の専門職、市が地域の課題について話し合い、地域の特性や強みを生かしたネットワークの構築に向けて取り組みます。また、ふれあいネット雅びで開催している防災や認知症予防・健康講座など、地域住民が知りたいと思っている身近なテーマでの研修会等を通じて、今まで地域活動に関わっていなかった住民の参加を促します。

主な事業

- ・青少年健全育成関連団体支援事業（社会教育課）
- ・放課後こども教室事業（社会教育課）
- ・ふれあいネット雅び推進事業（福祉総務課）

②地域の取り組みを支援する仕組みづくり

- 校区福祉委員会等が行っている、こどもの居場所づくり（こども食堂など）などにおいて、子どもの育ちを地域で支えていく取り組みに専門職が参加するなど、必要な時に適切な支援につながるようネットワークを構築します。
- 地域の取り組みにテーマ型のボランティアグループが参画し、地縁型活動とテーマ型活動の協働が進んでいます。また、地域のサロンや会食会、子ども食堂などへボランティアとして参加したことをきっかけに地域活動へ参画する住民が増えています。それらの取り組みが継続できるように支援します。
- 地域のニーズに応じた新たな取り組みはもちろん、以前から行われてきた取り組みについても、小学校区や町会役員の枠に留まらない新たなつながり等によって拡充していけるよう、啓発・支援を行います。
- 地域福祉活動の拠点として、コミュニティセンターや高年生きがいサロン等が優先的に利用できるなど、地域にある公共施設について、地域住民が安定的な活動拠点を確保できるよう支援します。
- 交流機会を増やすために、空き家や商店街の空き店舗等の活用や公民館など拠点となる施設を整備し、住民が集う場となる活動場所の確保に努めます。

主な事業

- ・コミュニティセンター管理運営事業
(市民協働ふれあい課)
- ・緑と市民の協働ふれあいプラザ管理事務事業
(市民協働ふれあい課)



①住民のニーズに合った取り組みの支援

- 小地域ネットワーク事業の一環として「居場所づくり」を推進しています。高齢者や障害者、子育て中の親や子ども、地域住民を対象とし、身近な場所で地域のボランティアや参加者が協働して企画・運営する仲間づくりの場でもあることから、気軽に歩いて行ける「居場所」を地域に増やしていきます。また、集いの場に参加しにくいと言われる男性向けの居場所づくりも進めます。
- 校区福祉委員会では、世代間交流事業として「ふれあいまつり」や「ふれあい運動会」、「校区フェスティバル」など、小さな子どもから高齢者まで参加できる小学校区単位のイベントを開催しています。運営にあたる小学校区のさまざまな組織（校区福祉委員会、青少年健全育成連絡協議会、町会・自治会、民生委員児童委員協議会、こども会、PTA、婦人会、老人会など）が連携をとる中で、地域のプラットフォームの役割となり、顔の見える関係の構築につながっています。また、地域行事にふれあいネット雅びで連携している福祉専門機関や福祉施設等が参加する機会も増えていることから、行事をきっかけにした地域住民と専門職とのネットワーク化を進めます。
- ふれあいネット雅びの取り組みでは、防災研修会や健康講座、認知症高齢者の見守り訓練などを開催し、地元医療機関や福祉事業所・大学等の専門機関による講師や参加者としての参画や一般の市民にも幅広く参加してもらうことでネットワーク化を進め、地域課題解決に向けた新たな社会資源を生み出すことにつなげます。
- 校区福祉委員会や民生委員児童委員協議会などで取り組んでいる会食会やふれあい喫茶・いきいきサロン活動、こども食堂などのグループ援助活動において、小学校区の幼稚園や保育園、小学校との連携により、高齢者と子どもが交流する場を広げます。
- 新型コロナウイルス感染予防を徹底すればするほど、見守り・居場所づくり・つながりづくりが進まないというジレンマがある中において、つながりを途切れさせることなくどのような状況であっても、お互いの暮らしを気かけ支えあうことができるよう、できることをできる方法でみんなで進められるように、地域で福祉活動・市民活動に関わる方々とともに考え、進めていきます。

途切れかけたつながりを再び結びあわせるために

～ 逢い愛♡見守り運動事業 ～

新型コロナウイルス感染拡大により地域で途切れかけたつながりを再び構築するために、校区福祉委員会や民生委員・児童委員協議会の協力を得て、独居高齢者や障害者など普段気にかけている方の個別訪問活動を実施しました。

外出自粛生活が続き、人と会えない状況や運動不足による生活不活発発病の発生リスクが高まっている中、訪問した際に生活状況を聞く中で心配な方については専門相談機関につないでいただきました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、地域でのつながりが希薄になり見守り機能が低下する中、市民とともにできることを模索し、十分な感染予防に努めながら、つながりの再構築を目指していきます。

▼久しぶりに民生児童委員さんに会えてうれしい



▲CSW 相談窓口紹介チラシも同封しました

～ 校区福祉委員会が進める小地域ネットワーク活動 ～

◇校区福祉委員会

校区福祉委員会は、小学校区を単位に 14 校区すべての校区で組織化されています。校区福祉委員会では、地域ニーズの把握や広報啓発、交流活動、また日常において支援を必要とする人たちに対する見守り活動などの「小地域ネットワーク活動」が行われています。

◇羽曳野市の校区福祉委員会

- ・古市校区福祉委員会
- ・白鳥校区福祉委員会
- ・西浦東校区福祉委員会
- ・埴生校区福祉委員会
- ・埴生南校区福祉委員会
- ・羽曳が丘校区福祉委員会
- ・恵我之荘校区福祉委員会
- ・高鷲北校区福祉委員会
- ・古市南校区福祉委員会
- ・駒ヶ谷校区福祉委員会
- ・埴生校区福祉委員会
- ・丹比校区福祉委員会
- ・西浦校区福祉委員会
- ・高鷲校区福祉委員会
- ・高鷲南校区福祉委員会

◇小地域ネットワーク活動

小地域ネットワーク活動は、近隣住民やボランティアの参加と関係機関等の協力による地域の見守り・援助活動です。住民のニーズ把握や課題提起、新たな支援活動へとつなげるほか、問題の早期発見・予防、要援護者の精神的な支えとなって地域から孤立することを防ぐ働きもあります。

個別援助活動

- 見守り・声かけ訪問活動
- 配食サービス活動
- 日常的な生活支援活動
- 避難行動要支援者への支援活動 など

グループ援助活動

- いきいきサロン
- 子育てサロン
- ふれあい食事（会食）会
- ミニデイサービス
- 世代間交流
- 地域リハビリ など



▲見守り訪問活動



▲いきいきサロン活動

②地域の取り組みを支援する仕組みづくり

- COW や CSW が会食会やふれあい喫茶・いきいきサロン活動、こども食堂、ふれあいまつり等の校区事業に積極的に参加し、地域住民と近隣福祉事業所やボランティア関係者等の協力機関とのネットワークづくりを進めます。
- 校区福祉委員会の取り組みに活かせるよう、ボランティア活動者やボランティアグループ、校区福祉委員会の研修会や視察先等の情報を掲載した冊子などを発行し、情報提供することで地域活動の幅を広げます。
- 校区福祉委員会やボランティア活動の取り組みにおいて、コミュニティセンターなど地域にある公共施設を優先的に利用できるようにしたり、地域にある店舗や福祉施設・空き家などのスペースを活動拠点として利用できるよう支援します。

コ ラ ム

家でも学校でもない第3の居場所づくり ～こども食堂の取り組み～

古市南校区福祉委員会、埴生校区福祉委員会では、地域の子どもたちの居場所づくり、地域の世代間交流、子どもたちの孤食（一人で夕食を食べること）を改善するためにこども食堂の取り組みを進めています。

およそ月1回、地域のコミュニティセンターなどで開催され、たくさんの校区の子どもたちが参加し、にぎやかな声が聞こえます。夕食は、校区福祉委員や地域ボランティアが調理したおいしいごはん。大学生や地域の福祉専門職も参加し、子どもたちと一緒に過ごします。

ある日のメニューはカレーライス。あっという間にお皿が空っぽになりました。地域住民に見守られながら、子どもたちが健やかに育ってほしいという願いで取り組みを進めています。



みんなで食べたら
おいしいね

基本目標２　ともに支えあい、助けあう地域づくり（仕組みづくり）

（１）住民一人ひとりのニーズ発見の仕組みづくり

《 現 状 》

- 市民アンケート調査では、今後、福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこととして、情報提供や相談窓口の充実に次いで、「多様なニーズに応えるようサービスの種類を増やす」や「福祉・保険サービスを提供する事業者を増やす」が高くなっており、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していくために、多様なニーズに対応したサービスの充実が求められています。
- 市では、要支援・要介護者や障害者などの地域での生活を支えるため、介護保険制度や障害者総合支援法に基づくサービスをはじめ、各種福祉サービスを提供していますが、これらのサービス以外にも市民が求めているニーズは潜在しており、これらのニーズをいかに把握するかが大切です。
- 市民の要望や生活実態をより正確に把握するため、となり近所の声かけや見守り活動などの地域の協力が必要になります。一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するためには、市ではできないサービスについては地域ごとに展開していくことも必要です。

《 課 題 》

- ★ 住民ニーズを把握していくための声かけや見守り活動の実施
- ★ 発見した地域の課題やニーズをつなげていくためのネットワークの構築

《 方向性 》

住民のニーズを把握するためには、各関係機関の相談窓口の周知や民生委員・児童委員等の地域に密着した団体同士や専門機関とのネットワークを強化していくのはもちろんのこと、地域のちょっとした困りごとなどの把握をしていくためには、性別や年齢に関係なく、住民一人ひとりが最も身近な地域において、お互いに助けあって生活することができ関係を築くことも大切です。

そのため、地域住民として、地域の福祉活動にも積極的に参加することも効果的です。人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけていきます。

■ 市の取り組み ■

①必要とする人が支援につながる仕組みづくり

- 近所の人など、周囲の人が、日常の何気ないあいさつなどでつながり続けることで、その人を「孤立させない」取り組みを進めます。
- 民生委員が活動しやすい環境整備を行うとともに、「ふれあいネット雅び」の取り組みを進め、地域が問題を抱えたままにならないよう、市と CSW や生活困窮者自立相談支援員、生活支援コーディネーター等の専門職がスムーズに連携できる体制を引き続き強化します。
- 地域の専門職がそれぞれ専門領域以外の相談を受けたときは、市や適切な専門機関と連携ができる体制の構築を進めています。つなぎ先がわからない場合は、CSW がそのコーディネートを担当していきます。
- 相談窓口まで来ることができない、困りごとを抱えた人の情報をキャッチした場合は、職員が積極的に訪問し、支援につなげます。また、高齢化の進行に伴い、訪問相談の増加が予想されることから、聞き取り方法やつなぎ先の情報共有を行うことで、相談に対する効率化を進めます。
- 制度の狭間に対応できる相談窓口として「CSW 相談窓口・生活困窮者自立支援相談窓口」を地域住民や関係機関に広く周知していくとともに、連携を強化していきます。

主な事業

- ・コミュニティソーシャルワーカー促進事業
(福祉総務課)
- ・ふれあいネット雅び推進事業 (福祉総務課)
- ・生活困窮者自立支援事業 (福祉総務課)

②住民が地域のニーズを発見できる仕組みづくり

(地域での声かけや見守り)

- 避難行動要支援者台帳などを活用し、平常時から民生委員や町会の役員が訪問するとともに、専門的な対応が必要な場合は CSW が同行しています。平常時からの地域の見守り体制の充実を図ります。
- 感染症の発生等により、従来の対面での訪問や見守り活動が難しい場合は、電話や手紙等を利用した非対面での方法や新しい生活様式を取り入れた方法などで活動を継続できるよう支援します。

(住民が制度やサービスを学べる機会や地域の課題について話し合いが持てる場の提供)

- 見守りや声かけを続ける中で、住民がある程度共通して持っている困りごとなどが現れてくることがあります。同じようなニーズを抱えている人に気づきやすくするためにも、今後も「ふれあいネット雅び」において、制度やサービスを学べる機会をつくるとともに、地域に共通する課題について話し合い、情報を共有する場として取り組みを支援していきます。

主な事業

・避難行動要支援者台帳管理事務事業（福祉総務課）

■ 地域住民・関係団体と社会福祉協議会の取り組み ■

①必要とする人が支援につながる仕組みづくり

- 社会福祉協議会では、総合相談窓口として「福祉なんでも相談」、「介護相談」、「育児相談」、「生活自立相談」を実施しており、さまざまな相談の窓口を開設しています。
- 小地域ネットワーク事業の個別援助活動において、小学校区や町会・自治会単位で福祉委員や民生委員児童委員など、地域の支援者による世帯の見守り活動が進んでいます。見守り支援台帳を作成し、定期的な訪問活動を行う中から世帯の困りごとをキャッチした場合は、COW や CSW へつなげることにより、専門機関への支援へいち早くつなげる仕組みを構築します。
- COW が校区会食会や喫茶・サロン、小学校区のイベント、町会単位で実施する小地域型サロン等の開催時に地域に出向き、地域での支援者や事業参加者から個別ニーズをいち早くキャッチし、CSW や関係専門機関と連携し、スムーズに支援につながるよう調整を図ります。
- 地域では孤立やひきこもり、サービス支援拒否など既存の制度では解決できない問題を抱えた支援を必要とする人がいます。支援を必要とする人が抱える生活課題が重度化・複雑化する前に早期段階で支援につなげていけるよう、COW や CSW は地域に出向いて相談にのり、必要な支援につなげます。また、新たなニーズに対応するサービス開発を図ります。
- 社会福祉協議会では市から「生活困窮者自立支援事業」を受託しています。その中で市の福祉担当部署だけでなく、教育、住宅、労働など、生活に関連した部署との連携を強化していきます。また、生活困窮以外の相談のために市の福祉以外の部署に来られた場合でも、必要な場合はいち早く 社会福祉協議会につながるよう、窓口の周知を図ります。

コラム

～ 地域からの相談も専門相談も総合的に受けとめる、CSW の相談窓口 ～

「84 歳独居男性の家の電気が点いていない。回覧板が入ったままの状態だった。電話をかけると、「しんどいから、横になってるねん。切らせてもらう。」と途中で電話を切られました。」この方に関わってほしいという民生委員・児童委員からの相談が CSW に入りました。

CSW は民生委員・児童委員と自宅訪問し、避難行動要支援者台帳についての説明を行い、申請に至りました。その後、入院されることがあり、退院に際して、病院の医療相談員と連携し、在宅サービスに関する説明を行い、介護保険の要介護認定申請につながりました。退院後、近所の方々や民生委員・児童委員が訪問したり、電気が点いているかを確認したりという地域の見守りに加えて、ヘルパーや介護支援専門員による定期的な制度による見守りが続いています。

CSW は困っておられるご本人やご家族だけでなく、民生委員・児童委員や区長など地域からの相談や医療機関や市窓口などの専門機関からの相談を総合的に受け、必要な機関や制度につなげたり、相談者と一緒に解決方法を探すサポートをさせてもらっています。高齢・障害・子どもといった分野を問わず、生活の困りごとをまずは受け止めます。

②住民が地域のニーズを発見できる仕組みづくり

- 校区福祉委員会などの住民組織と福祉専門機関との連携が進んでいます。地域行事などで住民と専門職の多職種が連携を図るとともに、スムーズに支援につなげられるよう、相談しやすい顔の見える関係づくりを支援します。
- 「ふれあいネット雅び」の地域福祉推進チーム会議では、各小学校区で起こっている地域課題について情報交換を行い、課題解決に向けた研修会や事例検討会などを通して、住民のニーズを把握しやすくなるような取り組みを進めます。
- 避難行動要支援者名簿に登録している要援護者の同意に基づき、名簿を作成し、校区福祉委員会や民生委員・児童委員、町会、自治会などで平常時から顔の見える関係づくりを進め、困りごとをいち早くキャッチできるよう取り組んでいます。避難行動要支援者名簿を幅広く周知し、登録者を増やす取り組みを校区福祉委員会や町会、民生委員・児童委員と協働しながら進めます。

（２）地域におけるセーフティネットづくり

《 現 状 》

- 市民アンケート調査では、生活する上で困ったときの相談相手については「家族・親族」や「知人・友人」などの回答が多くなっています。市役所や各種相談機関などに相談する人は１割未満となっており、公的機関等への相談はまだまだ低いのが現状です。
- 福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことでは、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が４割以上と高く、相談窓口等についてもっと市民に浸透するよう周知を図ることが必要です。また、近年、複雑化、高度化してきた相談内容にも柔軟に対応するため、各相談窓口の連携を図るとともに、専門的な相談に対応できる人材を育てることも必要です。
- 近年では、「地域共生社会」という考え方が打ち出されており、地域の誰もが住み慣れた地域でつながりを保ちながら、豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。改正社会福祉法では、地域の人々の抱える課題が複雑化・多様化する中で、制度や分野の縦割りを超えた「地域共生社会」の実現に向け、「断らない相談支援」の創設などが盛り込まれました。
- 身のまわりや地域の中で生活困窮を抱えている人の有無では「気になる人がいる」と回答した人は１割未満となっています。また、その課題についての行政機関への相談では「相談・報告などはしなかった」が６割以上を占めており、市の担当窓口や地域の民生委員等へ相談した人は４割未満となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、訪問活動や集いの場での交流等の身近な場において相談するきっかけとなるような活動の実施が難しくなっていますが、各団体においてさまざまな感染予防対策をとりながら、継続に向けた工夫が行われています。
- 地域の中で安定した暮らしができるようにするためには、身近なところで相談できる場や機会も重要な役割を担うことから、公的機関以外の地域の相談窓口についても、積極的な情報発信が必要です。

《 課 題 》

- ★ 身近な場所での相談体制の整備及び支援を必要としている人の早期発見・早期対応への体制強化
- ★ 複合的で多様なニーズに対して、包括的に受け止め多職種で対応できる支援体制の構築
- ★ プライバシーの保護や個人情報保護法に配慮した、適切な情報の活用

《 方向性 》

住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らし続けるためには、支援の必要な時に、必要な支援に適切につながる事ができることが重要であり、そのためには市民のニーズをなるべく早くまずはすべてを受け止め正確に把握する仕組みや、市民が相談しやすい環境づくりが必要です。

関係機関や団体等と連携し、身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、ニーズに対応した情報提供や相談体制を構築し、支援を必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進します。

■ 市の取り組み ■

①包括的・重層的な支援体制の充実

- 高齢者や障害者、経済的困窮者など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域住民の地域生活課題の相談において、既存の福祉サービスの利用だけでは対応困難な課題や制度の狭間にある課題についても受け止め、解決に向けて取り組みを行っていただけるよう、市として包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。
- 困りごとを抱えた人が、庁内のどの窓口に来られても必要な支援へとつながるよう、高齢、障害、子ども、生活困窮など相談窓口の専門性の向上を図ると同時に、相談窓口同士の連携を強化していきます。
- 複合化・複雑化した課題を抱えている人や世帯に対して関係部署や機関が多職種で連携して支える仕組みづくりを進めます。
- 各分野を横断的に支援する CSW の複数配置を目指します。
- 高齢、障害、子ども、生活困窮などだけではなく、教育、消費、保健、就労、住宅など福祉担当部署以外とも連携を強化し、支援の幅を広げていきます。
- 多様な地域生活課題に対応することができるよう、市と社会福祉協議会、人権文化センターなどの関係機関との連携を進めます。
- さまざまな媒体や機会を活用し、相談窓口の情報を広めることで、困ったときに相談できる場を周知します。また、地域の相談機関である、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりとともに、地域の福祉施設とも連携することで、地域における相談の機会を充実します。

(ふれあいネット雅びと専門職のネットワーク)

- 一番身近な近隣住民や家族等から困りごとを抱えている人の情報が推進チームである校区福祉委員会や民生委員・児童委員等に入れば、そこから適切な専門職へとスムーズに支援がつながるよう、地域と専門職の「顔の見える関係」を強化します。また、支援につながったケースへのフィードバックを地域に対して丁寧に行うことで、第1層と第2層の連携を強化します。
- 他領域の専門職が「顔の見える関係」となることで、複合的な地域生活課題を抱えている人や世帯が適切な支援へつながりやすくなります。今後も CSW を中心に地域の専門職への研修や交流会等を継続します。
- 「ふれあいネット雅び」を通じて拾い上げた地域のニーズと専門職ネットワークから出てきた専門職からのニーズを、COW と生活支援コーディネーター、そして CSW が中心となって新たな社会資源の取り組みへとつなげます。
- 地域のあらゆる課題に対してトータルにサポートできるような仕組みづくりを図ります。また、地域の特色・強みを生かし、地域の高齢や障害、子ども等の福祉施設や事業所や医療機関との新たなネットワークを創り、社会資源の開発に向けて協働していきます。

主な事業

- ・総合相談支援事務事業（地域包括支援課）
- ・障害者相談支援事業（障害福祉課）
- ・家庭児童相談事業（こども課）
- ・地域子育て支援事業（こども課）
- ・生活保護事務事業（生活福祉課）
- ・育児等教育・相談事業（健康増進課）
- ・総合相談事業（人権文化センター）
- ・女性相談事業（人権推進課）
- ・教育相談事業（学校教育課）
- ・コミュニティソーシャルワーカー促進事業
（福祉総務課）
- ・生活困窮者自立支援相談事業（福祉総務課）

②生活困窮者への支援

(生活困窮者の積極的な把握)

- 生活に困窮し、助けを求めることができない人たちは、地域の中で潜在化し抱える課題も深刻化していきます。そのような課題を抱えている人たちを早期発見し、支援につなげるため、制度について広報・啓発をするとともに、地域住民や関係機関との連携を強化していきます。
- 「ささえあいネットはびきの」の仕組みを通して、近隣住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関や事業所等などが生活に困窮している人たちを発見する目となり適切な相談につながります。特に、アウトリーチに関しては CSW と生活困窮者自立相談支援機関との連携のさらなる強化を図ります。
- 庁内においては、福祉の担当部署にとどまらず、年金・保険・税・就労・住宅・教育などの関係課が連携し、生活に困窮している人がどこの窓口を訪れたとしても、適切な相談窓口につなぐことができるよう庁内連携体制を強化します。

(関係機関との連携)

- 自立相談支援員が中心となって既存の施策や他制度を横断的・包括的につなぎ、生活困窮者の抱える課題に応じた支援を実施します。特に、経済的に困窮している要保護状態（生活保護が必要な状態）の方に対しては、生活保護担当部署と丁寧に連携を行います。
- 教育や就労、住宅、司法など、日常生活を営んでいく上で必要な機関と連携し、生活困窮者がその人らしい生活ができるよう支援します。
- 生活困窮者を支援していく上で既存の制度や社会資源をあらためて整理してつなぎ直す中で、地域の中で不足している社会資源があった場合は、新たな社会資源を積極的に創造していきます。

(就労支援について)

- それぞれに合った就労支援を行っていくため、羽曳野市地域就労支援センターやハローワーク、障害福祉部局等と連携するとともに、必要な人には就労準備支援事業を活用し、就職や職場定着に向けての支援を行います。

《羽曳野市で行っている事業》

事業名		事業概要	担当課
必須事業	自立相談支援事業	生活困窮者のさまざまな課題に対して包括的に対応し、的確な分析と評価に基づき支援プランを作成して、自立に向けた伴走的支援を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会
	住居確保給付金	離職により住居を喪失した、またはその恐れの高い困窮者に家賃相当額を支給します。	
任意事業	就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立・社会的自立段階から行い、一般就労に向けた準備としての支援を行います。	
	認定就労訓練事業	直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供します。（府の認定制度）	
	一時生活支援事業	住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行い、自立に向けた支援を行います。	

主な事業

・地域就労支援事業（産業振興課・人権文化センター）

③貧困状態である子どもへの支援

- 2019年（令和元年）12月に「子供の貧困対策に関する大綱」が改定されました。この大綱では、将来だけでなく現在にも焦点が当てられ、子育てや貧困を家族のみの責任にしないという視点が新たに追加されるとともに、支援が届かない、届きにくい子ども・家庭と支援機関がつながることが重要とされています。
- 生活困窮者自立支援相談窓口や CSW との相談の中で、家庭内に児童がおり、家庭の困りごとを把握したときには、教育委員会や家庭児童相談室等の関係部署と個人情報に配慮しながら連携していくとともに、その個別支援の中で子どもの育ちを支える地域づくりにつながる地域課題の把握に努め、地域でのインフォーマルなサービスを充実させていきます。
- 生活保護世帯等で育つ子どもたちが自分の将来について希望を持てるよう、制度の周知を徹底するとともに、就学援助等を利用し、すべての子どもが平等に教育を受けることができるよう取り組んでいきます。また、住民やボランティア・NPO 等と協働し、貧困状態にある子どもたちの居場所づくりに取り組みます。

主な事業

・就学援助等事務事業（学校教育課）
・進学準備給付金事業（生活福祉課）
・子どもの居場所づくり事業（こども課）

④虐待防止の仕組みづくり

- 高齢化に伴う認知症高齢者の増加や新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛などにより、家庭を含めた周囲の環境は大きく変化しており、虐待に関する相談の増加が懸念されています。虐待へと陥らないようにするためにも、また、家族が困りごとを抱え込んでしまわないようにするためにも、相談窓口の周知・啓発を行います。
- 虐待を早期に発見し、子どもを守るため、市内保育園・小中学校等との綿密な情報共有を基本として、子どもに関わるさまざまな人たち（近所の人、幼稚園、医療機関、警察、行政機関等）と連携し、虐待の早期発見と抑止及び見守り体制・見守りネットワークを充実します。また、子ども家庭センターとの連携も強化します。
- 児童・生徒に係る主な見守り機関である学校においては、虐待対応として、保護者との信頼関係維持と同時に、虐待を未然に防止するアプローチが必要であるなど、幅広く奥深い対応が求められています。組織的なアセスメントや関係諸機関、専門家を交えたケース会議などを積極的に進められる体制を構築します。
- 早期発見や保護の取り組みだけでなく、オレンジリボンキャンペーンや子育ての不安や悩みに答えるなど、虐待を予防するための取り組みも積極的に行います。
- 高齢者や障害者への虐待については、「羽曳野市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」において早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携を進めます。また、高齢者や障害者の心身のケアと合わせ必要な支援やサービスにつなげていくとともに、介護者家族の会によるピアカウンセリングなど、介護者を支援する取り組みも進めます。

主な事業

- ・ 要保護児童対策地域協議会事業（こども課）
- ・ 児童虐待防止・対策事業（こども課）
- ・ 高齢者虐待対応事務事業（地域包括支援課）
- ・ 障害者虐待対応事務事業（障害福祉課）

■ 地域住民・関係団体と社会福祉協議会の取り組み ■

①包括的・重層的な支援体制の充実

- 小地域ネットワーク活動による地域の見守り・声かけ支援や地域の集いの場を中心に、さまざまな困りごとを地域でキャッチでき、「ふれあいネット雅び」の多様な領域の専門機関へスムーズにつなぐことができる仕組みを強化します。
- 第1層の小学校区エリアで解決が困難な課題については、第2層の中間エリアの専門職ネットワークにおける専門機関との連携によりセーフティネットの網の目を細かく構築することでこぼれ落ちることのない支援を行うことができます。COW や CSW による第1層と第2層のコーディネートを進めます。

第3期の地域福祉専門職ネットワーク（第2層）の振り返りと 第4期に向けた展望について

＜羽曳野市 CSW＞

第3期計画における専門職ネットワークの大きな目標は「専門職が互いに顔の見える関係を築けること」でした。そのために、それぞれの専門領域を超えた研修会の実施や、それぞれの機能・役割を知り合うための交流会を実施してきました。対象者を経験年数別に分け、それぞれにとって必要な知識やネットワークの在り方について考えながら試行錯誤を繰り返してきました。

これらの成果は参加者アンケートから確認でき、「新たな領域の知識や連携先が得られた」という声が聞かれました。その一方で「関心のある人・組織は続けて参加するが、関心のない人・組織は全く参加したことがない」ということも見られました。それは参加者の顔ぶれが固定化してきたことで感じた点です。このネットワークの取り組みの進め方を、地域福祉に関心を寄せてくれた専門職が継続して取り組んでいけるように、また、新しい専門職等が参加しやすいように今後も検討していくとともに、組織に対しても理解していただけるように進めていくことが必要だと感じました。

「地域」とは各々の活動の基盤になるものです。本来、地域の活性化なくして各々の活動の活性化はありえないのですが、成果や効果が見えにくく積極的には参加しづらいのが現状です。社会福祉法人は「地域における公益な取り組み」を行うことが責務となりました。その取り組みの中で、専門職ネットワークの取り組みと連携できるところが多くあるのではないかと考えます。

そうした問題点を解決していくためにも、羽曳野市として地域福祉活動をどう位置付けていくのか、誰にどの程度協力を求めていくのかを明確にして進めていくことが必要と感じています。また、成果や効果が見えにくい地域福祉活動だからこそ、第4期計画では取り組みにおいて短期的に市と関係機関と一緒に評価を行い、目標を共有することが重要と考えています。

それに加えて、現在の福祉現場の課題を明確にし、現場職員の悩みや困り事を解決していくために、さらなるネットワークの機能強化が求められます。具体的には多職種・多領域の専門職で「事例検討会」を定期開催し、課題を共有していきます。解決が困難なものは、第3層（全市域・政策レベル）へ提言し、羽曳野市全体で課題を共有できる仕組みづくりを目指していきたいと考えています。

第3期計画で見た成果と残した課題を、第4期計画で補いながら地域住民と共にさらに良い地域づくりに活かしていけるよう、CSWとして今後も取り組み続けていきます。

②生活困窮者への支援

- 困窮世帯の課題解決に向けて、CSW と生活困窮者自立相談支援員が連携し、地域組織や専門機関からの相談に対応するなど、福祉分野だけでなく他分野とのネットワークによる支援を行います。
- ひきこもりの人をはじめ、制度の狭間に陥った生きづらさを抱える人が生きる意欲を見出し、自己実現を遂げることができる地域づくりのプログラムの開発を進めます。具体的には、それぞれの状況や状態に応じた多様な「就労や社会参加の機会」と「居場所づくり」を積極的に創出するなど、あらゆる社会資源とのネットワークを活かして支援します。
- 大阪府生活福祉資金の活用による生活基盤の立て直しの支援を図ります。
- 緊急食糧支援（フードドライブ）を実施し、「今日食べるものがない」という緊急ニーズにも対応できるよう、市民からの寄付を募り充実を図ります。

コラム

～ 街歩きから始まる就労準備 ～

羽曳野市生活自立相談窓口では、そろそろ就労準備をしていきたいが何をしたいのかわからない方などが、自分の住む町を知ること、外へ出るきっかけにもらえるよう、いろいろな地域の方、諸団体の力をお借りして就労準備支援イベントを毎年実施しています。

2020 年度（令和2年度）は、「就労準備支援イベント 世界遺産 百舌鳥・古市古墳群を歩く」を実施しました。この日、応神天皇陵古墳を一周しながら参加者同士、市民活動団体のみなさん、支援者と共に立ち話や写真を撮りながら過ごしていただきました。

羽曳野市生活自立相談窓口では、「社会に出ることに不安がある」「他人とうまくコミュニケーションできない」といった理由ですぐに職に就くことが難しい方には、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行っています。



就労準備支援イベント
世界遺産 百舌鳥・古市古墳群を歩く ▶

③ 貧困状態である子どもへの支援

- 教育支援資金の利用による進学選択肢の確保に向けた支援を行います。
- 子どもたちへの緩やかな見守りと家庭や学校ではない第3の居場所づくり、さらに地域のつながりの再構築を目的に校区福祉委員会が開催する「こども食堂」の取り組みを進めます。
- CSW や生活困窮者自立相談支援員と教育委員会、家庭児童相談室等が「教育福祉連携会議」を定期的に行い、子どものいる世帯の支援についての支援調整を図ります。

④ 虐待防止の仕組みづくり

- ふれあいネット雅びにおいて、児童虐待や障害者虐待、高齢者虐待についての学びの場を設け、地域の気づきを促します。
- 日常生活自立支援事業によって金銭搾取などの権利侵害の防止に向けたサポートを行います。



（３）必要な人が福祉サービスを利用できる仕組みづくり

《 現 状 》

- 市では高齢者福祉・介護サービス、障害福祉サービス、子ども・子育て支援サービス等、各種福祉サービスを提供していますが、サービスの種類や提供者の多様化により、サービスの全体像が見えにくくなっている状況にあります。利用者が、多くのサービスの中から自分に最も適切なサービスを選択し、利用できる体制の整備を図る必要があります。
- 市民アンケート調査では、福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことについて、「福祉・保険サービスに関する情報提供を充実させる」が４割以上と最も高くなっています。また、福祉サービスに関する情報の入手先では「福祉（サービス）に関する情報が入ってこない」が１割以上を占め、特に２０～３０歳代では高い割合となっています。
- 高齢化の進行や生活様式の多様化に伴い、各種サービスへのニーズや利用者数の増加が見込まれていますが、利用者となる市民は、福祉サービスを正しく理解するとともに、必要なサービスへの利用につながらなければなりません。市民が住み慣れた地域でいきいきとして生活を送れるよう、地域・市は市民のニーズに合ったサービスを提供するとともに、サービス利用のための情報提供が求められています。
- 今後も高齢化が進行していく中においては、認知症高齢者の増加が予測されており、多様なニーズへの対応やきめ細かいサービスが求められると考えます。複雑多様化する福祉・保健・医療などの課題に迅速かつ効果的に対応するためには、各担当課だけでなく関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整など、互いに協力し合う体制を整備していく必要があります。

《 課 題 》

- ★ ニーズに応じたきめ細かいサービスの提供
- ★ どのような人でも、その人にあった方法で情報を得ることができる仕組みづくり

《 方向性 》

近年では、ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者が増加しており、財産の管理や福祉サービスの利用に困っている人がいます。市では多様な福祉サービスを提供していますが、その情報を得ることができなければ、サービスを利用することはできません。

そのため、情報提供の内容や手段等を工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めるとともに、窓口の充実や相談員の資質向上等に努めながら、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

■ 市の取り組み ■

①市民の健康づくり

(健康づくり)

- 「健康はびきの21計画（第2期）後期計画 食育推進計画（第2次） 自殺対策計画」の理念や目標に基づき、市民が自らの健康に気づき、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、地域の団体・組織などが健康づくりを支える側として参加し、みんなで健康づくりの輪を広げていきます。
- 地元医療機関専門職が、ふれあいネット雅びの取り組みや市民講座に積極的に参画できるよう、ネットワークづくりを図ります。
- 自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめ、孤立などのさまざまな社会的要因があります。保健や医療、福祉、教育、子育て支援、地域づくり、高齢者の生きがいづくりなど、多様な分野の活動を連携し、自殺につながるリスクの早期発見や支援につなげられる取り組みを推進します。
- 人間ドックの費用助成や特定健康診査などの取り組みを周知し、健康でいきいきとした生活を送れるよう支援します。

(介護予防の推進)

- 高齢になっても、できるだけ要介護状態にならずに元気に生活できるよう、筋力低下予防のトレーニングや口腔ケア、栄養改善、認知症予防、通いの場づくりなどの介護予防事業を進めていきます。また、ボランティアポイント制度を用いて、高齢者の生きがいづくりを進めます。
- 感染症をはじめ、さまざまな要因からフレイル状態に陥らないよう、従来の通いの場の活用方法について、人数を減らす等の工夫をして継続できるよう取り組みます。また、通いの場だけではなく動画投稿サイトなどを利用し、自宅において取り組めるようにするなど新たな方法を検討していきます。

主な事業

- ・健康増進事業（健康増進課）
- ・特定健康診査及び特定保健指導事業（保険年金課）
- ・いきいき百歳体操事業（地域包括支援課）
- ・介護予防事業
（LIC ウェルネスゾーン及びはびきのウェルネス）
（地域包括支援課）

②必要な人が必要な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

(情報提供の工夫)

- 毎月発行される「広報はびきの」に、新しい情報やお知らせなどをできるだけ分かりやすく掲載します。また、市ホームページにおいて、制度やサービスなどの必要な情報が簡単に見つけられるよう、掲載内容、掲載方法を工夫するとともに、SNS を利用してリアルタイムでの情報提供を行います。
- 市民がより分かりやすく、容易に具体的な情報提供を受けられるよう、関係機関からの情報提供及び講座・セミナー等のリーフレットの配架やポスターの掲示等を行うとともに、町会や各サロンなど、生活に身近な場所での取り組みができるよう支援します。
- 点字翻訳や手話通訳など、障害特性やニーズに応じた方法で情報提供ができるよう取り組みます。
- 地域事業所と連携を図り、介護を行っている人や支援者など誰もが必要な情報にたどりつきやすくなるよう取り組みます。

(市や事業所などの専門機関のアウトリーチ)

- 相談窓口まで来ることができない、困りごとを抱えた人の情報をキャッチした場合は、CSW や職員が積極的に訪問し、支援につなげていきます。
- 地域で開催されるさまざまなイベントに参加し情報の提供を行います。

主な事業

- ・ 広報誌発行事務事業（秘書課）
- ・ ホームページ・SNS 管理事務事業（秘書課）
- ・ 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業（障害福祉課）

③サービス利用者を守る仕組みづくり

(利用者の権利擁護)

- 高齢化や家族関係の希薄化、認知症等のさまざまな要因により、権利擁護業務の必要性は高まっています。引き続き、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知・情報発信を行うとともに、必要な人が適切に支援につながれるよう支援します。

(苦情解決)

- 利用者の不満・要望などに適切に対応するため、市ホームページに不満・苦情がある場合の連絡先を説明するページを作成するなど、相談を行いやすい環境を整備するとともに、苦情の相談先などについて、利用者に分かりやすい周知を行います。
- 社会福祉サービス事業者のレベルでの解決が困難なものについて、市役所窓口における対応はもちろん、大阪府社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が中立・公正な立場から解決に向けての相談やあっせんを行っています。他にも、介護保険サービスについては、国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。
- 利用者の苦情や、事故などがうやむやになることなく、利用者の権利が守られるよう、苦情申し立てへの協力や社会福祉サービス事業者への指導などの取り組みを行います。

主な事業

- ・ 成年後見制度利用支援事業（地域包括支援課）
（障害福祉課）
- ・ 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）
- ・ 社会福祉法人指導監査事務事業（指導監査室）

④サービスの質の向上

- 「羽曳野市高齢者いきいき計画（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）」や「障害者計画」、「はびきのこども夢プラン」など、関連計画の周知を図るとともに、施策や事業を計画的に推進します。
- 各種サービスの質を落とすことのないよう、情報の収集等を積極的に行うとともに、各種実態調査やニーズ調査などを実施し、福祉サービスに関する市民の意見を把握し、改善につなげます。
- 事業者が第三者評価を受けた場合は、その結果を市民がいつでも閲覧できるよう、市ホームページに WAM ネットのリンクを掲載するなど、周知を図ります。
- 多様なニーズに対応できるよう、職員の資質向上を図ります。

主な事業

- ・ 地域福祉推進委員会関連事務事業（福祉総務課）

■ 地域住民・関係団体と社会福祉協議会の取り組み ■

①市民の健康づくり

- 校区福祉委員会や町会などで実施しているいきいき百歳体操や筋力トレーニング事業は、身近な場所で健康増進を目的とした集いの場づくりになっています。活動の場を増やしていけるよう、COW がより一層コーディネートを行います。
- ふれあいネット雅びにおいて市民向け健康講座を小学校区単位で開催しています。地域の啓発の場として取り組みを継続します。
- きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター（きらプロ）事業では、高齢者施設等でボランティア活動を行うことで、高齢者の介護予防と生きがいづくりにつながっています。活動を始める際の「きらきらシニアプロジェクトはじめて講座」や、活動開始後に開催する「きらきらシニアプロジェクトスキルアップ講座」では、介護予防や認知症理解についての学習も行っています。

②必要な人が必要な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

- 地域住民からの「どこに相談にいけばいいかわからない」という相談にも、CSW をはじめ、生活困窮者自立相談支援員、COW、スマイルサポーター等が専門機関と連携し、スムーズに支援につなげています。今後も、校区福祉委員会や民生委員児童委員協議会など地域組織との顔の見える関係を構築し、アウトリーチによる課題キャッチ機能を強化します。
- ふれあいネット雅びにおいて、市の福祉サービスや制度の周知を図り、見守り支援者が必要な人へ窓口やサービスの紹介ができるよう情報提供を行います。
- 「社協だより」において、社会福祉協議会の総合相談機能の周知を図るとともに、社協ホームページや SNS により、窓口の情報提供を行います。

③サービス利用者を守る仕組みづくり

- 高齢や障害のために、福祉サービスを利用したり日常の金銭管理に不安のある方が、在宅で安心して生活できるよう、金銭管理や福祉サービス利用援助を行う「日常生活自立支援事業」の利用について普及・啓発に努めます。

～ 認知症・知的障害・精神障害などのある方の権利と財産を守るために ～
(日常生活自立支援事業)

日常生活自立支援事業は、羽曳野市内にお住まいで認知症や知的障害、精神障害などにより毎日の暮らしに必要なことの判断や意思表示を自分自身で適切に行うのが困難な方を対象に、生活支援や金銭管理などをお手伝いする事業です。

◇福祉サービスの利用援助

介護保険などの福祉サービスを利用するときの手続きのお手伝いや、福祉サービスを利用したいときにどのような福祉サービスを利用できるかをお伝えします。またその時の相談も受け付けています。

◇日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用料金や医療費、公共料金などの支払い手続きを代わって行います。年金や福祉手当の受領に必要な手続きも行います。日常生活に必要な費用の支払い手続きや預貯金の出し入れをお手伝いします。

◇通帳や証書類、はんこ等の預かりサービス

預金通帳や印鑑など大切なものをお預かりします。証書類（年金証書、権利証書、契約書など）の預かりもしています。※ただし、宝石や書画、骨董品・貴金属は預かることができません。

<事例>

自宅でひとり暮らしをしている高齢の方が、物忘れがひどく通帳や印鑑の紛失、また銀行に一人で行くことが難しい等で困っていると民生委員・児童委員を通じて相談がありました。

日常生活自立支援事業を利用し、定期的な生活支援員の訪問活動で、安心して生活ができるようになりました。

④サービスの質の向上

- 福祉専門職の資質向上のため、「羽曳野市福祉施設連絡会」や「羽曳野市介護保険事業者連絡協議会」をはじめ、第2層である中間エリア専門職ネットワーク等での研修会や勉強会を開催し、それぞれの専門分野だけでなく他分野についての理解を深め、連携がスムーズにとれるようネットワーク化を図ります。

基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり（環境づくり）

（１）誰もが地域社会とつながれるまちづくり

《 現 状 》

- 近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ひきこもり、自殺、虐待、8050 問題、ゴミ屋敷、多頭飼育崩壊など、従来の福祉の概念では捉えきれない新たな社会問題が増えてきています。また、これらの問題は当事者に困っている意識が少ないことや、家庭内で発生していることから、発見することが難しい上、その原因や解決の手段が複雑化し、個々のケースで判断しなければならない案件が多くなっています。
- また、2016 年（平成 28 年）に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」では、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、し癪、厳しい生育環境等、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が多いとされていることから、生きづらさを抱える犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携協力して実施する必要があるとされています。
- 羽曳野市では 2013 年度（平成 25 年度）より市民後見人の養成に取り組んでいます。本人に寄り添い地域に根差した関わり合いをもって支援することができる市民後見人は成年後見の新たな担い手として、また地域福祉の担い手として期待されています。
- 2015 年（平成 27 年）9 月に行われた国連総会において、2030 年を年限とする 17 の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」が全会一致で採択され、国では、「SDGs 実施指針」において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の 1 つとしています。羽曳野市においても、近年では在住外国人の人数が増加しているとともに、多国籍化しています。外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、安心して生活することができる環境を整備していくことが必要です。

《 課 題 》

- ★ 一人ひとりの違いを認め合い、誰もが暮らしやすく活力あるまちづくり
- ★ 高齢者、障害者等に関係なく、すべての人が安心して自分らしい生活を送ることができる環境づくり

《 方向性 》

すべての人が孤立、排除された状態ではなく、社会の構成員として迎えられ、支えあいながら共に生きるという「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を共有し、主体的に、できることから一つひとつ取り組みを積み重ねていくことが重要です。

誰もが同じ地域に住む一員として、誰一人取り残さず、ともに暮らすことができるまちづくりに取り組んでいきます。

■ 市の取り組み ■

①社会的排除を生まない、開かれた地域をつくる取り組み

- 国際化の進行など、今後ますます多様化・複雑化する人権問題に対して、創意工夫した取り組みで事業を推進していく必要があります。「人権三法」や「羽曳野市人権条例」、「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」を踏まえ、年齢、性別、国籍、障害の有無、住んでいる地域などに起因する、あらゆる差別を許さない取り組みを行います。
- 関係団体をはじめ、学校・園、地域などと連携を図り、誰もが自分と同じように、大切にされなければならない人間であるという意識を持つことができるよう、啓発を進めます。
- 支援が必要な人も別の環境や場面では誰かの支え手になるような、「支え手」「受け手」という関係を超えて、自ら主体的に社会に関わることができるよう、誰もがそれぞれにできる形でさまざまな地域活動に参加できる「開かれた地域づくり」を進めます。

再犯防止に向けた取り組み（再犯防止推進計画）

犯罪や非行をした人の中には、地域社会で生活する上でさまざまな課題や生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。再犯を防止し、地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」が 2016 年（平成 28 年）に施行され、市町村は国の計画を勘案して地方計画を定めるよう努めるものとされました。

■方 向 性■

罪を犯した人の社会復帰について関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

■取り組み■

- 市ホームページや広報誌において、更生保護のための“社会を明るくする運動”をはじめ、羽曳野・藤井寺地区保護司会、羽曳野市更生保護女性会等の活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。
- 羽曳野市と藤井寺市に設置されている、地域における更生保護諸活動の拠点としての「更生保護サポートセンター」の運営について支援していきます。
- 地域において再犯防止のために活動されている羽曳野・藤井寺地区保護司会及び羽曳野市更生保護女性会との連携を継続、強化し活動を支援していきます。
- 就労支援をはじめ、必要な時に適切な支援窓口につながることをできるように関係機関と連携を図っていきます。

主な事業

- ・人権啓発推進事業（人権推進課）
- ・自殺対策強化事業（健康増進課）
- ・多文化共生事業（市民協働ふれあい課）

②認知症や障害者の生活を支える仕組みづくり

- 認知症や障害等の症状や対応方法について知るため、「ふれあいネット雅び」や校区福祉委員会において、障害についての学習会や認知症についての学習会、高齢者見守り訓練を実施しています。今後も、町会や学校、小学校区単位での研修会や勉強会が実施できるよう支援します。
- 認知症の方やその家族の身近な相談場所として「認知症カフェ」を市内で3か所立ち上げています。今後も身近な地域の安らぎの場となるよう、カフェの設立を検討していきます。また、認知症家族の会の設立に向けて、認知症カフェの参加者や認知症地域支援推進員と連携し、設立を検討します。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、2020年（令和2年）現在、5,000名を超えるサポーターがいますが、活動につながっていないのが現状です。今後、サポーターを活用した支援体制（チームオレンジ）の構築に向けて検討します。
- 高齢化に伴い、認知症高齢者が増加していくことが予想されることから、「認知症高齢者発見見守りネットワーク事業」について積極的に啓発を行っていくとともに、さまざまな民間企業との協定の締結を進めます。
- 認知症や知的障害、精神障害があっても自立して日常生活が行えるように、必要な方が日常生活自立支援事業の利用へとつながるように支援していきます。また、待機者が出てきている中、事業の拡充を行い、後見・補佐・補助などが必要な方に対しては成年後見の申し立てにつないでいきます。
- 市民後見人の養成やバンク登録者への継続した研修を引き続き行っていくとともに、日常生活自立支援事業担当や障害福祉課、地域包括支援課と連携し必要な人が受任へとつながっていくように支援します。

権利をまもる取り組み（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2016年（平成28年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行され、都道府県や市町村に対して、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

■方 向 性■

住み慣れた地域で、権利擁護支援が必要な人を早期発見し、適切な支援につなげるとともに、一人ひとりの意思が尊重され、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

■取り組み■

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備に向けて、保健・医療・福祉・司法を含めた地域連携ネットワークの構築に取り組みます。
- 成年後見制度を知らない人が多いものの、高齢化により認知症高齢者等が増加傾向にあり、日常生活上の援助や財産管理など、権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。こうした人々の権利と利益を守る上で重要な制度であることから、さらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。
- 重度化した相談から申立てを行うケースも多いことから、早期発見・早期対応につながるよう、制度及び事業の普及・啓発に努めます。

主な事業

- ・成年後見制度利用支援事業（地域包括支援課）
（障害福祉課）
- ・市民後見人制度運用促進事業（福祉総務課）
- ・認知症高齢者支援事業（地域包括支援課）

■ 地域住民・関係団体と社会福祉協議会の取り組み ■

- 校区福祉委員等、地域の支援者に向けて人権研修会を実施します。また、ふれあいネット雅びにおいて、障害理解や認知症についての研修会を実施します。
- 関係専門団体（弁護士会、司法書士会）との連携により、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 認知症や知的障害、精神障害があっても住み慣れた地域で自立して日常生活が行えるよう、日常生活自立支援事業等の権利擁護の相談支援体制充実を図ります。
- 認知症高齢者を地域で見守る「高齢者あんしん声かけ訓練」を関係機関と連携して実施します。

(2) 誰もが住みよい防災・防犯に強いまちづくり

《 現 状 》

- 核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者の増加などにより、児童虐待の防止やひとり暮らし高齢者の見守りなど、地域での支えあいや助けあいの必要性が増しています。
- 市民アンケート調査では、災害時の避難場所の認知度は7割以上と高くなっている一方で、避難しなければならない事態に備えての対策では「特に何もしていない」が4割近くを占めて多く、地域の避難訓練に参加している人は1割未満となっています。
- 災害時に支援を必要とする人への必要な支援対策については、「避難行動要支援者がどこにいるのか、要介護・障害の把握」を必要としている人が6割以上を占めています。一方で、懇談会では、個人情報保護等の壁により、避難行動要支援者の実態が地域では分からないことや、要支援者本人や家族の意向で地域とのつながりを望まない人の問題についても意見がありました。
- 災害等の発生時には、マニュアル通りに行動できない可能性はあるものの、いざというときに役立つ知識を身につけておき、地域の力で救助や避難ができる体制を確立しておく必要があります。そのためには、防災訓練や災害に備えた体制づくりが必要です。
- 市では、支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方を対象に、避難行動要支援者名簿の作成を行っています。この名簿による登録者の情報を地域と防災関係機関等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、日頃の見守り活動や助けあい活動に活用しています。一方で、個人支援プランの作成率はまだまだ低い状況となっており、引き続き計画の重要性を含めた周知が必要となっています。
- 市民アンケート調査をみると、福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこととして「バリアフリー化などの環境整備を進める」が約2割を占めており、子どもや高齢者、障害者にとって、安全な外出や移動が望まれています。

《 課 題 》

- ★ 避難行動要支援者名簿の推進と活用による、災害に備えた体制づくり
- ★ 子どもや高齢者などが犯罪に巻き込まれない地域づくり

《 方向性 》

地域のすべての人が犯罪や事故、災害の不安がない、安全で安心な生活を送ることができるよう、地域と市が協働し、防犯や交通安全活動、防災体制づくりを進めていきます。市民自らが地域福祉の主体となって、支えあい、助けあいの活動を推進できるような支援を行います。

また、安心して移動や外出できる環境づくりのために、歩道や施設の整備といったハード面だけでなく、自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及しながら、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような、人にやさしいまちの実現に努めます。

■ 市の取り組み ■

①災害に強いまちづくり

- 「羽曳野市地域防災計画」に基づき、「羽曳野市避難行動要支援者支援プラン」を整備します。

（避難行動要支援者支援）

- 羽曳野市では、災害が起こった時に自力では避難することが困難な高齢者や障害者等が、日頃から地域の方と「顔の見える関係」となり、平常時からの見守り訪問活動や災害時の安否確認や避難行動の支援がスムーズに行われるように避難行動要支援者名簿を作成しています。この制度について、まだ知らない方や理解を得られない方も多いことから民生委員や町会からだけでなく、相談窓口やCSW、社会福祉法人等とも連携し、周知と登録者の増加に努めます。
- 地域の防災訓練などに積極的に名簿情報を活用し、実際に要援護者が参加できるような訓練の運営を支援します。
- 避難行動要支援者の個人支援プラン作成の取り組みに対して、市、社会福祉協議会など関係機関が連携して支援します。
- 難病患者等については、地域と市、保健所との連携を密にしていきます。
- 避難行動要支援者への支援に向けて、関係機関と連携し、地域における自主防災組織の充実を図るとともに、地域や福祉施設等との連携による支援体制の構築を図ります。

（危機管理室との連携）

- 防災意識の向上のため、危機管理体制や避難行動要支援者支援制度等について危機管理室と連携して地域での研修会や講演会を開くなど、自助・近助・共助・公助の取り組みを進めます。
- 高齢者や障害者など特別な配慮が必要な方が安心して避難できるように、民間事業者や社会福祉法人等に協力を求め福祉避難所の確保に努めます。

主な事業

- ・避難行動要支援者台帳管理事務事業（福祉総務課）
- ・避難行動要支援者支援システム構築事業（福祉総務課）

②防犯のまちづくり

- 地域住民同士による声かけ、見守り活動を推進します。
- スクールガードリーダー（SGL）による登下校時の巡回及び地域の見守り隊により、子どもの見守りと児童・生徒の防犯意識の高揚を図るとともに、学校・地域との危険個所の情報共有を行っています。地域の見守り隊の高齢化が進んでいることから、SGL や見守り隊の新規開拓に向けて、学校を中心に地域連携をさらに進めます。
- 青色防犯パトロール隊により、登下校の子どもの安全を守ります。
- 消費者被害や詐欺被害を未然に防ぐため、町会や老人会等の集まり時に、くらしのナビゲーターによる出前講座を開催するなど、住民が集まる場を活用した情報提供や勉強会を行います。
- 大阪府警が犯罪発生情報及び防犯対策情報を、登録した携帯電話及びパソコンにリアルタイムで配信する安まちメールへの登録を引き続き促進します。

主な事業

- ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（学校教育課）
- ・消費啓発出前講座事業（産業振興課）

③バリアフリー環境の整備

- 生活支援コーディネーターや COW、CSW を中心に地域のニーズを把握し、必要なサービス支援の構築に努めます。また、地域と事業者の連携支援、情報提供を行い不自由なく外出や買い物ができるような支援を検討します。
- 交通移動が困難な方や日常の買い物に行くことが困難な方が困ることがないように、地域の見回りや声かけの重要性について市民に啓発を進め、誰もが住みよいまちづくりを目指します。
- 市道について、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全で安心して移動できるよう、適切に施工を行うとともに、バリアフリーに配慮した通行空間の維持に努めます。
- ちょっとした心遣いや気配りなど、「心のバリアフリー（または心のユニバーサルデザイン）」を講演会や地域の交流会、該当キャンペーンなどを通じて引き続き推進します。

主な事業

- ・生活支援体制整備事業（地域包括支援課）
- ・道路管理事務事業（道路公園課）



①災害に強いまちづくり

- 校区福祉委員会やふれあいネット雅びにおいて、防災訓練をはじめ HUG（避難所運営ゲーム）や DIG（災害図上訓練）、非常持ち出し品の講座などの地域防災のワークショップを開催し、地域での防災意識の向上へつながるような取り組みを実施します。
- 校区福祉委員会を中心に、指定避難所となる小学校と連携した避難行動要支援者や支援者参加型の防災訓練を実施します。
- いきいきサロン等の既存の集いの場において、避難行動要支援者支援制度の情報発信を行うとともに、市危機管理室と連携し、地域での防災講演会を実施します。
- 避難行動要支援者台帳を活用した平常時からの地域見守り支援を進めるため、COW が校区福祉委員会や町会・自治会へ出向き、制度の周知と登録者を増やす取り組みを支援します。
- 台風等による風水害や地震などの災害が発生した場合、被災地では災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、ボランティアが大きな役割の一つとなっています。災害発生時には災害ボランティアセンターを開設し、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する方の受け入れ調整やマッチング活動を行います。
- 災害が発生して災害ボランティアセンターが開設された際に運営支援を行う災害ボランティアの養成・登録を行っています。災害ボランティアセンター開設に備えたシミュレーションや勉強会、災害ボランティアセンター備品の整備などを災害ボランティアグループである羽曳野防災・災害ボランティアチーム「ブランバード」と協働で実施します。

コラム

～ 地域での防災の取り組み HUG（避難所運営ゲーム）を通じた防災啓発活動 ～

校区福祉委員会や町会単位で防災に関する啓発活動が活発に行われています。地域の防災力を高めるためには、平常時から地域のつながりや顔の見える関係づくりが必要です。また、小学校区や町会単位で行われる防災訓練をはじめ、HUG（避難所運営ゲーム）や DIG（災害図上訓練）、非常持ち出し品の講座などの地域防災のワークショップもいざという時のシミュレーションとして、大きな役割を担っています。

防災ワークショップである HUG（避難所運営ゲーム）については、多くの校区福祉委員会や町会単位で実施してきました。このゲームは、住民が避難所運営を自分たちのこととして考えるためのゲームです。避難者の年齢や性別、国籍、障害などそれぞれが抱える事情が書かれたカードを参加者に配り、避難所設置に見立てた平面図にどれだけ適切に避難者を配置できるか、また避難所で起こるトラブルにどう対応するかを模擬体験するゲームです。こうしたワークショップを通して、災害に強い地域づくりを進めていきます。



▲校区福祉委員会や町会での HUG（避難所運営ゲーム）の様子▲

②防犯のまちづくり

- 小地域ネットワーク活動における個別援助活動（声かけ・見守り活動）をより発展し、日常的に住民同士がつながりを持てるよう、校区福祉委員会を中心に啓発活動を行います。
- 校区福祉委員会や町会・自治会などで行われている集いの場に出向き、消費者被害や詐欺被害に遭わないよう、くらしのナビゲーターの派遣や警察署と連携し、注意喚起の啓発を行います。

③バリアフリー環境の整備

- 社会福祉協議会が実施している車椅子無料貸出において、市民や市内の学校・企業等から善意の寄付による車椅子を、市内在住の身体の不自由な方や一時的な病気や怪我をされた方などに無料で貸し出します。
- 市内在住の移送が困難な高齢者や障害のある方の外出の援助を目的にリフト付き自動車での移送サービスを行います。

第5章 計画の推進

1 計画の普及啓発

地域福祉は、羽曳野市で生活を営む市民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて市民への周知を図ります。

2 地域住民、関係団体、事業者、市の協働による計画の推進

地域福祉を推進させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組んでいく必要があります。また、地域において民生委員児童委員や事業者、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期解決をすることができます。

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、市の担当課だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力し合う体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

また、地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが必要であることから、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化していきます。

3 地域福祉推進委員会による進捗管理

本計画を総合的に推進していくため、数値などでは計ることのできない利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、市民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する市民の意識や活動実態の把握に努めます。

また、市と社会福祉協議会、関係団体と協働で、実施事業や取り組みの達成度について、毎年点検・評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていきます。

1 羽曳野市地域福祉推進委員会規則

平成19年6月25日

羽曳野市規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)第3条の規定に基づき、羽曳野市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議をし、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 羽曳野市地域福祉計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき策定された羽曳野市における地域福祉計画をいう。以下「計画」という。)の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) 地域福祉に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 社会福祉に関する団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 市議会議員
- (4) 羽曳野市の行政に関係する団体の代表者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に専門的な課題の調査及び検討をさせるため、専門委員会等（以下「専門委員会等」という。）を置くことができる。

2 専門委員会等は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会及び専門委員会等の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

2 羽曳野市地域福祉推進委員会名簿

[敬称略・順不同]（任期：令和元年7月1日～令和4年6月30日）

選出団体名	委員氏名
大阪教育大学教育学部 教授	新 崎 国 広
日本福祉大学社会福祉学部 教授	川 島 ゆり子
羽曳野市連合区長会	茨 木 富美夫
羽曳野市議会議員	上 薮 弘 治
羽曳野市議会議員	黒 川 実
羽曳野市民生委員児童委員協議会	堀 脇 芙美子
主任児童委員	齋 藤 和 正
羽曳野市婦人団体協議会	木 村 眞知子
羽曳野市身体障害者福祉協議会	音 川 佳 世
羽曳野市老人クラブ連合会	真 銅 忠 司
羽曳野市ボランティア連絡会	松 田 嘉 威
羽曳野市青少年指導員連絡協議会	中 本 幸 一
「福祉と人権」の街・向野をつくる会	風呂谷 幸 蔵
古市校区福祉委員会	松 永 匠
古市南校区福祉委員会	八 尾 信 幸
白鳥校区福祉委員会	麻 野 博 一
高鷲校区福祉委員会	中 野 忠 幸
高鷲北校区福祉委員会	松 下 美智代
高鷲南校区福祉委員会	奥 野 久 子
恵我之荘校区福祉委員会	江 上 一 彦
埴生校区福祉委員会	林 大 策
埴生南校区福祉委員会	杉 本 正 實
羽曳が丘校区福祉委員会	浦 田 崇
駒ヶ谷校区福祉委員会	宮 井 文 恵
西浦校区福祉委員会	松 村 雅 史
西浦東校区福祉委員会	秋 田 榮 一
丹比校区福祉委員会	小 池 貴 子
大阪府藤井寺保健所	松 元 清 美
羽曳野市福祉施設連絡会	村 本 眞 吾
羽曳野市社会福祉協議会	鎌 田 孝 司

3 社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会

第4期羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 羽曳野市地域福祉計画に基づく地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動を進めていくために羽曳野市社会福祉協議会の基本的な役割や方向性を明らかにするとともに、地域福祉をすすめる幅広い団体と連携しながら、活動目標を設定することを目的とし、社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会 羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の構成)

第2条 委員会は30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、羽曳野市社会福祉協議会会長が、委嘱し、又は任命する。

- ①学識経験者
- ②社会福祉協議会役員
- ③住民組織代表者
- ④行政関係者
- ⑤社会福祉団体及び施設関係者
- ⑥校区福祉委員会関係者
- ⑦その他会長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、緊急の必要があり、かつ、会議を開催する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

4 第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(任期)

第5条 推進委員の任期は、活動計画の計画期間終了までとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、羽曳野市社会福祉協議会内におく。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会長と協議し定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

4 第4期羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会

[敬称略・順不同]

選出団体名	委員氏名
大阪教育大学	新 崎 国 広
羽曳野市連合区長会	茨 木 富美夫
羽曳野市民生委員児童委員協議会	堀 脇 芙美子
羽曳野市婦人団体協議会	木 村 眞知子
羽曳野市身体障害者福祉協議会	音 川 佳 世
羽曳野市老人クラブ連合会	真 銅 忠 司
羽曳野市ボランティア連絡会	松 田 嘉 威
羽曳野市青少年指導員連絡協議会	浅 野 喜 治
羽曳野市人権啓発推進協議会	尼 丁 正 寄
羽曳野市福祉施設連絡会	村 本 真 吾
古市校区福祉委員会	松 永 匠
古市南校区福祉委員会	八 尾 信 幸
白鳥校区福祉委員会	麻 野 博 一
高鷲校区福祉委員会	中 野 忠 幸
高鷲北校区福祉委員会	松 下 美智代
高鷲南校区福祉委員会	奥 野 久 子
恵我之荘校区福祉委員会	江 上 一 彦
埴生校区福祉委員会	林 大 策
埴生南校区福祉委員会	杉 本 正 實
羽曳が丘校区福祉委員会	浦 田 崇
丹比校区福祉委員会	小 池 貴 子
駒ヶ谷校区福祉委員会	宮 井 文 恵
西浦校区福祉委員会	松 村 雅 史
西浦東校区福祉委員会	秋 田 榮 一
羽曳野市地域包括支援課	尾 久 聖 子
羽曳野市障害福祉課	田 中 直 明
羽曳野市こども課	田 中 安 紀
羽曳野市福祉総務課	五十川 照 久

5 用語解説

用語		解説
あ	アウトリーチ	「手を差し伸べること」の意味で、援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。
	アセスメント	評価、査定、判定という意味があり、検査や行動観察を行い、その結果を分析し、考察して判定する一連の流れ。
	新しい生活様式	飛沫感染や接触感染、近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。
	いきいき百歳体操	高齢者による虚弱を予防する、約30分程度の介護予防の体操。2002年（平成14年）に高知市で誕生し、全国で取り組みが行われている。体操は、負荷が調整できるおもりを手首や足首につけて、DVDやCDを使って行う。
	インフォーマルサービス	公的なサービス以外のもので、家族や友人、町内会や民生委員、地域住民、ボランティア等が行う、援助活動のこと。
	ウィズコロナ社会	新型コロナウイルスと共存・共生していく社会のこと。
	オレンジリボンキャンペーン	一人でも多くの方々に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子供たちの笑顔を守るために一人ひとりに何が出来るのかを呼びかけていく活動のこと。オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められている。
か	会食会	主に高齢者を対象に、社会参加と地域での交流・健康増進を目指して、町会や小学校区単位で地域住民が運営する食事会。
	核家族	一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。
	傾聴ボランティア	相手の話を否定しないで受けとめて聴くという聴き方（傾聴）について学んだ人たちが、学んだ聴き方を活かしながら、話す機会の少ない高齢者（認知症等の障害を持つ方を含む）や悩みや不安を持った方、子育て中のお母さんたち、精神障害の方々等の話を聴くボランティア活動、また、そのように活動している方々のこと。
	ケアマネジャー	介護保険制度では介護支援専門員のこと。介護支援専門員は、要介護者やその家族に対する介護アドバイザー的な役割を果たしており、介護サービス計画（ケアプラン）の作成と継続的な管理・再評価、サービス事業者との連絡調整、要介護者及びその家族に対する情報提供・介護相談などを行う。
	権利擁護	生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。
	校区福祉委員会	生活圏域である小学校区を単位に地域の各種団体・グループ、ボランティアや関係機関で構成される組織。地域における様々な福祉課題を解決するために各校区の特色を活かして取り組みを進めている。
	合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

用語		解説
	高年生きがいサロン	高齢者に生きがい活動の場を提供し、心身の健康増進を図るとともに、世代を超えた交流及び多様な地域福祉活動を促進し、地域共生社会の実現を図ることを目的に羽曳野市に4館設置されている。 (高年生きがいサロン2号館、高年生きがいサロン3号館、高年生きがいサロン5号館、高年生きがいサロン6号館)
	合理的配慮	障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。
	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齢社会という。
	子育てサロン	子育ての当事者(子育て中の親子)が近隣の住民とともに、相談や情報交換、話しあいなどを通じて、子育てに関する悩みや楽しみを分かちあいながら、子育てに関するさまざまな問題を解決するために設けられた交流の場。
	子育て支援センター	子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導や地域での子育て環境づくりのために集える場所の提供、子育て講座や親子教室の開催、保護者同士の交流や仲間作りを援助する機関。市内には3か所の子育て支援センターがある。
	こども会	仲間と活動を共有することによって、その子とその子が参加している集団の、より望ましい成長を意図したコミュニティ活動。地域を基盤とし、仲間集団のもつ形成力と、活動(経験)を通しての成長を統合し、よりたくましい子ども、子ども集団を実現しようとする活動のこと。
	こども食堂	無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。主にNPO法人や地域住民によって運営されている。
	コミュニティソーシャルワーカー	C SWの用語解説を参照。
さ	災害ボランティアセンター	地震・台風等の大災害が発生した場合、全国から駆けつけるボランティアを受け入れ、被災者や被災地域のニーズにあわせてボランティアの需給調整を行うなど、ボランティア活動が円滑に行えるように支援するための拠点。
	サロン	地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。
	在宅介護支援センター	老人福祉法に基づき設置されている機関で、高齢者の方やそのご家族、地域住民のみなさんからの高齢者の福祉や介護に関する相談に応じるとともに、市役所や福祉施設、民生委員・児童委員など関係機関との連絡調整を行う。羽曳野市では地域包括支援センターの地域の窓口としての役割を持ち、高齢者サービスの紹介・申請手続きの代行などを行っている。
	市民後見人	家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民(専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手)のこと。「誰もが安心して地域で暮らすこと」を一番身近なところで支えている。

用語		解説
	社会的排除	居住、教育、保健、社会サービス、就労などにおいて個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す。社会的排除の状況に陥ることは、将来の展望や選択肢をはく奪されることであり、最悪の場合は、生きることそのものから排除される可能性もある。
	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的として制定された。 社会福祉基礎構造改革の一環として、2000年（平成12年）、社会福祉事業法から現名称に改正されるとともに、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築（福祉サービスの利用制度化、利用者保護制度の創設）、サービスの質の向上への取り組み、社会福祉事業範囲の拡充・活性化、地域福祉の推進などの改正が行われた。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。
	障害者総合支援法	2012年（平成24年）6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（2012年（平成24年）法律第51号）により、従来の障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）となり、障害者の範囲に難病等が追加されるほか、障害者に対する支援の拡充などの改正が行われた。
	小地域ネットワーク活動	高齢者や障害者などが地域で安心して生活できるよう、住民の参加と協力による支えあい、助けあい活動を小地域で行う体制を整備することを目的として、大阪府小地域ネットワーク活動推進事業補助金の活用を図りながら、校区福祉委員会が実施している。事業内容としては、見守りや手助けなどの個別援助活動とサロン活動等のグループ援助活動を実施している。
	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。一般的には自治会、町内会、青年団、婦人会など地域活動の組織を活かして結成されている。
	新型コロナウイルス感染症	人に感染する7つ目の「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症（COVID-19）のこと。
	スクールガード	平日の登下校時に学校内及び通学路周辺で子どもたちを見守るPTAや地域の方々によるボランティア活動のこと。
	スマイルサポーター	研修を受けた保育士が、子育てだけに限らず、例えば高齢者介護や障害者への自立支援など、さまざまな相談に応じ、関係機関や団体に適切に橋渡しを行う。

用語		解説
	生活困窮者自立支援制度	2015年（平成27年）4月から始まった制度で、第1のセーフティネット（社会保障）と第3のセーフティネット（生活保護制度）との間の、第2のセーフティネットとして位置付けられ、貧困を未然に防止するという役割が期待されているもの。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
	精神保健福祉ボランティア	「こころの病」や「精神障害」について正しい知識を知り、こころに病がある方への理解を深め、地域で安心して暮らせるようお互いが助け合い、思いやりの気持ちを持って行うボランティア活動。
	セーフティネット	セーフティネット（安全網）とは元々サーカスの空中ブランコの下に張られたものから由来しており、傷病や失業、貧困など個人の生活を脅かすリスクを軽減し、保障を提供する社会的な制度やプログラムを総称してセーフティネットという。
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする場合などに、保護し、支援する制度のこと。
	ソーシャルインクルージョン	どのような人でも排除することなく、健康かつ文化的な生活ができるよう援護していく考え方のこと。
た	多頭飼育崩壊	犬や猫などの動物を数多く飼育した結果、何らかの原因で繁殖しすぎてしまい、適正な飼育ができなくなってしまう状態に陥ること。
	団塊の世代	日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代（1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）生まれのベビーブーム世代のことをいう。）のこと。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
	地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。
	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域の包括的な支援体制のこと。
	地縁型活動／テーマ型活動	「地縁型活動」は、自治会・町会を中心とした、住民にとって一番身近な組織の活動。「テーマ型活動」は、地域住民自らの意思決定に基づいてテーマを設定し地域活動を進めていくこと。
	チームアプローチ	チームで介護サービスなどに取り組むことによって、質の高いサービスの提供を目指すこと。

用語		解説
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	家庭内暴力。配偶者など同居者による身体的、精神的な暴力や言動などを受けることをいう。
な	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した生活が送られるよう、その権利を擁護することを目的としている。具体的には、①福祉サービス利用支援、②日常的金銭管理サービス、③書類保管サービスなどを行っている。
	認知症	生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態のこと。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人などが、地域の身近な場所で気軽に集い、認知症の人やその家族同士の情報交換や、医療や介護の専門職への相談、地域の人との交流などができる場。
	認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動を行う「認知症サポーター」を養成する講座。
	認知症地域支援推進員	2018 年度（平成 30 年度）からすべての市町村に配置され、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。
は	8050 問題	80 歳代の高齢者が引きこもってしまっている 50 歳代の子どもの面倒を見ているという状況から生まれる複合多問題世帯を総称する言葉。
	羽曳野市介護保険事業者連絡協議会	羽曳野市内で介護保険事業を実施する事業者等による自主的組織として、介護保険事業の円滑な運営を目指すとともに、会員自らの資質向上と質の高いサービスが提供できるよう、行政等との連絡調整を図り、地域保健福祉の充実と発展に寄与することを目的とする組織。
	羽曳野市地域就労支援センター	市内にお住まいのひとり親家庭の親、障害者、中高年齢者など働く意欲がありながら、さまざまな問題を抱えていることで就労ができない方などを対象に雇用・就労についての相談事業を行う。
	羽曳野市福祉施設連絡会	羽曳野市内の社会福祉法人で、高齢・障害・子ども（保育・認定保育、児童養護）の種別を超えた連携や交流を行い、地域福祉の向上や地域貢献活動を行うため結成された組織。
	羽曳野市ボランティア連絡会	羽曳野市ボランティアセンターに登録されているボランティアグループが、個々の団体の枠を超えて協働して事業を実施することで、羽曳野市全体のボランティア活動の振興や啓発、福祉の発展を目指す。
	はびきの市民活動交流会	羽曳野市の市民及び市民活動団体で構成している。相互に交流することで市民活動の向上、発展を図ることを目的に、市民活動に関する情報交換や助け合い、交流会や研修会、イベント等を行っている。

用語		解説
	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障害のある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。
	ピアカウンセリング	同じような立場・境遇にある人同士が、対等な立場で悩みや不安を話し、共感的に聞き合いながら、解決策を見出していくこと。
	ひきこもり	「さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。
	避難行動要支援者名簿	2013年（平成25年）6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定された。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（2013年（平成25年）8月）が策定・公表された。 羽曳野市においては、「羽曳野市避難行動要支援者支援制度」として施策を実施している。また、避難行動要支援者名簿については「羽曳野市避難行動要支援者名簿」、そのうち本人が同意をし、平常時から支援関係者に提供しているものを「羽曳野市避難行動要支援者台帳」（旧 羽曳野市災害時要援護者台帳）とする。
	ふれあい喫茶	地域で暮らす人たちの交流の場として地域の会館や集会所などで実施され、飲み物や軽食などが100円程度で提供されている。子どもから高齢者まで、誰でも参加できる場となっており、運営は地域住民の主体的なボランティア活動で行われている。
	フレイル	加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能など）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。
	放課後子ども教室	子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。
	保護司	20歳未満で保護観察対象となった人たちや、刑務所から仮釈放をされている人たちの社会復帰を保護観察官とともにサポートしていく人のこと。
	ホームヘルパー（訪問介護員）	在宅の高齢者や障害者宅を訪問して、介護サービス（食事や入浴、排泄、衣服の着脱や移動などの支援）や家事援助サービス（調理、洗濯、掃除、買物などの援助や代行）を提供する職種のこと。
	ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。

用語		解説
	ボランティアセンター	ボランティアをしたい人、ボランティアの応援が必要な人、ボランティアについて知りたい人など、ボランティア活動に関わる人たちを支援する羽曳野市社会福祉協議会に設置された機関。ボランティア相談・登録・コーディネート、講座・講習会の開催、資材・機材の貸出、ボランティア情報の提供を行っている。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねる。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
や	ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者という特定の人に限定せず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。
	幼保一体化	幼児教育の一層の充実などを目的として、幼稚園と保育園を統合すること、または統合して運営する制度のこと。
	要約筆記（奉仕員）	手話を使わない聴覚障害のある人（多くは中途失聴・難聴者）に対して、講演会や集会等で、発言者の言葉を即時に同じ意味合いで要約して記述し、ノートやオーバーヘッドプロジェクター（OHP）等で伝える方法。
ら	老人クラブ	仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とした地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。
わ	ワークショップ	一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。通常ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営される。企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。
A	COW（コミュニティワーカー）	地域社会の生活問題について、地域住民の主体性を高めつつ社会福祉の間接援助技術であるコミュニティワークの技術を用いて、住民自ら、それらの問題を明確化し、解決していくことを側面的に援助していく人のこと。
	CSW（コミュニティソーシャルワーカー）	中学校区程度の身近なところで、高齢者、障害者、子どもなどの分野にかかわらず相談を受けて、その人や家族が必要とする援助内容に応じて、関係機関と協力しながら支援する福祉専門職。
	DIG（災害図上訓練）	Disaster（災害）Imagination（想像力）Game（ゲーム）の頭文字をとって名付けられた「DIG」。身近な文房具を使い、地図や見取り図に参加者自身が書き込みをすることで、自分の地域や住まい・職場に潜む災害の危険性を「見える化」し、こうならないためにはどうすればよいかをみんなで考える、頭の防災訓練。

用語		解説
	HUG (避難所運営ゲーム)	Hinanzyo (避難所) Unei (運営) Game (ゲーム) の略で、避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。
	I C T	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
	L G B T Q	性的少数(セクシュアルマイノリティ)の人たちの総称で、Lesbian (レズビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー)、Queer/Questioning (クイアまたはクエスチョニング)の頭文字からなる。
	MSW	「Medical Social Worker」の略で、医療ソーシャルワーカー。医療機関などにおける福祉の専門職で、病気になった患者や家族を社会福祉の立場からサポートする人のこと。
	N P O	「Nonprofit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。
	S D G s	「Sustainable Development Goals」の略で、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標のこと。
	S N S	「Social Network Service」の略で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスのこと。
	S S W	スクールソーシャルワーカー。学校に配置され、児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。
	WAMネット	福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取り組み状況などに関する情報をわかりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイト。

6 相談・支援機関一覧

高齢者の相談窓口

○羽曳野市地域包括支援センター（高年介護課地域包括支援課内）

羽曳野市役所別館総合福祉センター 1 階②窓口

T E L : 072-958-1111（内線 1353～1359）、072-947-3822（直通）

F A X : 072-950-1030

○在宅介護支援センター（地域包括支援センターの地域相談窓口）

名称	担当校区	住所	T E L
四天王寺悲田院在宅介護支援センター	西浦・羽曳が丘・埴生南	学園前 6-1-1	072-957-3731
在宅介護支援センター河原城苑	丹比	河原城 927	072-938-3999
在宅介護支援センター羽曳野	古市南・駒ヶ谷・西浦東	古市 2271-114	072-958-9951
アンジュ在宅介護支援センター	埴生	野 371	072-936-1212
在宅介護支援センター悠々亭	高鷲南・恵我之荘	檜山 100-1	072-953-1003
在宅介護支援センターまほろば	白鳥・古市	誉田 3-15-6	072-956-2287
在宅介護支援センターあったか村	高鷲・高鷲北	恵我之荘 3-4-27	072-936-1323

子育て・こどもの相談窓口

○羽曳野市役所市長公室こども未来室こども課

<教育保育給付担当>（保育施設等）

羽曳野市役所本館 1 階

T E L : 072-958-1111（代表）

072-947-3835（直通）

F A X : 072-956-0730

○羽曳野市市長公室こども未来室家庭支援課

<児童支援担当>（各種手当）

羽曳野市役所本館 1 階

T E L : 072-958-1111（代表）

072-947-3836（直通）

F A X : 072-956-0730

<家庭児童相談担当>

羽曳野市役所本館 1 階

T E L : 072-958-1111（代表）

072-947-3837（直通）

F A X : 072-958-0397

○子育て支援センター

名称	住所	T E L	F A X
四天王寺悲田院地域子育て支援センター「ぼのぼ」	学園前 6-1-1	072-957-7517	072-950-3457
羽曳野市立子育て支援センター「ふるいち」	古市 4-2-9	072-958-3308	072-958-3350
羽曳野市立子育て支援センター「むかいの」	向野 523	072-953-6361	072-953-6361

○羽曳野市保健福祉部保険健康室 健康増進課

(母子の健康・子育て・成人の健康・こころの健康・食育)

羽曳野市役所保健センター (羽曳野市誉田 4-2-3)

T E L : 072-956-1000

F A X : 072-956-1011

○羽曳野市教育委員会事務局学校教育室 学校教育課 (幼稚園・小学校・中学校・教育)

羽曳野市役所別館総合福祉センター 3階

T E L : 072-958-1111

F A X : 072-956-7196

障害のある方の相談窓口

○羽曳野市役所保健福祉部障害福祉課

羽曳野市役所別館総合福祉センター 1階

T E L : 072-958-1111 (代表)、072-947-3823 (直通)

F A X : 072-957-1238

○相談支援事業所

名称	住所	T E L	F A X
身体障害・知的障害専門 支援センター はる	羽曳野市誉田 7 丁目 808-1 大西記念センター内	072-931-1607	072-931-2030
障害児専門支援センター ばんびーの	学園前 6-1-1	072-950-1530	072-950-1531
精神障害専門フレンドハウス	恵我之荘 4-4-18 松本ビル 2 F	072-953-0519	072-953-0519
精神障害専門支援センター ホープ	古市 1-15-17	072-957-2175	072-957-2176

生活困窮に関する相談窓口 (自立相談支援事業)

○羽曳野市社会福祉協議会

羽曳野市役所別館総合福祉センター 1階

T E L : 072-958-2315

F A X : 072-958-3853

就労・消費についての相談窓口

○羽曳野市生活環境部産業振興課（羽曳野市地域就労支援センター）

羽曳野市役所本庁 2 階

T E L : 072-958-1111（代表）、072-937-0860（羽曳野市地域就労支援センター 直通）

072-947-3715（羽曳野市消費生活センター 直通）

F A X : 072-950-2055

○人権文化センター（人権・生活・就労・教育等の相談）

羽曳野市向野 2-9-7

T E L : 072-955-4556（直通）

F A X : 072-955-7042

ボランティアや市民公益活動についての相談窓口

○羽曳野市市民人権部市民協働ふれあい課（市民公益活動・町会・自治会・多文化共生）

羽曳野市役所本庁 1 階

T E L : 072-958-1111（代表）

F A X : 072-958-0397

○羽曳野市ボランティアセンター（羽曳野市社会福祉協議会）

羽曳野市役所別館総合福祉センター 2 階

T E L : 072-958-2315

F A X : 072-958-3853

羽曳野市社会福祉協議会

部署	住所	T E L	F A X
事務局（直通）	誉田 4-1-1 （羽曳野市役所別館総合福祉センター 1 階）	072-958-2315	072-958-3853
西部事務所 （あいあいハウス）	南恵我之荘 2-3-22	072-953-8067	072-953-8011
東部ヘルパー ステーション	誉田 4-1-1 （羽曳野市役所 A 棟 1 F）	072-958-1626	072-958-0084
居宅介護支援事業所	誉田 4-1-1 （羽曳野市役所 A 棟 1 F）	072-950-0950	072-958-0084
あおぞら保育園	古市 2-2-27	072-950-1105	072-958-1290
ベビーハウス社協	高鷲 9-2-17	072-930-0240	072-937-3824

大阪府の機関

名称	住所	TEL
大阪府藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺 1-8-36	072-955-4181
富田林子ども家庭センター	富田林市寿町 2-6-1 (大阪府南河内府民センタービル内)	0721-25-1131

第4期羽曳野市地域福祉計画
第4期羽曳野市地域福祉活動計画
(令和3年3月)

編集・発行

羽曳野市 保健福祉部 福祉総務課

〒583-8585

羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL : 072-958-1111 (代表)

FAX : 072-947-3840

社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会

〒583-8585

羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL : 072-958-2315

FAX : 072-958-3853



羽曳野市

社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会